

三重県市町受援計画策定手引書

令和3年3月

三 重 県

はじめに

平成 28 年（2016 年）の熊本地震を受けて、あらかじめ受援体制を構築しておくことの重要性が浮き彫りとなりましたが、平成 30 年 7 月豪雨の被災自治体においても、受援計画が未策定なことなどにより対応が後手になったという事例があり、あらためて発災前の受援体制の整備が不可欠なものであることを突き付けられました。

三重県では、平成 30 年（2018 年）3 月、南海トラフ地震等の大規模災害時において、国や他都道府県等からの広域応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、「三重県広域受援計画」（以下、「県広域受援計画」という。）を策定しました。

県広域受援計画は、市町の受援体制の整備につなげる特徴を有しており、県と一体的に受援対応すべき市町の対応のポイントを整理しています。

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、受援活動は、県と被災市町が足並みを揃えて行うことが重要であり、県と市町が一体となった受援体制を整備することにより、限られた人的・物的支援を最大限有効活用し、効果的な被災者支援につなげるのが可能となります。

このたび作成した「三重県市町受援計画策定手引書」は、県広域受援計画と連携した受援活動を円滑に実施するために必要な「市町受援計画」を策定するための作業手順などに焦点を当て、県広域受援計画で示した市町の対応のポイントを、よりわかりやすく詳細に記載しています。

本手引書の作成にあたっては、県内市町にも参画・協力（検討ワーキンググループ、意見交換会など）いただくとともに、平成 30 年 7 月豪雨の被災地である広島県熊野町等へ派遣された県・市町職員の気づきの収集や、熊本県益城町等の被災経験自治体からも情報提供を得るなどして、近年の災害の教訓を踏まえたタイムリーな内容としています。

県内市町が本手引書を活用し受援体制の整備を進めていただくことを期待するとともに、県は市町向けの研修会や市町と連携した訓練を実施することなどにより、県及び市町の受援体制を構築してまいります。

令和 3 年 3 月

「三重県市町受援計画策定手引書」の活用について

○「三重県市町受援計画策定手引書」の対象者について

この手引書は、市町担当者（主に防災担当者）を対象としています。

○「三重県市町受援計画策定手引書」について

この手引書は、市町において、「三重県広域受援計画」と連携した受援活動を円滑に実施していただくために必要な「市町受援計画」を策定するためのワーク（作業手順）やポイントなどをまとめたものです。

本手引書では、「三重県広域受援計画」が定める分野のうち、市町の受援活動の役割が重要となる「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」を、主要3分野としています。

手引書の第2章「自治体応援職員の受入れ」、第3章「支援物資の受入れ」、第4章「ボランティアの受入れ」の基本構成は、以下のとおりです。

【ワーク（作業手順）】…市町担当者の具体の作業手順

【ポイント】…整理すべき論点

【留意点】…各ポイントの詳細

なお、「三重県広域受援計画」が定めるその他の分野（「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療・保健活動」、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保」）についても、市町が実施すべき受援活動の参考例などを記載しています。

○別冊「市町受援計画ひな型」について

別冊「市町受援計画ひな型」は、「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」に関する計画の作成例です。

《手引書の活用手順（例）》

- ①各章の【ワーク（作業手順）】を確認した上で、それぞれの【ポイント】について、各市町の地域防災計画や既存のマニュアルなどと照らし合わせて、新たに対応が必要な【ポイント】と、既に取り組んでいるがより一層の対応が必要な【ポイント】を洗い出しましょう。
 - ②洗い出した【ポイント】ごとに、庁内関係課や関係機関を整理しましょう。
 - ③【留意点】や別冊「ひな型」を参考にしながら、庁内関係課や関係機関と協議し、各【ポイント】に対する対応を整理しましょう。
 - ④整理した結果を別冊「ひな型」に反映し受援計画を策定しましょう。
- ※手引書や「三重県広域受援計画」を参考に、各市町における人的・物的資源や関係機関などの状況に応じて、まずは、1つの分野から作成を進めるなど着実に受援計画の策定に努めてください。

目次

第1章 総則	1
第1節 受援体制整備に関する基本方針	1
1. 受援体制整備の必要性	1
2. 受援体制整備の基礎となる市町受援計画の策定	1
3. 保有するリソース（人的・物的資源）と被害想定等の確認	2
第2節 本手引書の目的	3
1. 「三重県広域受援計画」と連携した市町受援計画の策定等の支援	3
第3節 本手引書における市町受援計画の基本的な考え方	4
1. 県と市町の受援活動のタイムラインの整合	4
2. 関係機関と連携を行うための体制の構築	4
3. 躊躇ない応援要請の実施	4
第4節 市町受援計画の検討体制	5
1. 全庁体制での検討	5
2. 関係機関を含めた体制での検討	5
第5節 市町受援計画策定後の取組（平時の取組）	6
1. 計画の実効性向上に向けた取組	6
2. 計画の見直し	6
第2章 自治体応援職員の受入れ	9
第1節 計画に基づく活動期間	9
1. 活動のタイムライン	9
第2節 活動の概要	10
1. 自治体応援職員の受入れ活動の流れ	10
2. 自治体応援職員の区分	13
第3節 関係機関の役割等	15
1. 関係機関の役割	15
2. 市町災害対策本部の「受援担当（受援班等）」の設置	19
3. 各課（室）の受援担当の設置	20
4. 一般事務職員・専門職種職員の受入れ	21
第4節 初動	22
1. 人的支援ニーズの把握	22
2. 応援要請	23
3. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	25
第5節 受入れ調整	26
1. 受入れ調整	26
第6節 支援活動及び調整	28
1. 活動支援	28
2. 受援状況の進行管理	30
第7節 受援終了のプロセス	32
1. 受援終了のプロセス	32
第8節 自治体応援職員が従事する業務	34

1. 自治体応援職員が従事する業務.....	34
第9節 応援要請人数の試算	36
1. 応援要請人数の試算	36
参考資料：主な業務の要請人数の試算例.....	37
第3章 支援物資の受入れ	46
第1節 計画に基づく活動期間.....	46
1. 活動のタイムライン	46
第2節 活動の概要.....	49
1. 支援物資の受入れ活動の流れ	49
2. 物資拠点	51
第3節 関係機関の役割等	53
1. 関係機関の役割.....	53
2. 市町災害対策本部の「物資部門」の設置	56
第4節 初動.....	58
1. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況の収集	58
2. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の選定	60
3. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設	64
4. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集	66
5. 関係機関との情報共有	67
第5節 受入れ調整.....	68
1. 支援物資の受入れ・仕分け.....	68
第6節 支援活動及び調整	71
1. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所への物資輸送等	71
2. 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	74
3. 支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）	76
4. 応急給水にかかる受援活動.....	79
参考資料：物資拠点運営の検討資料.....	80
参考資料：様式集.....	84
第4章 ボランティアの受入れ.....	89
第1節 計画に基づく活動期間.....	89
1. 活動のタイムライン	89
第2節 活動の概要.....	91
1. ボランティアの受入れ活動の流れ.....	91
2. 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所	96
3. ボランティアの種類と活動内容.....	97
第3節 関係機関の役割等	100
1. 関係機関の役割.....	100
2. 市町災害対策本部の「ボランティア部門」の設置.....	104
3. 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営、現地協働プラットフォーム構築・運営にかかる平時からの取組	105
第4節 初動.....	107
1. 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ	107

2.	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	108
3.	現地（市町）災害ボランティアセンターの活動に対する支援	109
第5節	受入れ調整	112
1.	現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営等	112
第6節	支援活動及び調整	114
1.	現地協働プラットフォームの構築・運営	114
2.	みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有	115
3.	現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有	116
	参考資料：過去の災害時の事例	117
第5章	その他の受援活動	121
第1節	緊急輸送ルート	121
1.	活動のタイムライン	121
2.	活動の概要	124
3.	関係機関の役割	125
4.	市町の活動内容	129
第2節	救助・救急、消火活動	131
1.	活動のタイムライン	131
2.	活動の概要	133
3.	関係機関の役割	135
4.	市町の活動内容	139
第3節	医療・保健活動	141
1.	活動のタイムライン	141
2.	活動の概要	143
3.	関係機関の役割	145
4.	市町の活動内容	150
第4節	高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ	151
1.	活動のタイムライン	151
2.	活動の概要	152
3.	関係機関の役割	155
4.	市町の活動内容	160
第5節	燃料供給	161
1.	活動のタイムライン	161
2.	活動の概要	163
3.	関係機関の役割	165
4.	市町の活動内容	168
第6節	電力の臨時供給	169
1.	活動のタイムライン	169
2.	活動の概要	170
3.	関係機関の役割	171
4.	市町の活動内容	174
第7節	ガスの臨時供給	175
1.	活動のタイムライン	175
2.	活動の概要	176

3.	関係機関の役割.....	177
4.	市町の活動内容.....	180
第8節	通信の臨時確保.....	181
1.	活動のタイムライン	181
2.	活動の概要.....	181
3.	関係機関の役割.....	183
4.	市町の活動内容.....	186

第1章 総則

第1章 総則

第1節 受援体制整備に関する基本方針

1. 受援体制整備の必要性

災害により被災した市町は、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となります。被害規模が大きくなれば、被災市町単独での対応は、一層困難になります。

このような状況の下で不可欠となるのが、「他自治体等からの応援を円滑に受入れること（受援）」です。

被災地外の地方自治体等は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣、支援物資等の提供を行うなどして被災地を支援します。近年は、多くの地方自治体等が積極的な応援を実施するようになってきました。

こうした応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるためには、受援体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

2. 受援体制整備の基礎となる市町受援計画の策定

受援体制を整備するため、いざ発災したときに、「応援を円滑に受け入れ、最大限有効に生かす」ための計画（受援計画）を、事前に策定しておくことが必要です。

受援計画の策定を通じて、時系列に沿った受援活動、関係機関の役割、災害対策本部を中心とした体制など、受援活動に関して必要な事項を整理することが重要です。

■ 「受援」・「応援」の定義

「受援」：災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。

「応援」：災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

（参考：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
（内閣府））

3. 保有するリソース（人的・物的資源）と被害想定等の確認

受援体制の整備に取り組むにあたっては、まず、各市町が保有するリソースと、被害想定やハザードマップ、孤立可能性集落等を確認することが重要です。

これらを照らし合わせることにより、各市町で必要となる応援の量・種類を割り出すことにつながります。

あらかじめ確認すべき分野別の主なリソースは、以下のとおりです。

分野	確認すべき主なリソース
自治体応援職員の受入れ	<input type="checkbox"/> 各災害対応業務に配置できる自市町の職員数
支援物資の受入れ	<input type="checkbox"/> 現物備蓄・流通備蓄の状況 <input type="checkbox"/> 物流事業者との連携体制 <input type="checkbox"/> 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の状況 <input type="checkbox"/> 支援物資の荷捌きのための職員のフォークリフト免許取得状況 <input type="checkbox"/> 支援物資の輸送に使用できる公用車の状況
ボランティアの受入れ	<input type="checkbox"/> 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置場所・運営体制 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会等の関係機関との連携体制
緊急輸送ルート	<input type="checkbox"/> 優先して道路啓開を行う必要がある市町管理道路 <input type="checkbox"/> 建設業者との連携体制
救助・救急、消火活動	<input type="checkbox"/> 消防吏員・消防団の状況 <input type="checkbox"/> 消防団と自主防災組織との連携体制 <input type="checkbox"/> 救助活動拠点の状況
医療・保健活動	<input type="checkbox"/> 医療救護所など保健医療活動チームの活動場所 <input type="checkbox"/> 郡市医師会との連携体制
高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ	<input type="checkbox"/> 高齢者入所施設など介護職員等の活動場所 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会等の関係機関との連携体制
燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保	<input type="checkbox"/> 燃料等の供給対象となる重要施設の状況 <input type="checkbox"/> 通信を確保する必要がある重要施設の状況

第2節 本手引書の目的

1. 「三重県広域受援計画」と連携した市町受援計画の策定等の支援

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、受援活動は、県と被災市町が足並みを揃えて行うことが重要であり、県と市町が一体となった受援体制を構築することにより、限られた人的・物的支援を最大限に有効活用し、効果的な被災者支援につなげることが可能となります。

本手引書は、市町において、「三重県広域受援計画」と連携した受援活動を円滑に実施するために必要な「市町受援計画」を策定するためのワーク（作業手順）やポイントなどを示し、市町の計画策定を支援することなどを目的としています。

本手引書では、「三重県広域受援計画」が定める分野のうち、市町の受援活動の役割が重要となる「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」を主要3分野とし、これらの分野については、受援計画の策定を支援するため、別冊「市町受援計画ひな型」を示しています。

また、その他の分野（「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療・保健活動」、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保」）については、各市町の地域防災計画の中での整理（計画の加筆・修正等）を支援するため、市町が実施すべき受援活動の参考例を示しています。

■市町の実情に即した市町受援計画の位置づけ

防災基本計画では、下記のとおり、地域防災計画に受援計画を位置づけるよう努めるものとの記載がなされています。

市町受援計画は、「受援計画として単独で作成する」、「地域防災計画に受援編を設ける」など、各市町の実情に即して位置づけてください。

（参考：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府））

防災基本計画（第2編 第1章 第6節 2（5））

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- 市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第3節 本手引書における市町受援計画の基本的な考え方

1. 県と市町の受援活動のタイムラインの整合

「三重県広域受援計画」では、国、県、市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、「南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）」を設け、発災からの経過時間に応じた活動目標を定めています。

市町受援計画では、市町の活動内容を、「三重県広域受援計画」の県等の活動のタイムラインと整合性を図りながら、時系列に整理しておくことが、受援活動を円滑に実施する上で重要です。

2. 関係機関と連携を行うための体制の構築

大規模災害時の広域応援は、国、県外の自治体、民間団体やボランティアなど多様な主体の関わりにより実施され、その形態は、被害状況等により異なり、災害時の応援協定等に基づく応援のほか、要請に基づかない自主的な応援（プッシュ型支援）など、様々な枠組みで行われます。

このため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、各機関と情報共有や調整などを行う体制（担当部門）を、災害対策本部内に構築しておくことが重要です。

3. 躊躇ない応援要請の実施

迅速かつ的確に応急対策活動を実施するためには、発災後、ハザードマップ等の活用により被害の概況を迅速に把握し、自市町で対応できるかどうか（応援要請が必要かどうか）を判断の上、躊躇することなく応援要請を行うことが求められます。

このため、応援を求める業務の整理や、応援要請人数の試算などについて、あらかじめ検討しておくことが重要です。

第4節 市町受援計画の検討体制

1. 全庁体制での検討

南海トラフ地震等の大規模災害時には、各市町の防災所管課は、災害対策本部の運営の中心となり、その運營業務等で忙殺されることが想定され、様々な対応を、防災所管課のみで担うことはできません。

そのため、全庁一丸となって受援活動を実施することが求められます。

大規模災害時に、全庁的に受援活動を実施するためには、市町受援計画を策定する過程への庁内関係課等の参画が不可欠であり、各課にはその重要性について十分認識を持ってもらうことが重要です。

2. 関係機関を含めた体制での検討

前述のように、受援・応援は様々な枠組みの中で多様な主体の関わりにより実施され、被災市町は、発災直後から様々な関係機関の応援を受けることとなります。

市町受援計画の策定にあたっては、検討の段階から、応援側である県等の関係機関を交えて行うことが、実効性のある計画にしていく上で重要となります。

なお、県としては、平成31年（2019年）度以降、本手引書や、平成30年（2018年）5月20日に実施した「三重県受援体制整備に向けた活動実験」の様態を収めた映像記録等も活用した受援計画策定に関する研修会を開催するなど、市町と連携した訓練の実施などにより検討の支援を行っています。

第5節 市町受援計画策定後の取組（平時の取組）

1. 計画の実効性向上に向けた取組

市町受援計画策定後は、以下の取組などを通じて、受援計画の内容を充実させ、より実効性の高いものとしていくことが重要です。

（1）訓練等による検証

訓練等による検証を行い、明らかとなった課題等について計画内容へ反映することが重要です。

（2）研修・連絡会議等での共有

職員研修や連絡会議等で、計画について繰り返し説明の場を設け、計画内容の周知を図ることが重要です。

（3）拠点の管理

市町受援計画で定めた防災拠点について、拠点の施設管理者と連携しながら、災害発生時において円滑に各拠点機能を果たすことができるよう、必要な資機材の確認や拠点運用の実動訓練を実施することが重要です。

（4）関係機関間の顔の見える関係づくり

大規模災害時には、数多くの関係機関が連携を密にし、被災者支援にあたることが求められるため、平時から顔の見える関係を構築しておくことが重要です。

2. 計画の見直し

上記の取組などに基づいて、市町受援計画の見直しを継続的に行うことが重要です。

このほか、「三重県広域受援計画」が修正された場合や、国、県及び関係機関の体制変更、施設整備の進捗なども踏まえて、計画の見直しを行うことも重要です。

「三重県広域受援計画」の令和3年度修正では、新型コロナウイルス感染症への基本的な対応について追記しています。（同計画第1章総則第10節）

（1）感染症対策

受援活動を行うにあたっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防に努める。

（2）対策を講じる場所

感染症対策を講じる必要がある場所は、災害対策本部、避難所、宿营地、救助活動拠点、物資拠点、ボランティア支援センター等、人と人が接触する可能性がある全ての場所であることに留意する。

(3) 受入れにあたっての依頼事項

応援職員などの受入れにあたっては、応援団体に対して、出発前の体調管理やマスク・防護服などの感染防止対策の装備品の持参などを依頼する。また、応援職員に加え災害ボランティアなどに対しては、活動時に体調がすぐれない場合は、保健所や責任者等に連絡の上、すぐに応援活動から外れるよう依頼する。

(4) 感染症に関する情報共有

適切な感染症対策を講じるため、国、県、市町、関係機関に対して、感染者発生状況等の情報を提供する、応援者が感染した場合に備え連絡体制を構築するなど、感染症に関する迅速な情報共有に努める。

ただし、感染者、濃厚接触者等に係る個人情報の取り扱いは、不当な差別・偏見が生じないように十分な配慮を行う。

第2章 自治体応援職員の受入れ

第2章 自治体応援職員の受入れ

第1節 計画に基づく活動期間

1. 活動のタイムライン

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、県等の行動項目と連動したタイムライン表を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動することとしています。

なお、南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、東日本大震災時と同程度の期間を要することが想定されます。東日本大震災時において、短期派遣職員については自治体応援職員数のピークは災害発生から1～2か月程度であり、中長期派遣職員については現在も派遣が継続されていることから数年の活動期間となることが想定されます。

市町受援計画は、この期間を基本に、計画の対象期間を定める必要があります。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 1日目)	庁内の人的支援ニーズの把握 (応援が必要な業務・人数・期間等の見積もり)	
	県等への応援要請	人的支援ニーズの把握 全国知事会、関係省庁、関係団体等への応援要請
	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集
受入れ調整 (発災～発災後 3日目)		対口支援団体の決定
	自治体応援職員の配置調整	自治体応援職員の配置調整
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目以降)	自治体応援職員の活動支援	自治体応援職員の活動支援
	受援調整会議の開催等による自治体応援職員の受援状況の進行管理	受援調整会議の開催等による自治体応援職員の受援状況の進行管理

第2節 活動の概要

1. 自治体応援職員の受入れ活動の流れ

ワーク（作業手順）

- 以下の図を参考に、自治体応援職員の受入れ活動の流れ図を作成し、市町受援計画に記載しましょう。
(図には、具体の市町固有協定締結団体の名称も書き込みましょう。)

【ポイント】

(2) 関係機関からの受入れ活動の流れ

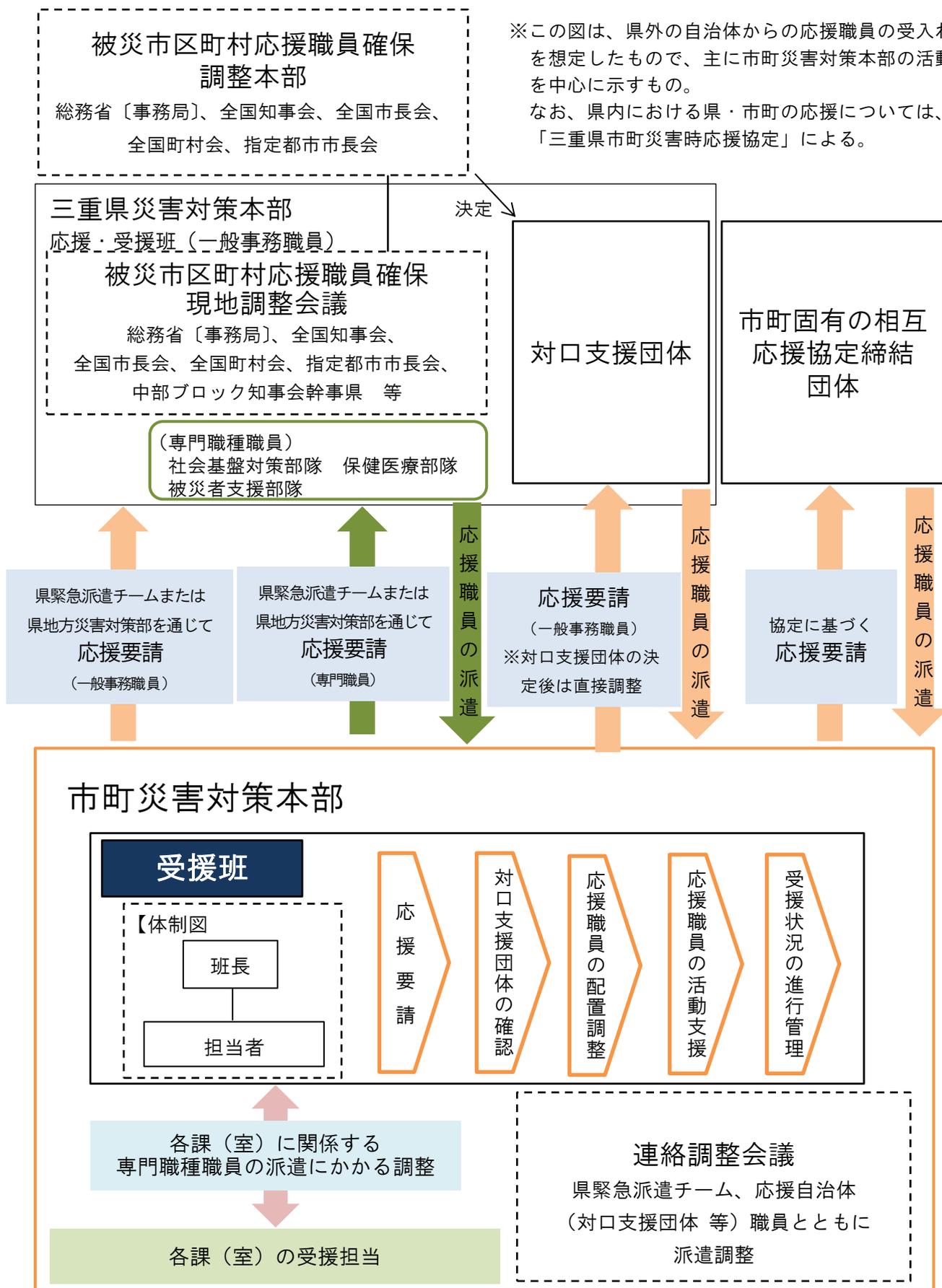
【留意点】

(2) 関係機関からの受入れ活動の流れ

避難所の運営及び罹災証明書の交付等の業務に従事する一般事務職員の派遣システムである総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、発災後、速やかに、県内市町ごとに対口支援団体が決定されます。決定された対口支援団体から応援職員が派遣されます。

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士、スクールカウンセラー等の専門職種職員については、関係省庁や関係団体を通じて派遣調整が実施されます。

図：自治体応援職員の受入れ活動の流れ



「応急対策職員派遣制度」（総務省）について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、2017年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。

この報告書を踏まえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「応急対策職員派遣制度に関する要綱」（旧要綱名：「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」）を定めている。

【応急対策職員派遣制度の概要】

当該制度が適用された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに原則として一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・避難所の運営及び罹災証明書の交付等の業務に従事する一般事務職の応援職員の派遣を対象とする制度である。
- ・対口支援団体は、発災後、速やかに決定。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県及び指定都市からも選定し決定。
- ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を原則として一対一で支援する。
- ・必要に応じて、災害マネジメント総括支援員（G A D M）^{ギャドム}の派遣が行われ、被災市区町村長の災害マネジメントの総括的な支援も行う。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

2. 自治体応援職員の区分

ワーク（作業手順）

■以下や、「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画・自治体応援職員の業務内容）」を参考に、自治体応援職員の区分を理解しましょう。

【ポイント】

（3） 職員の区分に応じた応援要請

※事前の対策：発災後の応急対応から復旧・復興までのロードマップの作成

【留意点】

（3） 職員の区分に応じた応援要請

「三重県広域受援計画」では、災害対応業務に必要な自治体応援職員の種類を、「一般事務職員」と「専門職種職員」の2区分に分類しています。それぞれの特徴等は下表のとおりです。

なお、県は一般事務職員の受入れを「応援・受援班（一般事務職員）」を通じて、専門職種職員の受入れを各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて行うこととしています。

市町は、区分に応じて応援要請を行う必要があります。

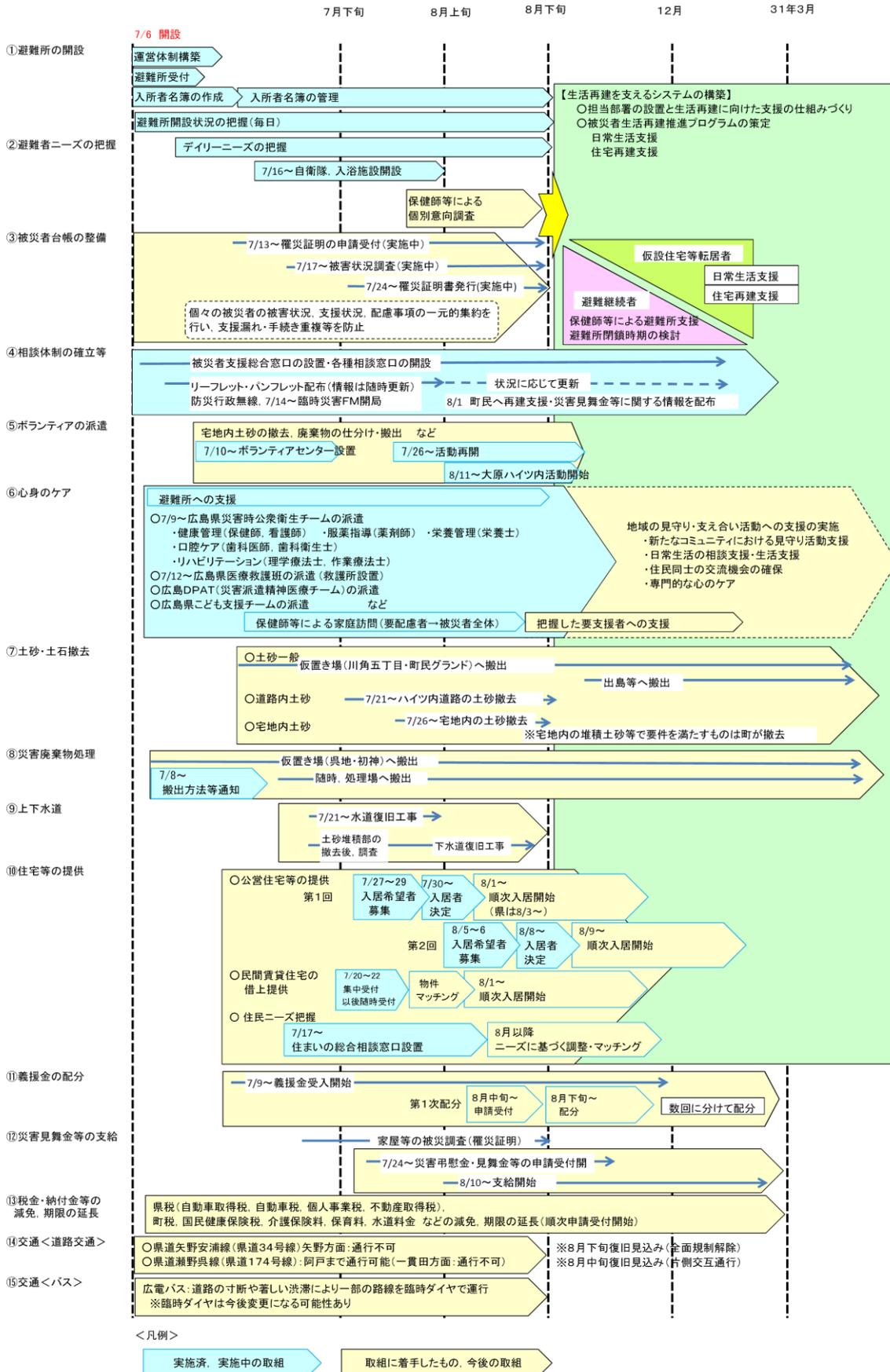
区分	特徴	業務例
一般事務職員	企画・マネジメントの支援を担う職員	・首長の補佐（災害マネジメントの支援等） ・住家被害認定調査の実施計画（調査スケジュール、調査体制等）の策定支援 など
	現場作業のマンパワーとして期待される職員	・住家被害認定調査業務支援 ・罹災証明書発行業務支援 ・避難所運営支援 など
専門職種職員	専門的な技能や資格等を有する職員	・建築技師 ・土木技師 ・スクールカウンセラー など

※事前の対策：発災後の応急対応から復旧・復興までのロードマップの作成

発災後のフェーズによって必要となる人材は、刻々と変化していくことから、先を見据えて応援要請する職種や期間などを整理の上、的確に要請を行うことが重要です。

このためには、平時から発災後の応急対応から復旧・復興までのロードマップを作成し、先を見据えた活動が行えるよう、事前の対策が必要となります。

参考：平成30年7月豪雨災害に係る生活支援・生活再建ロードマップ（広島県熊野町川角地区）



第3節 関係機関の役割等

1. 関係機関の役割

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、関係機関を含めた体制図と、各機関の役割の一覧表を作成して、市町受援計画に記載し、別途、連絡先リストを作成しましょ

【ポイント】

（4） 関係機関との連携体制の構築

【留意点】

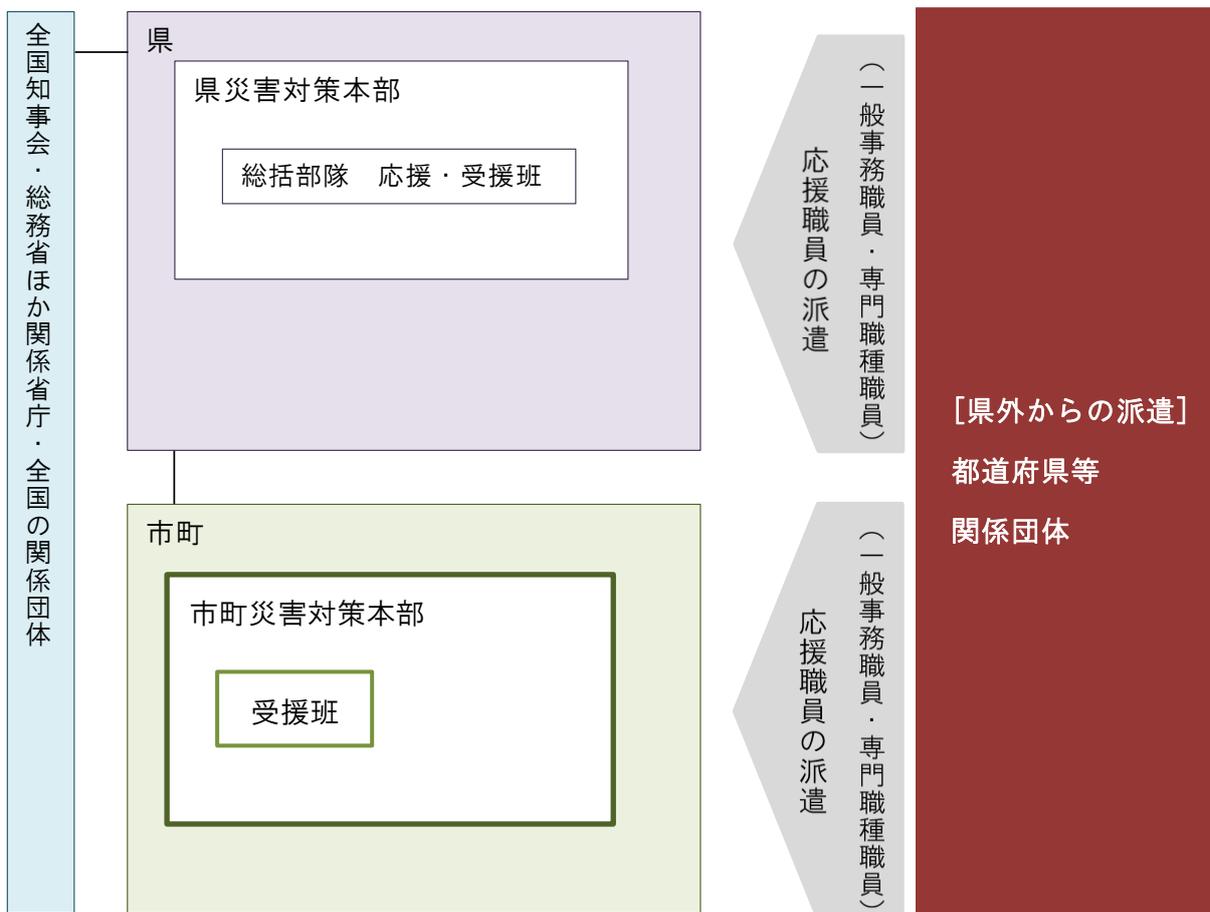
（4） 関係機関との連携体制の構築

「第2節 活動の概要 1. 自治体応援職員の受入れ活動の流れ」に示したように、市町における自治体応援職員の受入れ活動には、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

また、次表の機関以外にも、市町が個別に締結している災害協定締結団体がある場合は、協定の内容や各団体の担当窓口なども確認し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

自治体応援職員の受入れにおける国・県・市町・関係団体の体制



■ 自治体応援職員を受入れる関係機関

関係機関	主な役割
市町災害対策本部 受援担当（受援班等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、県への応援要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 県等への受援状況のとりまとめと報告
県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援班（一般事務職員）」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内や被災市町からの人的支援ニーズの把握 ・ 全国知事会、関係省庁、関係団体への応援要請 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 対口支援団体等にかかる調整 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の受援状況の進行管理

■ 自治体応援職員の派遣調整を行う関係機関

関係機関	主な役割
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村自治体応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援対策職員派遣制度の適用の決定 ・ 応援対策職員派遣制度の運用にかかる総合調整 ・ 「被災市区町村自治体応援職員確保現地調整会議」の運営（事務局） ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
中部ブロック知事会 幹事県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村自治体応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整

■ 自治体応援職員の派遣を行う関係機関

関係機関	主な役割
対口支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパートとなった被災県・市町の人的支援ニーズ把握・情報共有 ・ 被災県・市町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災市町における連絡会議の開催 ・ 対口支援団体による対応が困難な場合は、全国の地方公共団体による自治体応援職員の派遣を要請
市町固有の相互応援協定締結団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災市町における連絡会議への参加

2. 市町災害対策本部の「受援担当（受援班等）」の設置

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、「受援担当（受援班等）」の役割、構成所属や構成人数を検討しましょう。
- 検討結果を基に、関係所属に「受援担当（受援班等）」への参画を依頼しましょう。
- 「受援担当（受援班等）」の担当所属を市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(5) 「受援担当（受援班等）」の設置

【留意点】

(5) 「受援担当（受援班等）」の設置

自治体応援職員の受入れ活動を的確に実施するためには、市町災害対策本部に「受援担当（受援班等）」を設け、受援体制を構築する必要があります。

「受援担当（受援班等）」の設置にあたっては、その役割、担当所属、配置する人数をあらかじめ決めておく必要があります。

「受援担当（受援班等）」の役割としては、庁内ニーズのとりまとめ、応援要請、受入れの調整、受援状況の進行管理などがあります。

市町の人的資源の関係等から、複数人からなる受援「班」の設置が難しい場合には、少なくとも受援「担当者」を配置することが必要です。

3. 各課（室）の受援担当の設置

ワーク（作業手順）

- 各課（室）の受援担当の役割や、市町災害対策本部の受援担当（受援班等）との情報の流れを検討しましょう。
- 検討結果を基に、各課（室）に受援の担当者を設置するよう依頼しましょう。

【ポイント】

（6）各課（室）の受援担当の設置

【留意点】

（6）各課（室）の受援担当の設置

各課（室）で担当している業務の特性に応じて、どのような人的資源（専門職種等）の応援を求め、さらには、応援側の担当者と受入れや役割分担について調整するなど、様々な対応が求められます。また、「受援担当（受援班等）」への応援職員の受入れ状況などの報告も重要です。

このため、市町災害対策本部の「受援担当（受援班等）」だけでなく、各課（室）の受援担当を明確にしておく必要があります。

4. 一般事務職員・専門職種職員の受入れ

ワーク（作業手順）

- 一般事務職員と専門職種職員の受援担当を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（7）一般事務職員・専門職種職員の受援担当の明確化

【留意点】

（7）一般事務職員・専門職種職員の受援担当の明確化

一般事務職員の受入れについては、「受援担当（受援班等）」が担当し、専門職種職員の受入れについては、各課（室）の受援担当が担うこととするなど、あらかじめそれぞれの担当を明確に決めておくことが必要です。

なお、主な専門職種職員の受入れについては、「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画・専門職種職員の受入れ）」を参照してください。

第4節 初動

1. 人的支援ニーズの把握

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、人的支援ニーズの把握の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (8) ニーズのとりまとめ
- (9) ニーズの見積もり

【留意点】

(8) ニーズのとりまとめ

平時にあらかじめ整理しておいた自治体応援職員が従事する業務内容や人的支援ニーズの試算を参考に、庁内における人的支援ニーズを把握します。

(9) ニーズの見積もり

平時にあらかじめ整理しておいた自治体応援職員が従事する業務内容や人的支援ニーズの試算を参考に、応援が必要となる業務や人数、期間を見積もります。

被害状況の判明に応じて、対応すべき課題に優先度を付け、要請する応援職員の職種や応援期間など整理する必要があります。

その際に、「第2節 活動の概要 2. 自治体応援職員の区分」で示した発災後の応急対応から復旧・復興までのロードマップを、あらかじめ作成しておくことが有効です。

2. 応援要請

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、応援要請の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (10) 要請先
- (11) 要請事項・確認事項

【留意点】

(10) 要請先

「受援担当（受援班等）」は、一般事務職員については県緊急派遣チームまたは県地方災害対策本部を通じて県災害対策本部に対して、対口支援団体が決定している場合はその対口支援団体の応援職員を通じて要請を行う必要があります。

専門職種職員については県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部関係部隊に対して要請を行う必要があります。

市町固有の相互応援協定等がある場合は、その関係団体へ応援要請を行う必要があります。

(11) 要請事項・確認事項

①要請する派遣期間

要請する期間については、自治体応援職員が現地に到着するまでの所要時間に加え、業務の引継ぎの期間も考慮する必要があります。たとえば、入れ替わる職員間の応援期間の一部を重ねるなどして、応援側において業務の引き継ぎをしてもらい、受援自治体側の業務説明の負担を小さくすることが重要です。短期派遣職員の場合は、現地での活動日数（引き継ぎの日数を除く）を確保するため、1週間以上のサイクルを目処に受援自治体側へ派遣要請を行うことが望まれます。

②要請する人材等

「ポイント（3）職員の区分に応じた応援要請」を踏まえ、求める人材は、企画やマネジメントができる人材なのか、現場作業のマンパワーとして期待する人材なのか、整理して要請することが重要です。

特に、発災直後は災害対策本部の運営を早く軌道にのせることが重要となるため、対応方針の立案、進行管理などの災害マネジメント業務等に関して市町長に対し助言できる人材の要請の要否について、発災後、速やかに検討する必要があります。

また、要請時には、効果的な支援につなげるため、業務ごとに、「資格・経験の必要性の有無」や「携行を要請する資機材」なども事前に整理して提示することが重要です。

なお、活動に必要な資機材は、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておくことが必要です。

また、応援職員の宿泊所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本としますが、必要に応じて情報提供や、あつせんを行うことが必要です。そのため、宿泊所の一覧表の準備や、あらかじめ宿泊施設と災害時応援協定を締結しておくことが重要です。

③費用の支払い等

災害救助法の確認のほか、費用の支払いや業務終了後の手続き等についても、要請時に確認しておく必要があります。

「協定に基づき、応援に要した経費は受援自治体側が負担する」や、「特別交付税措置以外の残りの部分は応援自治体側が負担する」など負担の考え方について、応援自治体側と調整しておくことが重要です。

また、応援自治体側との調整により、応援職員の旅費、支援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費など負担内容についてできる限り明確にしておくことが望まれます。

<主な応援・受援業務における対象経費>

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、権災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（権災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

（参考：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府））

3. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (12) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集
- (13) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報共有

【留意点】**(12) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集**

自治体応援職員は、要請の手順を通じて、ただちに動員されることが期待されます。

「受援担当（受援班等）」は、要請の際に、自治体応援職員が迅速かつ円滑に到着できるよう、また応援活動に速やかに移れるよう、市町土木所管部門課から緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況について情報収集する必要があります。

また、市町管理道路の被害状況・啓開状況についても、市町土木所管部門課等から情報収集する必要があります。

(13) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報共有

「受援担当（受援班等）」は、収集した情報を、県災害対策本部または県緊急派遣チームを通じて、応援自治体等と共有しておくことが重要です。

なお、「出発・到着の日時・場所」、「被災地までの交通手段」、「緊急連絡先」などの情報についても整理の上、応援自治体等と共有しておくことが望まれます。

第5節 受入れ調整

1. 受入れ調整

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、受入れ調整の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (14) 受入れ準備
- (15) 配置調整
- (16) 業務内容の説明準備
- (17) 円滑な引き継ぎの実施

【留意点】

(14) 受入れ準備

対口支援団体は、支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）に対し、連絡要員を派遣し人的支援ニーズを把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施します。

「受援担当（受援班等）」は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受けた後、対口支援団体からの職員を受け入れます。

(15) 配置調整

「受援担当（受援班等）」は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、庁内からの要請と対口支援団体からの情報を基に、直接、対口支援団体と調整を行います。

また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、対口支援団体と直接調整は行わず、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とします。

配置調整にあたっては、被災市町の職員が、復旧・復興に向けた方針立案や市町災害対策本部の運営など「指揮・調整」の業務にできる限り専念できるよう、応援職員の配置・活用を検討することが重要です。

具体的には応援職員には、首長の補佐（災害マネジメントの支援）などの企画・立案業務を除き、避難所運営や物資の荷捌きなど現場での業務・役割を担当してもらうことが望まれます。

また、住家の被害認定調査など、土地勘が必要となる業務については、被災市町の職員が案内役として応援職員とペアとなるよう配置を検討・調整することが重要です。

(16) 業務内容の説明準備

業務内容の説明の準備に際しては、業務別に作業マニュアルを作成しておく必要があります。業務の継続性を維持するためにも、被災市町の職員と自治体応援職員を区別して整備したマニュアルで活動することが望まれます。

また、配付できる地図や業務マニュアルなどを用意しておくことが望ましいです。また、地名や施設名にふりがなをつけるなど、地域になじみのない自治体応援職員が利用しやすいように配慮することも重要です。

(17) 円滑な引き継ぎの実施

円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、同じタイミングで応援職員の班員全員を交代するのではなく、たとえば、引き継ぎ期間の拡充や、半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体と調整を図る必要があります。

第6節 支援活動及び調整

1. 活動支援

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、自治体応援職員の活動支援の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (18) 業務内容の明示
- (19) 活動環境の確保・整備

【留意点】

(18) 業務内容の明示

応援職員の受入れ後は、応援を求める業務内容を明示し、「ポイント(3) 職員の区分に応じた応援要請」を踏まえ、適材適所に配置することが必要です。そのため、業務別に作業マニュアルを作成しておく必要があります。

(19) 活動環境の確保・整備

自治体応援職員の活動を最大限有効に活用するためには、被害状況、被災者ニーズ、交通アクセス等の情報を共有することが重要です。

このため、自治体応援職員に対して災害対策本部員会議への参加案内を行うほか、自治体応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催するため、応援職員の業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保し、資機材等も準備しておくことが必要です。

また、自治体応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は被災地に滞在するため、宿泊所が必要となります。宿泊所の確保については、応援自治体等に対応してもらうよう要請することを基本としますが、紹介や必要に応じてあつせんするなど、配慮を行うことが望まれます。

車両や食料など応援側が用意できる資機材等については、原則、応援自治体等での準備を求めることとし、そのことを明確に伝達しておく必要があります。

2. 受援状況の進行管理

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、受援状況の進行管理の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (20) 受援状況の進行管理
- (21) 情報共有・伝達のルール化
- (22) 受援状況の報告

【留意点】

(20) 受援状況の進行管理

自治体応援職員の必要性は、災害のフェーズ（局面）が進展するにつれて絶えず変化します。

このため、「受援担当（受援班等）」と各課（室）の受援担当は、自治体応援職員の受入れ数、活動状況、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、的確に進行管理を行う必要があります。

「受援担当（受援班等）」は、専門職種職員も含めた受援状況全体の把握を行う必要があります。

また、「受援担当（受援班等）」と各課（室）の受援担当は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う必要があります。

自治体応援職員は、不慣れな被災地で対応することになるため、定例ミーティング等を通じて日々の活動状況やローテーションの状況を確認しつつ、適切な休息や回復時間と施設を提供するなど、労働衛生及び精神衛生上の問題にも配慮する必要があります。

(21) 情報共有・伝達のルール化

受援自治体と応援自治体、また、「受援担当（受援班等）」と各課（室）の受援担当が、定期的にミーティングを行い、随時、正確な情報を共有する場を設ける必要があります。

たとえば、応援自治体の職員に対して災害対策本部員会議への参加を求めるほか、毎朝のミーティングで、市町災害対策本部の方針を応援自治体等に伝達し、被災地で活動した結果を、夕刻のミーティングで報告を受け、必要に応じて、情報を県災害対策本部等に報告するなど、情報共有・伝達のサイクルをルール化することが重要です。

＜ミーティングを基本とした情報共有・伝達のサイクル（例）＞

		共有・伝達内容
朝のミーティング	応援側	・活動方針の説明（活動人数、活動内容 等）
	受援側	・本部の方針伝達、新たな情報等の提供 ・前日に報告を受けた課題に対する回答
（昼の活動）	応援側	（・被災地での支援活動）
	受援側	（・応援側から入手した課題に対する庁内調整 等）
夕刻のミーティング	応援側	・活動状況報告（活動中に把握したニーズ 等）
	受援側	・庁内の調整状況の共有

(22) 受援状況の報告

とりまとめた受援状況は、市町災害対策本部内で共有するとともに、「受援担当（受援班等）」は、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部等を通じて県災害対策本部に報告します。

また、「受援担当（受援班等）」は、対口支援団体が開催する自治体応援職員の派遣調整にかかる連絡会議に出席して、受援状況を報告します。

第7節 受援終了のプロセス

1. 受援終了のプロセス

ワーク（作業手順）

- 受援終了の判断の流れ（庁内での受援の必要性についての情報共有・検討、市町災害対策本部長（市町長）への協議 など）を明確にしておきましょう。
- 精算の担当課を決めておきましょう。（庁内で一元的にまとめて処理するのか、各課で処理するのかを決めておきましょう。）
- 次の災害に備えて、災害対応で得た教訓などを、市町受援計画だけでなく、マニュアルや職員の防災研修へ反映するサイクルを明確にし、全庁内で共有しておきましょう。

【ポイント】

- (23) 受援終了の判断
- (24) 精算
- (25) 次の災害に備えた対応

【留意点】

(23) 受援終了の判断

応援要請を開始すると同時に、受援終了の時期を意識しておく必要があります。

受援開始後は、受援管理の進行管理の中で、各業務の業務量と今後の見通し、自市町での要員の確保状況などを把握し、応援自治体等と協議の上、受援の必要がなくなった業務ごとに、応援の受入れを終了することとなります。

適切な終了時期を見極めるため、定期的なミーティングを通じて受援状況の情報を集約し、自市町での業務遂行がおおむね可能と見込まれる段階で、市町災害対策本部長（市町長）に協議することが重要です。

(24) 精算

災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、実費・弁償の手続きを実施します。

混乱の中、必要となる災害対応経費の全体像を掌握することは困難が伴いますが、予期せぬ支出でさらなる混乱を招くことのないよう可能な限り把握するよう努めることが必要です。

(25) 次の災害に備えた対応

災害対応で得た技術や経験を業務別の作業マニュアルや職員の防災研修に反映することが重要です。

第8節 自治体応援職員が従事する業務

1. 自治体応援職員が従事する業務

ワーク（作業手順）

■被災した場合に、応援を求める業務のリストを作成しましょう。

【ポイント】

- (26) 応援要請を行う業務
- (27) 派遣期間による業務の区分
- (28) 被災経験職員が担うことが望ましい業務

【留意点】

(26) 応援要請を行う業務

発災後の迅速な応援要請や適正な自治体応援職員の配置調整につなげるため、あらかじめ自治体応援職員が従事する業務内容を整理しておくことが必要があります。

また、業務別に作業マニュアルを作成し、被災市町職員と自治体応援職員の業務の役割分担を整理しておく必要があります。

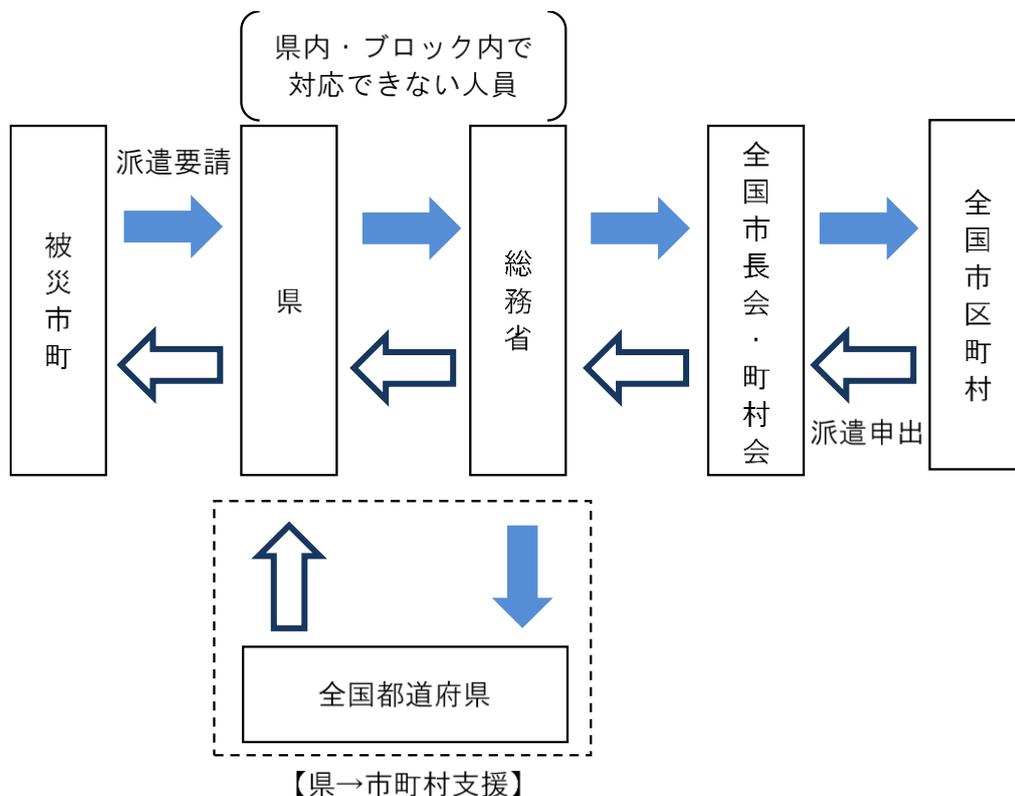
具体の業務については、「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画・自治体応援職員の業務内容）」を参照してください。

(27) 派遣期間による業務の区分

「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画・自治体応援職員の業務内容）」では、自治体応援職員が従事する市町の業務について、熊本地震時の実績等を基に、短期派遣業務と中長期派遣業務とに分けて、整理しています。また、業務ごとに受援担当課の参考例も示しています。

短期派遣業務	物資関係業務（物資仕分け）等が想定され、災害時特有の突発業務を“緊急支援”するもので、期間の目安は最長1か月程度。
中長期派遣業務	社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）等が想定され、被災自治体の事務処理のため特別の必要があるときに、他の自治体から職員を派遣するもので、期間の目安は年度単位で1～2年とされる例が多い。当該期間を勘案すると災害対策本部が廃止されている可能性がある。

参考：中長期の人的支援スキーム【市町村→市町村支援】（総務省）



(28) 被災経験職員が担うことが望ましい業務

「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画・自治体応援職員の業務内容）」では、業務の内容によって、「被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務」として、該当する業務に○印を付していますので、参照してください。

第9節 応援要請人数の試算

1. 応援要請人数の試算

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、業務ごとに応援要請する人数をあらかじめ試算しておきましょう。

【ポイント】

- (29) 応援要請人数の試算
- (30) 現場での実動日数

【留意点】

(29) 応援要請人数の試算

応援要請の際には、業務ごとに応援要請人数を算定する必要があることから、発災後に迅速かつ的確に応援要請を行えるよう、あらかじめ試算しておくことが重要です。

応援要請人数は、ハザードマップ等による被害の想定をもとに、業務ごとの必要人数を算出し、その必要人数から被災市町の人員で対応できる人数を除いた数とします。

(30) 現場での実動日数

応援要請を行う期間を試算するにあたり、外部からの応援職員について、居住地からの移動を含めて1週間程度の期間になると仮定した場合、往復に最大各1日、事前打合せ・派遣引き上げ前の引き継ぎ等に各1日程度を要するため、現場での実動日数は3日程度になると想定されます。「応援要請期間≠現場での実動日数」ということを理解した上で、要請を行うことが重要です。

なお、近隣地からの派遣や派遣期間が長い場合はこの限りではありません。

参考資料：主な業務の要請人数の試算例

＜試算例1＞ 住家被害認定調査

(1) 現場

＜地震＞

①第1次調査（木造・プレハブ）

被災住家件数÷調査期間（20日と想定）÷1日調査件数約30棟×1班2～3人
（うち1人は被災市町職員）

②第1次調査（非木造）

被災住家件数÷調査期間（20日と想定）÷1日調査件数約15棟×1班2～3人
（うち1人は被災市町職員）

③第2次調査（木造・プレハブ、非木造）

被災住家件数÷調査期間（20日と想定）÷1日調査件数約5棟×1班2～3人
（うち1人は被災市町職員）

＜水害＞

被災住家件数÷調査期間（20日と想定）÷1日調査件数約30棟×1班2～3人
（うち1人は被災市町職員）

※調査対象家屋間の移動距離によって調査スピードは異なる。木造・プレハブの地震第1次調査の場合は一見全壊の割合、水害調査の場合は床下浸水の割合で異なる。

※内部立入調査の場合、居住者対応により調査時間が長くなる。

※1班2人の場合、調査実施・調査票記入担当と、写真の撮影担当に分担。

※1班3人の場合、上記に加えて、1人が現場案内・住民対応を担当。

※被害認定調査研修受講者、調査経験者等のほか、税務や建築関係の部署等の職員は専門用語への一定の知識があり調査になじみやすい（OB職員の活用もあり）。

(2) 本部

全体管理者+調査班管理者（1人/10班）+データ等収集整理担当者2～3人

（参考：災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府））

＜試算例2＞ 罹災証明交付事務

(1 交付会場あたり)

- ①統括1人
- ②申請手続きの案内・申請書記入支援3～5人
- ③申請書受理・判定結果検索3～5人
- ④証明書出力・交付3～5人
- ⑤情報不明先の検索3人
- ⑥相談対応2～3人
- 合計15～22人（被災者総数や会場規模による）

※各業務とも最低1人は被災市町職員が必要。

※窓口担当者は被害認定調査の実務を知っている方がよい。

(参考：災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府）)

<試算例3> 指定避難所の運営

基本組織は以下のとおりで、構成員は避難者から選定する
代表者＋各班長＋各班員＋行政等の応援要員

<避難所運営委員会>

①代表者（会長1人、副会長2人程度）

運営班（各班とも班長1名、班員3～5人程度（規模に応じて））

②総務班（行政担当者が支援（2人程度以上））

③情報班

④被災者管理班

⑤施設管理班（施設管理者が支援）

⑥食糧物資班

⑦救護班

⑧衛生班

⑨ボランティア班

○合計35～51人（避難所の規模・避難者数による）

※構成員は主に避難者で組成する。行政担当者は総務班のサポートや避難所運営全体の支援を、施設管理者は施設管理班のサポートや避難所全体の施設管理のアドバイスをを行う。ボランティアは原則構成員としない。

※避難者一人あたり最低限必要な面積の目安：最低3.5㎡の居住スペース（調理スペース、入浴区域、衛生設備を除く）

（参考：三重県避難所運営マニュアル策定指針、避難所運営マニュアル基本モデル）

<試算例4> 物資集積拠点の運営

(1) 現場（地域内輸送拠点（市町物資拠点））

基本構成は、担当業務毎に責任者1人以上＋サポート人員1～10人程度
なお、人数は活用する資機材等により変動します。

- ①総括担当
- ②受付担当
- ③在庫管理担当
- ④入庫担当
- ⑤出庫担当
- ⑥補助作業担当（作業・事務）
- ⑦警備担当

（参考：市町災害時物資活動マニュアルひな型（三重県））

(2) 本部（役割）

基本構成は、担当業務毎に責任者1人＋サポート人員1～5人程度

- ①総括担当
- ②調整担当
- ③要請担当
- ④物資担当
- ⑤車両担当
- ⑥拠点担当
- ⑦避難所担当（物資）

（参考：本手引書「第3章 支援物資の受入れ」）

<試算例5> 被災建築物応急危険度判定

(1) 現場

調査対象建物棟数(※) ÷ 調査期間(標準10日間) ÷ 1日調査件数20棟程度 × 1チーム2人(全員判定士) + 判定コーディネーター1人(10チーム=1班として5班に1人必要 ⇒ 最大100人を統括)

※ 調査対象地域が、判定要請先のみか地域全体かで調査総数が大きく異なる。

(2) 本部

実施本部：判定計画班、判定支援班、後方支援班、判定コーディネーター(※2)
(調査総数に応じて、判定計画班2～6人、判定支援班3～10人、後方支援班2～6人)

※ 判定士100人につき1人の判定コーディネーターの配置が必要。

(参考：2018年度版被災建築物応急危険度判定必携(全国被災建築物応急危険度判定協議会))

<試算例6> 被災宅地危険度判定

(1) 現場

判定対象宅地数÷調査期間(標準10日間)÷1日調査件数10宅地程度×1チーム3人(うち2人は宅地判定士)+判定調整員1人(3~5チーム=1班として3班(27~45人)に1人必要)

都市型(3~5チーム)か山間型(3チーム)(地すべり等の知識があると望ましい)

(参考:被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(被災宅地危険度判定連絡協議会))

(2) 本部

実施本部長+各担当(①情報、②計画、③業務、④判定、⑤広報、⑥庶務、各1人以上)大規模被災時は④~⑥は県等が実施する場合もある。

(参考:実施本部業務マニュアル(被災宅地危険度判定連絡協議会))

<試算例7> 災害廃棄物処理

(1) 現場（仮置場）

- ・搬入場所の入り口1ヶ所あたり職員2人（受付（搬入物検査員））を配置
- ・車両誘導、場内誘導、搬出車両のタイヤ洗浄、夜間警備等は業者委託のため算入せず。

（参考：市町災害廃棄物処理対策マニュアル（三重県））

(2) 本部

- ①廃棄物担当部署のリーダー1人
- ②廃棄物担当部署のサブリーダー1人
- ③廃棄物担当部署職員2～4人
- ④技術系職員（土木部局）
- ⑤事務系職員（総務・財政部局）
- ⑥その他（専門業者、専門家、コンサルタント等）

（参考：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（環境省東北地方環境事務所））

第3章 支援物資の受入れ



第3章 支援物資の受入れ

第1節 計画に基づく活動期間

1. 活動のタイムライン

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、県等の行動項目と連動したタイムライン表を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（物資調達に関する計画）」に基づく活動期間は、国のプッシュ型支援、県による流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給が行われる間を対象としています。

市町受援計画は、この期間を基本に、また、支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）についても考慮して、計画の対象期間を定める必要があります。

（留意事項）「物資調達・輸送調整等支援システム」について

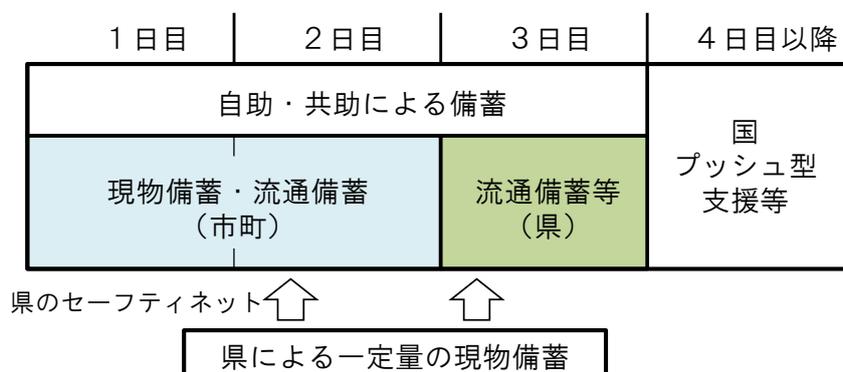
迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、内閣府は令和元年度に、物資に必要な情報等を共有し、調整を効率化する「物資調達・輸送調整等支援システム」を開発したところであり、当該システムが運用可能な環境時においては、システムを活用して物資要請等を行うこととなっています。

※ なお、システムが使用できない場合には、P88の様式（1～9）をご活用ください。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～ 発災後 12時間)		国、協定締結団体への応援要請
		国のプッシュ型支援物資の到着場所・日時等の調整
	地域内輸送拠点(市町物資拠点)の被害状況の把握	拠点の被害状況の把握
	地域内輸送拠点(市町物資拠点)の選定と開設	
	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	市町の備蓄物資等の輸送	
受入れ 調整 (発災～ 発災後 2日目)		広域物資輸送拠点(県物資拠点)の確保
		広域物資輸送拠点(県物資拠点)運営のための人員の確保
		国のプッシュ型支援物資の到着日時等の情報確認
		セーフティネット備蓄支援実施の決定
		協定締結団体への流通備蓄の要請
	県のセーフティネット備蓄支援への対応	セーフティネット備蓄の輸送
	県の流通備蓄への対応	県の流通備蓄の輸送
	支援物資の受入れ・仕分け等	
支援活動 及び調整 (発災～ 発災後 3日目 以降)	支援物資の輸送等	国のプッシュ型支援物資の受入れ・仕分け等
		国のプッシュ型支援物資の到着日時等の共有
支援活動 及び調整 (発災後 4日以 降)	国プッシュ型支援物資の受入れ	地域内輸送拠点(市町物資拠点)への国プッシュ型支援物資の輸送
	地域内輸送拠点(市町物資拠点)から避難所への国プッシュ型支援物資の輸送等	
	支援物資ニーズに基づく対応(プル型支援)	

参考：県と市町の役割分担イメージ（三重県備蓄・調達基本方針）



※流通備蓄

市町または県と流通事業者との協定締結により、災害時に調達する備蓄物資。発災後3日目は、県は流通事業者を通じて、食料、飲料水、生活必需品等の物資を、市町の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。

※セーフティネット備蓄

孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する県の現物備蓄。

※備蓄・調達すべき重要品目について

発災後2日間に対応するための現物備蓄・流通備蓄は、被災地の混乱を招かないことにつながる取組であるため、平時から住民への啓発なども含めて取り組むことが重要です。

「三重県備蓄・調達基本方針」では、備蓄・調達すべき重要品目を、以下の10品目としています。

- 食料、育児用調製粉乳・乳児用液体ミルク、哺乳瓶、毛布等、
- 乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、
- トイレットペーパー、飲料水

※アレルギー対応物資の備蓄について

食料の品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患や要配慮者への対応等も配慮のうえ、なるべく汎用性の高いものを選定するよう努めてください。

また、育児用調製粉乳のうち、一定数は食物アレルギー疾患への対応等にも配慮の上、備蓄・調達を行うよう努めてください。

第2節 活動の概要

1. 支援物資の受入れ活動の流れ

ワーク（作業手順）

■以下の図を参考に、国プッシュ型支援時の関係機関の対応と、支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）の流れ図を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

（図には、具体の関係団体の名称も書き込みましょう。）

【ポイント】

（2）国プッシュ型支援時の関係機関の対応と、支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）の流れ

【留意点】

（2）国プッシュ型支援時の関係機関の対応と、支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）の流れ

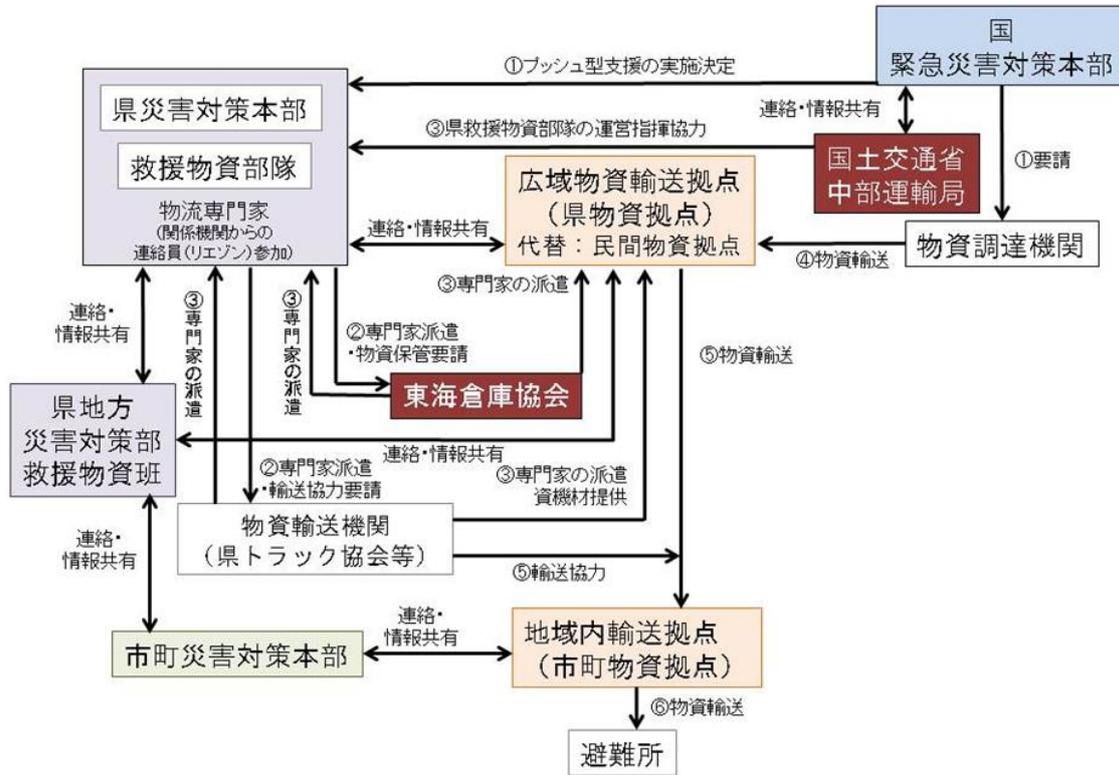
国、県、関係機関と連携して、円滑に支援物資の受入れ・供給を実施できるよう、関係機関の対応の流れや、市町災害対策本部の物資部門の担当間の情報の流れなどを、あらかじめ整理しておく必要があります。

参考：プッシュ型からプル型への移行について

発災後しばらくの間は、国のプッシュ型支援への対応とプル型支援を並行して行う時期もありますが、プッシュ型支援の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念などがあるため、できる限り早期に支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）に切り替えることが重要です。

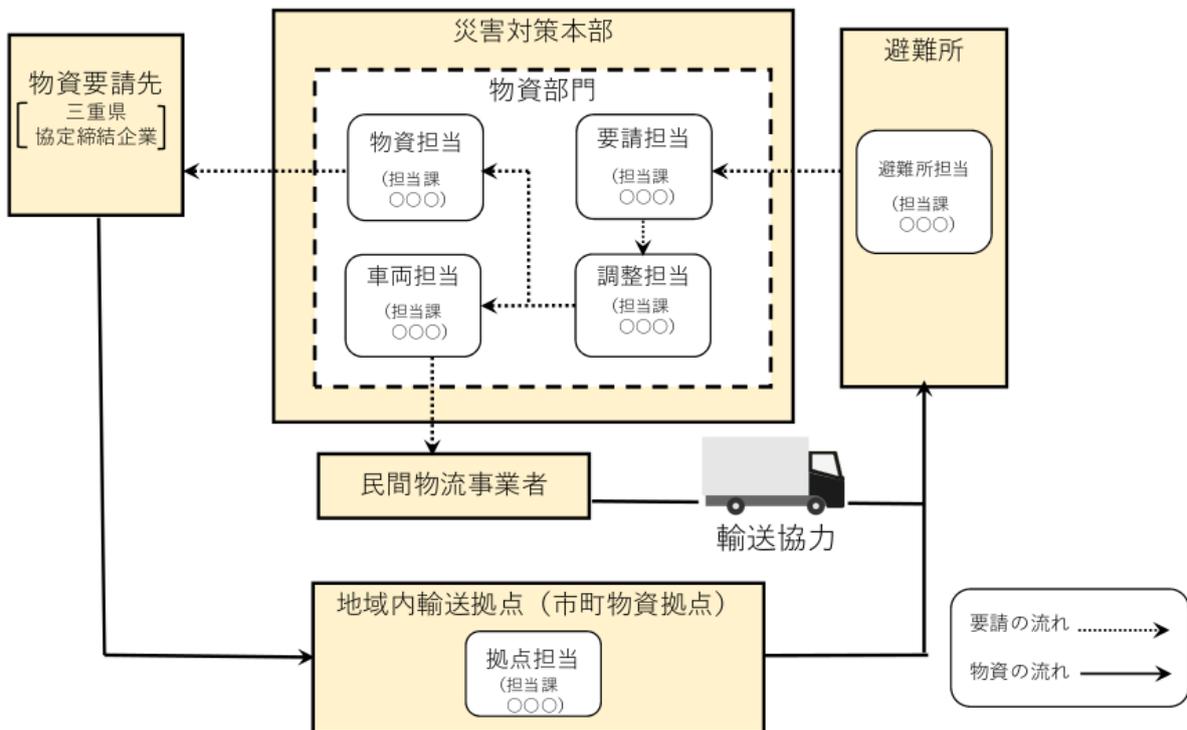
流通網の回復状況にもよりますが、おおむね発災後7日目からの切り替えを目標として活動する必要があります。

<国プッシュ型支援時の関係機関の対応>



<支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）>

要請と物資の流れ



2. 物資拠点

ワーク（作業手順）

- 物資拠点の位置づけについて、拠点の定義や拠点間の関係を庁内で共有しましょう。
- 以下の図を参考に、どの広域物資輸送拠点（県物資拠点）から自市町の地域内輸送拠点（市町物資拠点）に支援物資が輸送されてくるかについて理解しましょう。

【ポイント】

（3） 物資拠点の位置づけ

【留意点】

（3） 物資拠点の位置づけ

支援物資の受入れ活動を円滑に行うため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、広域物資輸送拠点（県物資拠点）、民間物資拠点について、それぞれの拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①地域内輸送拠点（市町物資拠点）

地域内輸送拠点（市町物資拠点）とは、広域物資輸送拠点（県物資拠点）等から供給される支援物資を市町が受入れ、避難所に向けて支援物資を送り出すために設置する拠点です。

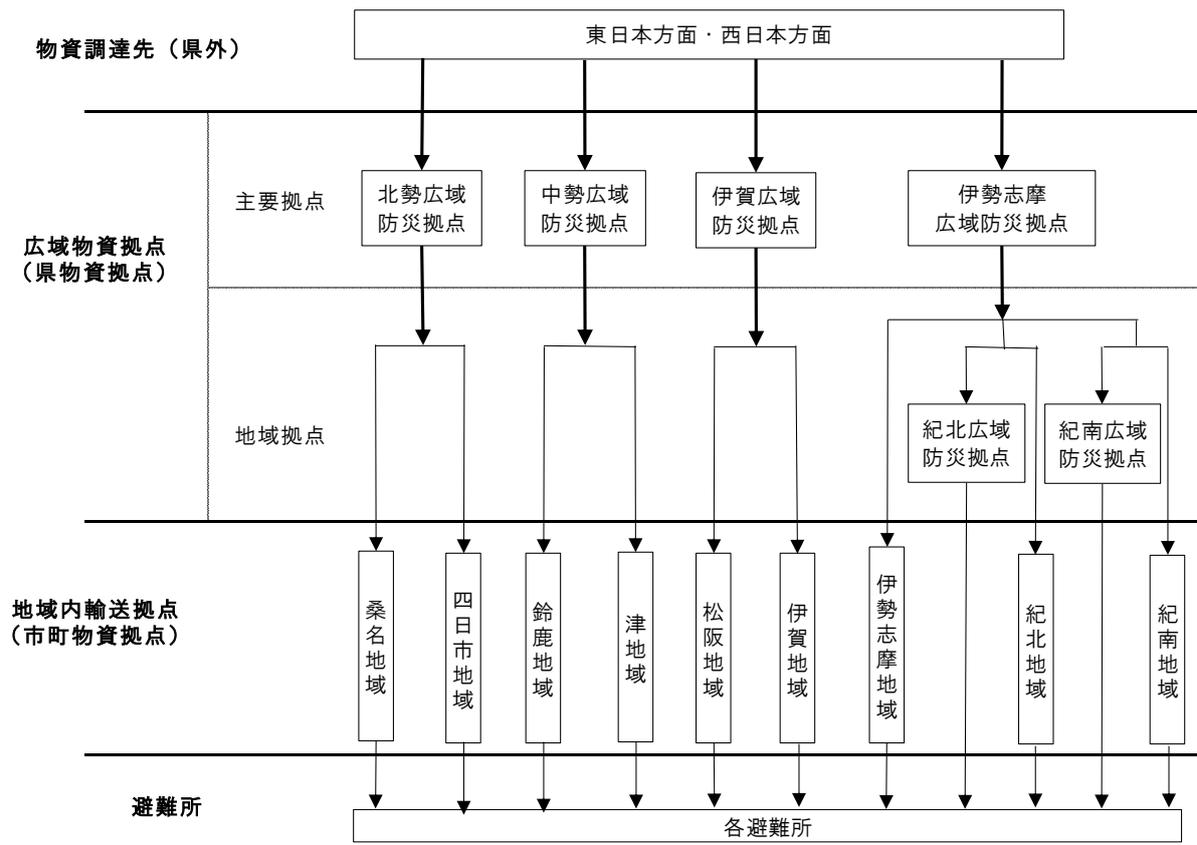
②広域物資輸送拠点（県物資拠点）

広域物資輸送拠点（県物資拠点）とは、国等からの調整によって供給される物資を県が受入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）や避難所に向けて、支援物資を送り出すために設置する拠点です。

③民間物資拠点

民間物資拠点とは、地域内輸送拠点（市町物資拠点）が被災し活用できない場合等を想定し、あらかじめ代替拠点として確保した民間物資拠点です。

参考：国によるプッシュ型支援物資の流れ（三重県広域受援計画）



参考：熊本地震における事例

熊本地震の際の対応では、国のプッシュ型支援物資を載せた大型トラックが、物資輸送の効率化のため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）を経由せず、直接、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に輸送を行う事例がありました。

本県では、三重県広域受援計画に基づき、上記の流れのとおり、国からのプッシュ型支援物資を広域物資拠点（県物資拠点）で受け入れた後、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ送り出すことを基本としていますが、こうした熊本地震の事例のような事態にも備えて、10トン車の駐車スペースの確保や、物資拠点の敷地外でも一時的に物資を受け取る場所を確保しておくなど、様々な対応を検討しておくことが重要です。

第3節 関係機関の役割等

1. 関係機関の役割

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、関係機関を含めた体制図と、各機関の役割の一覧表を作成して、市町受援計画に記載し、別途、連絡先リストを作成しましょ

【ポイント】

（4） 関係機関との連携体制の構築

【留意点】

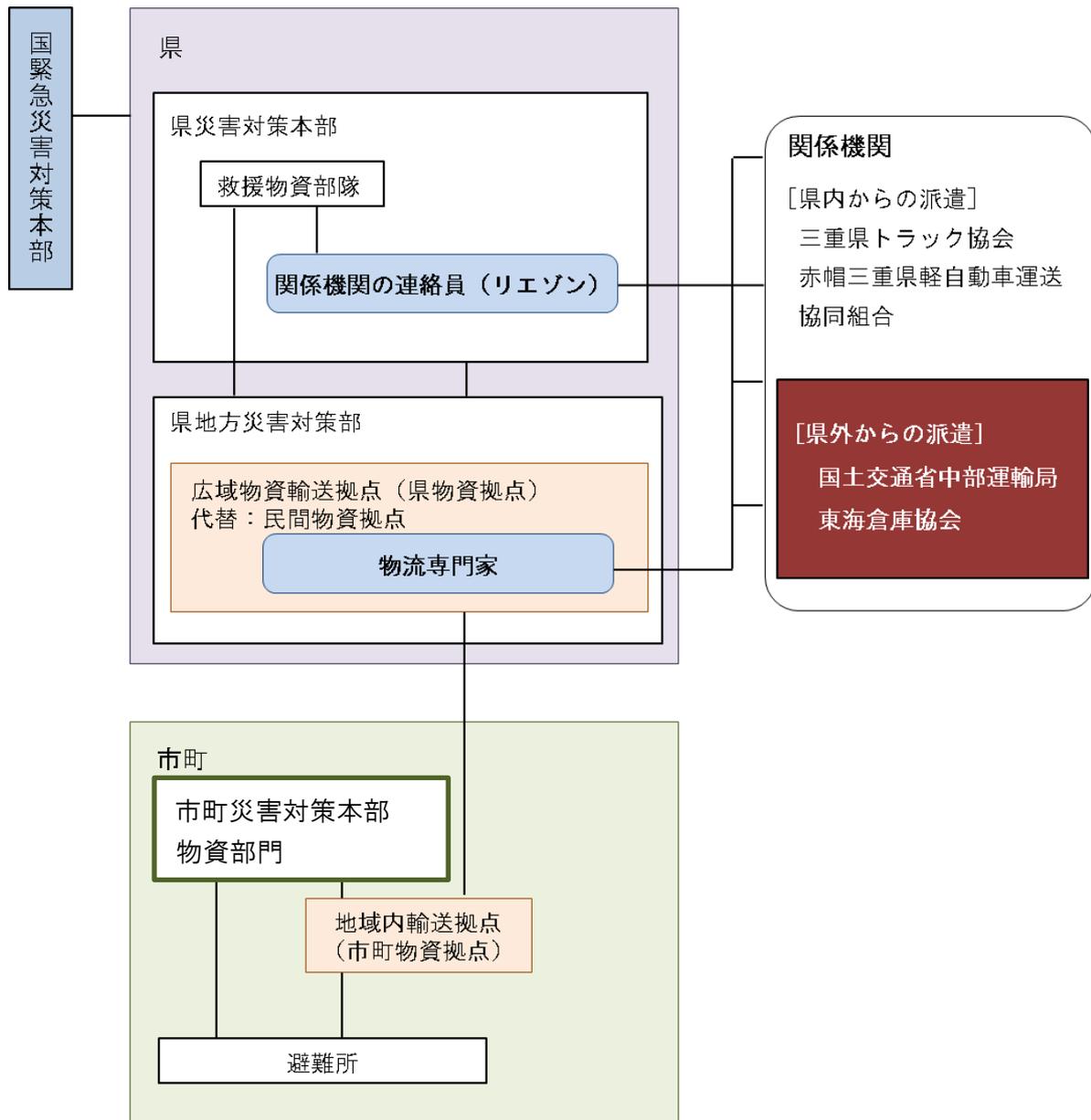
（4） 関係機関との連携体制の構築

「第2節 活動の概要 1. 支援物資の受入れ活動の流れ」に示したように、市町における支援物資の受入れ活動には、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

また、次表の機関以外にも、市町が個別に締結している災害協定締結団体がある場合は、協定の内容や各団体の担当窓口なども確認し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

物資調達における国・県・市町・関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う関係機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部 物資部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所のニーズ把握 ・ 協定締結先からの支援物資の調達 ・ 県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達 ・ 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設・運営 ・ 支援物資の受入れ、避難所までの輸送

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 ・ 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 ・ 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保
県地方災害対策部 救援物資班（詳細は各地方災害対策部の定めによる。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 ・ 入出庫管理、在庫管理 ・ 市町災害対策本部との連絡・調整

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な物資の調整
国土交通省 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県救援物資部隊への連絡員（リエゾン）派遣 ・ 県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援

■ 流通備蓄の支援を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
協定締結団体（スーパー、コンビニ等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後2日目までの流通備蓄物資の輸送

2. 市町災害対策本部の「物資部門」の設置

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、「物資部門」の役割、構成所属や構成人数を検討しましょう。
- 検討結果を基に、関係所属に「物資部門」への参画を依頼しましょう。
- 「物資部門」の担当所属を市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（5） 「物資部門」の設置

【留意点】

（5）「物資部門」の設置

支援物資の受入れ活動を的確に実施するためには、市町災害対策本部に「物資部門」を設け、受援体制を構築する必要があります。

「物資部門」の設置にあたっては、その役割、担当所属、配置する人数をあらかじめ決めておく必要があります。

「物資部門」の主な担当の例として、「要請担当」、「調整担当」、「物資担当」、「車両担当」などがあり、また、地域内輸送拠点（市町物資拠点）には「拠点担当」、避難所には「避難所担当」を配置する必要があります。

これらの担当について、それぞれの役割及び担当者、主な活動場所、担当間の情報の流れなどについて、あらかじめ決めておく必要があります。

＜物資部門の構成・役割（例）＞

担当	構成（活動場所）	主な役割
	要請担当	
調整担当	市町職員 （本庁舎等）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達、提供判断を行い、物資供給の中心的な役割を果たす。 ・地域内輸送拠点（市町物資拠点）の在庫量を総括的に管理する。 ・避難所の要請に基づいて物資の配送を指示する。 ・不足物資を把握し、物資担当などに報告する。 ・物資の供給履歴を管理し、費用の支払い担当部署に連絡する。
物資担当	市町職員 （本庁舎等）	<ul style="list-style-type: none"> ・県や協定締結団体（地方公共団体、企業・団体等）に必要物資・不足物資の供給を要請する。 ・地域内輸送拠点（市町物資拠点）への入荷・出荷の手配を行う。 ・企業・団体等からの善意の義援物資提供の申し出を受け付ける。
車両担当	市町職員 （本庁舎等）	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配車管理を行う。 ・輸送を委託する運送事業者に車両の手配を依頼する。 ・輸送手配の結果を調整担当に伝達する。
拠点担当	市町職員 （地域内輸送拠点 （市町物資拠点））	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内輸送拠点（市町物資拠点）で、到着貨物の入庫・保管や、避難所などへの物資の出荷などの業務を行う。 ・受入れた物資の数量、在庫量等を管理する。 ・地域内輸送拠点（市町物資拠点）の物資在庫を定期的に物資担当に報告する。
避難所担当	市町職員 （避難所）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で、到着貨物の荷降ろし、避難者への配布などの業務を行う。 ・避難所での支援物資ニーズを把握し、要請担当へ連絡する。 <p>※物資数量などの管理業務は市町職員が行い、自治会などの住民組織やボランティアなどと連携して対応する。</p>

第4節 初動

1. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況の収集

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況の収集の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な作業内容については、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

（6） 地域内輸送拠点（市町物資拠点）等の被害状況の情報収集

【留意点】

（6） 地域内輸送拠点（市町物資拠点）等の被害状況の情報収集

市町災害対策本部の物資部門は、発災後、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を活用した支援物資の受入れが速やかに行えるよう、地域内輸送拠点（市町物資拠点）や備蓄物資、資機材、周辺道路の被害状況の情報収集を行う必要があります。

候補施設の被害状況等を把握する際に、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認できるよう、「地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補被害状況チェックシート」をあらかじめ作成しておくことが重要です。

<地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補被害状況チェックシート（例）>

施設名					
確認者					
確認日時					
		確認事項		確認欄	備考
施設	延べ床面積	物資の保管・荷捌き・仕分けスペースの有無			
		他の用途で使用 중이다が、近日中に物資拠点として使用可能なスペースの有無			
	災害時の人材確保		物資拠点運営の人員確保の可否		
	トラックの 進入経路	入口	入口の使用可否		
		出口	出口の使用可否		
資機材	自家発電		電源確保の可否		
	通信機器		通信手段の確保の可否		
	照明		照明の使用可否		
	フォークリフトの台数		使用可能なフォークリフトの台数		
	ハンドパレットトラック		使用可能なハンドパレットトラックの台数		
	パレットの枚数		使用可能なパレットの枚数		
	段差乗り入れ台		使用可能な段差乗り入れ台の台数		
	ローラーコンベア		使用可能なローラーコンベアの台数		
	台車		使用可能な台車の台数		
	カゴ台車		使用可能なカゴ台車の台数		
	輸台車		使用可能な輸台車の台数		

2. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の選定

ワーク（作業手順）

- 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の候補施設について、優先順位をつけたリストを作成し、市町受援計画に記載しましょう。
- 候補施設ごとに施設概要や位置アクセス、設備・備品等をまとめた「地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補施設管理シート（仮）」を作成しましょう。
- 以下を参考に、支援物資を受入れる地域内輸送拠点（市町物資拠点）の選定の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な作業内容については、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (7) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補施設のリストアップ
- (8) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の選定

【留意点】

(7) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補施設のリストアップ

地域内輸送拠点（市町物資拠点）を迅速かつ円滑に開設・運営するためには、平時より、公共施設や民間物資拠点等から地域内輸送拠点（市町物資拠点）の候補施設を整理し、「地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補施設リスト」をあらかじめ作成しておく必要があります。候補施設をリストアップするにあたり、施設の条件等が適切かどうかを明確に判断できるよう、「地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補として望ましい条件」をあらかじめ決めておき、それに基づき、複数の候補施設について、優先順位をつけてリストアップすることが重要です。

なお、民間物流事業者の管理する施設は、民間物流事業者の広域的なネットワークや設備状況・拠点の条件適合性等を勘案しながら、可能な限り多くの候補施設をリストアップしておくことが望まれます。

また、保管スペースの規模が小さくても、屋根のある広いスペースがあれば、荷捌き用施設として活用できるため、民間物流事業者の管理する施設に限らず、生協や農協の配送センター等でも物資集積拠点として十分活用が可能です。

リストアップした候補施設ごとに施設概要や位置アクセス、搬入路を含めたレイアウト、設備・備品等をまとめた「地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補施設管理シート」をあらかじめ作成しておくことが重要です。

＜地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補リスト（例）＞

施設名称	所在地	施設管理者	備考

＜地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補として望ましい条件（例）＞

- ・新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年（1981年）6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
- ・トラックが敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ・避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ・津波浸水地域外にある施設であること
- ・幹線道路（高速道路・国道等）からのアクセスが容易、緊急輸送道路上もしくは近傍にあること
- ・屋根があること（雨風から救援物資を保護するための倉庫としての利用が可能な施設）
- ・フォークリフト等が利用できるよう床の強度が十分であること
- ・比較的大きな規模の施設（支援物資が滞留しないよう敷地に十分なスペースを有すること、必要物資を集積する面積があること）
- ・非常用電源が備えられていること

＜地域内輸送拠点（市町物資拠点）候補施設管理シート（例）＞

		確認欄	備考
施設名			
管理者／事業者			
住所			
電話番号			
平常時の営業時間			
平常時の連絡手段			
非常時の連絡手段			
施設の様態	屋根の有無		
	階段		
	床の強度		
	トラックの施設内進入の可否		
	トラックの施設横付けの可否		
	トラックの進入経路		
	耐震性		
	冷蔵庫の対応可否（容量）		
	冷凍庫の対応可否（容量）		
施設の規模			
設備・備品	エレベーターの有無		
	シャッターの種類		
	非常用電源の有無		
	非常用照明の有無		
	フォークリフトの配備台数		
	パレットの保有枚数		
	保有する防水用ブルーシートの枚数とサイズ		
搬入路を含めたレイアウト			

(8) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の選定

市町災害対策本部の物資部門は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設を速やかに判断するため、次の手順により地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況を確認し、拠点を選定することが望まれます。

- ①地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況を確認し、拠点の使用可否の判断。
- ②地域内輸送拠点（市町物資拠点）が使用できない場合、代替施設の被害状況や稼働状況を確認し、拠点の使用の可否を判断。
- ③代替施設も被災等により使用できない場合は、県や近隣市町に要請し、拠点を確保。

<地域内輸送拠点（市町物資拠点）が使用できない場合の代替施設候補リスト(例)>

施設名称	所在地	施設管理者	備考

3. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設、人員及び資機材の確保の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な作業内容については、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (9) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設
- (10) 人員及び資機材の確保

【留意点】

(9) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設

拠点担当は、地内輸送拠点（市町物資拠点）での支援物資の受入れを速やかに行うため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を選定した後、ただちに地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設を行い、県地方災害対策部救援物資担当に、被害状況と開設した旨の連絡を行う必要があります。

(10) 人員及び資機材の確保

調整担当は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を速やかに運営できるよう、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設に伴い、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を円滑に運営するための人員及び資機材を確保し、支援物資の受入れ体制を整える必要があります。

①人員の確保

物資部門長は地域内輸送拠点（市町物資拠点）を円滑に運営できるよう、拠点担当を地域内輸送拠点（市町物資拠点）に派遣する必要があります。

調整担当は、拠点の作業要員について、必要に応じて、市町災害対策本部の受援担当（受援班等）やボランティア部門等に要請を行う必要があります。

②資機材の確保

拠点担当は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を円滑に運営できるよう、拠点における通信手段・電源・資機材の確保を行う必要があります。

＜地域内輸送拠点（市町物資拠点）で必要となる資機材（例）＞

資料・地図	地域防災計画、配送マニュアル、避難所一覧、管内地図、配送ルート図、配送伝票 など
機材	カメラ、無線機、電話、パソコン、ハンドマイク、トランシーバー、コピー機、ホワイトボード、テント など
搬送機材	パレット、台車、ローラーコンベア、ハンドリフト、フォークリフト（運転要員）など
消耗品	軍手、マスク、レインコート、段ボール、はさみ、カッター、ビニール紐、荷紐、マジック、メジャー、ブルーシート、ラップシート など

参考：資機材について

広域物資拠点（県物資拠点）から地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送は、支援物資をパレットに載せた状態で行う予定です。

資機材（ハンドリフト等）を使用して、パレットの積み降ろしを行えると作業の省力化につながります。

※荷室の路面からの高さ 1,320 mm程度（4 トントラック、10 トントラック共通）

4. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な業務内容については、別途、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

(11) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

【留意点】

(11) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

車両担当は、緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、地域内輸送拠点（市町物資拠点）や避難所周辺の道路状況を把握するとともに、市町土木所管部門課等から緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況について、情報を収集する必要があります。

また、市町管理道路の被害状況・啓開状況についても、市町土木所管部門課等から情報収集する必要があります。

5. 関係機関との情報共有

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、関係機関との情報共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な業務内容については、別途、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (12) 関係機関との情報共有
- (13) 支援物資の調達・輸送に関する情報共有

【留意点】

(12) 関係機関との情報共有

調整担当は、関係機関が連携しながら支援物資の受入れ活動が円滑に進むよう、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設状況、緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況・物資輸送の内容について、関係機関と情報共有する必要があります。

(13) 支援物資の調達・輸送に関する情報共有

関係機関が連携しながら支援物資の調達・輸送が行えるよう、調整担当と拠点担当は、支援物資の調達・輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）に関する情報について共有する必要があります。

第5節 受入れ調整

1. 支援物資の受入れ・仕分け

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、支援物資の受入れ・仕分けの流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な業務内容については、別途、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (14) 必要となる支援物資の整理及び調達先の確保
- (15) 提供可能な支援物資、調達スケジュールの確認
- (16) 義援物資への対応
- (17) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）を経由した支援物資の受入れ
- (18) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）における支援物資の入荷・とりまとめ
- (19) 物流事業者等の専門家の活用

【留意点】

(14) 必要となる支援物資の整理及び調達先の確保

発災後、調整担当は、被災地のニーズや課題に迅速かつ適切に対応するため、被害状況に応じて優先的に取り組む課題やニーズを整理し、その課題やニーズ解決に必要な支援物資を特定する必要があります。

災害発生後のフェーズや季節等により必要となる支援物資は変化するため、市町災害対策本部の物資部門には、ニーズの把握と支援物資の調整を迅速かつきめ細かく行うとともに、先を見越した対応が求められます。

災害時における支援物資の調達が円滑に進むよう、平時より、災害時に必要と想定される支援物資の種類や特徴を把握、整理した上で、それぞれの支援物資の調達先をあらかじめ決めておく必要があります。

支援物資ごとに、市町で備蓄・直接調達する物資か、県や関係機関を通じて調達する物資かについて、あらかじめ整理しておくことが必要です。

また、関係機関（県、市町、民間企業等）から支援物資の調達を確保する場合、関係機関と協定を締結し、連絡先及び担当窓口、要請手順等についてあらかじめ整理しておく必要があります。

(15) 提供可能な支援物資、調達スケジュールの確認

物資担当は、支援物資ニーズを把握し、必要となる支援物資を特定した後、ただちに支援物資の調達を行う必要があります。

災害時に支援物資を迅速に調達できるよう、平時より、調達先に提供可能な支援物資の在庫について、あらかじめ確認しておくことが必要です。

また、提供可能な支援物資の在庫があっても、支援物資が現地に到着するには一定時間を要するため、調達スケジュールについてあらかじめ確認しておくことが重要です。

(16) 義援物資への対応

市町と事前に協定を結んでいない企業、個人等からの申し出による義援物資の受入れについては、避難所や地域内輸送拠点（市町物資拠点）での支援物資の受入れにおいて混乱が起きないように、市町であらかじめ対応方針（発災後一定期間は受付を行わないなど）を決めておくことが望まれます。

避難所や地域内輸送拠点（市町物資拠点）に義援物資が直接到着した場合、内容物の確認、仕分けなどの作業負担が増すため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の拠点担当は、調整担当との調整を経て到着した支援物資と混同させないように入庫を行い、関係各班と情報共有する必要があります。

(17) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）を経由した支援物資の受入れ

地域内輸送拠点（市町物資拠点）を経由して支援物資を受け入れる場合、受入れ・仕分け活動が迅速に進むよう、物資担当は、支援物資の受入れ・仕分けの流れについてあらかじめ理解しておくとともに、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に入荷される支援物資について各担当と情報共有を行う必要があります。

地域内輸送拠点（市町物資拠点）を経由した支援物資の受入れについては、「出荷連絡票（様式3）」を用いて、関係各班及び関係機関で連絡・調整する必要があります。

調整担当は、県や企業等の支援物資応援元から受信した「出荷連絡票（様式3）」を拠点担当の順に転送する必要があります。

拠点担当は、「出荷連絡票（様式3）」と配送計画に基づき輸送された支援物資を地域内輸送拠点（市町物資拠点）に入荷させます。

支援物資を地域内輸送拠点（市町物資拠点）に入荷した後、拠点担当から調整担当の順に入荷完了の報告を行う必要があります。

(18) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）における支援物資の入荷・とりまとめ
地域内輸送拠点（市町物資拠点）における支援物資の入荷については、「とりまとめ・在庫管理表（様式6）」を用いて、関係各班及び関係機関で連絡・調整する必要があります。

支援物資の入荷・在庫管理を正確に行うため、支援物資を地域内輸送拠点（市町物資拠点）に入荷した後、物資担当から調整担当の順に入荷完了報告を行います。

入荷完了報告を受けた調整担当は、「とりまとめ・在庫管理表（様式6）」に支援物資の入荷・とりまとめを行うとともに、関係各班、県等と情報共有を行う必要があります。

(19) 物流事業者等の専門家の活用

円滑に支援物資の荷捌き、配送等を行うためには、物流事業者等の専門家の協力を得ることが重要であるため、あらかじめ物流事業者等と災害時応援協定を締結することが求められます。

ただし、物流事業者等の専門家の確保が困難な市町は、職員のフォークリフト免許取得による対応や、公用車による配送などの体制を確保しておくことが必要です。

※ 様式1～9については、P88参照

第6節 支援活動及び調整

1. 地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所への物資輸送等

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所への支援物資の輸送の流れを明確にして、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な業務内容については、別途、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (20) 支援物資の輸送
- (21) 支援物資の出荷・とりまとめ
- (22) 避難所における支援物資の受入れ
- (23) 実費・弁償、返却等の手続き
- (24) 次の災害に備えた支援物資のリスト化

【留意点】

(20) 支援物資の輸送

避難所からのニーズに迅速に対応するため、支援物資は、調達後、ただちに輸送されることが望まれます。そのため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）から各避難所等への配送ルート、配送手段（公用車等）、配送班体制をあらかじめ決めておく必要があります。

なお、市町において公用車等が被害を受け輸送手段の確保ができなくなった場合には、県が、三重県レンタカー協会等関係団体との協定を活用するなどして支援を行います。

物流について行政はノウハウが乏しいため、拠点運営を行政職員だけで対応するのではなく、「①協定先の民間物流事業者への委託」、「②物資応援元への避難所等への直送依頼」なども想定し、物流ノウハウを持つ地域内の民間輸送事業者とあらかじめ協定を締結するなど、地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所までの輸送手段を確保しておくことが重要です。

緊急の場合は、自衛隊の支援を受けることも可能ですが、避難所の解消までの一定期間、安定的に輸送を継続する必要があることから、基本的に地元で小回りの利く（平時に小口配送を行っている）業者等に依頼し、トラックと要員をセットで確保することが望まれます。

(21) 支援物資の出荷・とりまとめ

①地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所への支援物資の出荷

出荷の際には、地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所へ出荷される支援物資について、担当間で情報共有を行う必要があります。

調整担当は、「出荷連絡票（様式3）」により、車両担当に車両の手配を、物資担当に支援物資の出荷の指示を行う必要があります。

車両担当は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所等への配送計画を検討の上、民間物流事業者に「輸送手配票（様式2）」を送信し、車両確保を要請する必要があります。

また、物資担当は、「出荷連絡票（様式3）」により拠点担当に支援物資の出荷の指示を行う必要があります。

拠点担当は、民間物流事業者の車両、または、市町の車両に支援物資を積み込み、避難所に向けて出荷する必要があります。

②支援物資の出荷後のとりまとめ

支援物資のとりまとめについては、「とりまとめ・在庫管理表（様式6）」を用いて、各担当及び関係機関と情報共有を行う必要があります。

支援物資の出荷・在庫管理を適切に行うため、支援物資を地域内輸送拠点（市町物資拠点）から避難所に出荷した後、拠点担当から物資担当、調整担当に出荷完了報告をします。

なお、支援物資の在庫管理を適切に行うためには、物資拠点のレイアウトをあらかじめ整理しておくことが必要です。

出荷完了報告を受けた調整担当は、「とりまとめ・在庫管理表（様式6）」に支援物資の出荷・とりまとめを行うとともに、関係各班、県等と情報共有を行う必要があります。

(22) 避難所における支援物資の受入れ

避難所における支援物資の受入れの場合、調整担当は、出荷予定連絡を避難所担当に行う必要があります。

避難所担当は、避難所で支援物資を受け入れ、物資担当に受入報告を行う必要があります。

(23) 実費・弁償、返却等の手続き

調達先によって、業務終了後の実費・弁償、返却等の手続きが必要となるため、調整担当と物資担当は、災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、実費・弁償、返却等の手続きについてあらかじめ確認しておくことが必要です。

参考：災害救助法の対象について

- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
(災害救助法：第4条2)
 - ・救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：第13条)
- ※内容によっては、特別基準の協議が事前に必要になります。

(24) 次の災害に備えた支援物資のリスト化

市町災害対策本部の物資部門は、次の災害に備えて、災害で必要となった支援物資を物資種別に分類し、それらの保管場所などを「保管支援物資一覧」としてリスト化し、定期的に更新する必要があります。

※ 様式1～9については、P88参照

<保管支援物資一覧(例)>

物資種別	物資名称	数量	保管場所	管理担当 部・課	備考

2. 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、市町による備蓄物資のプッシュ型支援の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な業務内容については、別途、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (25) 市町による備蓄物資の供給
- (26) 県のセーフティネット備蓄支援
- (27) 県の流通備蓄支援

【留意点】**(25) 市町による備蓄物資の供給**

①備蓄物資の配分量

備蓄物資について、避難所からの要請を待たずにプッシュ型で支援を行うため、調整担当は、被害想定に基づき作成した配分計画を基本に、判明した避難所避難者数に基づき配分量を設定する必要があります。

②備蓄物資の輸送

流通備蓄の輸送については、協定締結団体に要請を行うことが必要です。あらかじめ避難所の位置などについて、協定締結団体と情報共有しておくことが重要です。

(26) 県のセーフティネット備蓄支援

①セーフティネット備蓄支援の実施の決定

県は、航空偵察による孤立地域の発生状況と、被災市町からの情報により対応策を検討します。物資支援が必要と判断した場合にはセーフティネット備蓄による支援の実施を決定します。

②セーフティネット備蓄による支援

県は、セーフティネット備蓄による支援の実施の決定をした場合は、被災市町からの情報（要請物資・配送場所等）に基づき、搬出する物資拠点、現物備蓄の種類と量を決定、輸送を行います。

また、県は、輸送計画を被災市町へ情報共有します。情報を受けた要請担当は、対象地域に情報提供を行う必要があります。

(27) 県の流通備蓄支援

①流通備蓄に関する情報収集・要請・配分量

県は、流通備蓄にかかる協定締結企業等に対して流通備蓄の量・品目等の情報収集、支援物資提供の要請を行い、判明した避難所避難者数に基づいて市町への配分量を設定、物資の輸送を行います。

②流通備蓄の輸送

県の流通備蓄の輸送については、協定締結先の自社配送を基本としますが、自社での配送が困難な場合には、県は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保次第、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行います。

車両担当は、受け入れた流通備蓄の輸送を行う必要があります。

3. 支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、支援物資のニーズの把握、県及び支援物資応援元への支援物資の要請の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 詳細な業務内容については、別途、物資部門マニュアル、物資拠点運営マニュアルに記載しましょう。

【ポイント】

- (28) 支援物資ニーズの的確な把握・とりまとめ
- (29) 県及び支援物資応援元への支援物資の要請

【留意点】

(28) 支援物資ニーズの的確な把握・とりまとめ

発災直後は避難所からの要請を待たずにプッシュ型支援が行われますが、時間の経過とともにプッシュ型支援から被災者等の要請に基づくプル型支援（県への要請）に移ります。被災者等の支援物資ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、プル型支援の活動内容について、あらかじめ理解しておく必要があります。

発災後、支援物資ニーズや必要となる支援物資は時間の経過とともに刻々と変化するため、避難所等からの情報を可能な限り把握するとともに、関係機関との調整を迅速にきめ細かく行い、先を見越した対応をとることが求められます。

なお、季節や天候、ライフラインの復旧状況によって必要となる支援物資の種類が大きく異なることに留意する必要があります。

必要となる支援物資の特定とともに、「必要となる支援物資の量」、「支援物資が必要となる場所と時期」、「誰が受け取り、使用するか」、「配送ルート」等の情報を把握し、とりまとめる必要があります。

避難所等における支援物資ニーズを把握する際は、必要となる支援物資・資機材の品目・数量、緊急度、配達希望日等の情報を確認できるよう、避難所担当は「ニーズ調査票（様式1）」を使用して、可能な限りとりまとめることが重要です。

支援物資ニーズの的確な把握・とりまとめについては、「ニーズ調査票（様式1）」及び「ニーズ管理表（様式7）」を用いて、各担当及び関係機関で情報共有を必要があります。

要請担当は、避難所担当から受信した「ニーズ調査票（様式1）」により要請をとりまとめ、調整担当に転送する必要があります。

「ニーズ調査票（様式1）」を受信した調整担当は「ニーズ管理表（様式7）」にニーズの把握・とりまとめを行うとともに、各担当や県救援物資部隊物資支援班等と情報共有を行う必要があります。

<時期ごとに必要とされる支援物資（例）>

時期	物資（例）
緊急対応期 （概ね3日まで）	アルファ化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、育児用調製粉乳・乳児用液体ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、紙おむつ（大人用・子ども用）、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等
応急対応期 （避難所期）	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等 （季節に応じて：防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等）

<東日本大震災において企業等から提供または調達した支援物資（例）>

区分	物資（例）
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食糧、離乳食、高齢食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子ども用おむつ、育児用調製粉乳、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション
その他	石油

(29) 県及び支援物資応援元への支援物資の要請

調整担当は、支援物資ニーズを把握し、必要となる支援物資を特定した後、県または支援物資応援元に支援物資の提供を要請する必要があります。

要請する際には、応援元によって「発注」、「要請」、「依頼」、「費用の支払い」等の手続きが必要となる場合があります。そのため、応援元別の調達（要請）手続きについてあらかじめ確認しておくことが重要です。

県及び支援物資応援元への支援物資の要請については、「ニーズ調査票（様式1）」及び「ニーズ管理表（様式7）」、「出荷連絡票（様式3）」を用いて、各担当及び関係機関で情報共有を必要があります。

調整担当は、「ニーズ調査票（様式1）」または「ニーズ管理表（様式7）」に基づき、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に在庫がない支援物資については、「要請／発注票（様式4）」により、物資担当に調達を指示します。

物資担当は、県または支援物資応援元に「要請／発注票（様式4）」を送信し、支援物資の提供を要請するとともに、県または支援物資応援元から「出荷連絡票（様式3）」を受信した場合、調整担当に転送します。

※ 様式1～9については、P88参照

4. 応急給水にかかる受援活動

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、応急給水にかかる受援活動の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (30) 水道施設の被害情報等の共有及び市町における応急給水活動
- (31) 応援要請

【留意点】**(30) 水道施設の被害情報等の共有及び市町における応急給水活動****①被害情報等の共有**

市町災害対策本部の応急給水部門（上水道所管部門）は、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況について、県被災者支援部隊水道応援班に情報提供を行う必要があります。

②市町における応急給水活動

市町災害対策本部の応急給水部門（上水道所管部門）は、配水池の緊急遮断弁によって確保された水量や震災対策用貯水施設の水量等について把握し、応急給水拠点での給水や給水車両を使用して被災者に給水活動を行うとともに、給水車両等が不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、各ブロックの代表市（四日市市、津市、松阪市、尾鷲市、伊賀市）もしくは、各ブロックの代表市が甚大な被害を受けて機能しない場合は、県の地域機関である地域防災総合事務所・地域活性化局等へ応援要請を行う必要があります。

(31) 応援要請

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、各ブロックの代表市（四日市市、津市、松阪市、尾鷲市、伊賀市）等は、県内5ブロック内（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州、伊賀）で応援要請のあった市町への対応の可否について、県に伝達する必要があります。

※ その他の詳細な受援活動については、各市町の水道災害時における危機管理マニュアル等による。

参考資料：物資拠点運営の検討資料

■前提条件（物資運搬トラックとパレット）

- ・搬送トラックは4トントラックとする。後部リフトの有無は不明なため、後部リフトなしの前提とする。
- ・トラックへの積載支援物資は、標準パレット（T11型（1,100×1,100×144mm））に載っている状態とする。パレット上の物資は、概ね1トン程度の重量とする。
- ・荷崩れ防止フィルムで保護されており、搬送に伴う荷崩れはない前提とする。

■フォークリフトが使える場合

- ①フルフラットな状況であれば、フォークリフト運転者1人で荷下ろし・所定保管場所への配置が可能。
- ②小段差ありの場合でも、段差が数センチ程度でフォークリフトが乗り越えられる場合は、上記①と同じ。それ以上の場合も、段差を解消するステップ等で対応できれば、①と同様。
- ③搬入口との高低差が大きい場合は、荷下ろしのみを用いる、あるいは出来るだけ搬入口の近くまで運ぶことで、全体の作業効率は向上する。

■フォークリフトによる荷下ろし作業時間の目安

トラック幹線輸送に置ける手荷役実態アンケート調査報告書（★）によると、10トントラックに16パレットを積み込む作業時間は約30分（パレット1枚あたり約1.9分）。これを基にすると、4トントラック（ロング）に10パレット積み込む場合は約19分必要となる。なお、荷下ろし場所が遠い場合は、そこまでの移動時間が更に必要となる（フォークリフトの走行速度は最大10km/h程度（分速約166m、徒歩の2.5倍））。

★南海トラフ巨大地震における政府調達物資供給計画の実行可能性の検討（論文）より

<懸念事項>

- ①動力源の確保（エンジン式の場合の燃料、電動式の場合のバッテリー充電）
- ②荷下ろし場所・保管場所にフォークリフトが走行できる耐荷重があること。パレット上の荷物を含めるとフォークリフト全体で2～4トン程度の重量となる。

<p>■フォークリフト1（エンジン車）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大荷重 1.5 トンクラス、車体重量約 2.5 トン（最大積載時 4.1 トン（荷重+車重+運転手）） ・全長約 3 m（フォーク長約 1 m）、全幅約 1 m、マスト高約 2 m、最大揚高約 3 m、地上最低高約 10 cm ・最小旋回半径約 2 m、走行速度 10～15 km/h 	
<p>■フォークリフト2（電動車）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大荷重 0.7 トンクラス、車体重量約 1.5 トン（最大積載時 2.3 トン（荷重+車重+運転手）） ・全長約 2.5 m（フォーク長約 0.8 m）、全幅約 0.9 m、マスト高約 1.8 m、最大揚高約 2.5 m、地上最低高約 7 cm ・最小旋回半径約 1.5 m、走行速度 10 km/h 	
<p>床通路段差乗り入れ台 床段ガード</p> <p>荷重 1t 段差乗り入れ台</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="231 1097 590 1276">  </div> <div data-bbox="606 1052 957 1299"> <p>H100mm:FD100×1台/W-6070×2台</p>  <p>H200mm:FD200×1台/L-4511×4台</p>  <p>H300mm:FD300×1台/L-4511×4台/LP-3090×2台</p>  </div> </div> <p>https://www.daidoc.co.jp/safety/safety_bridge.html</p>	

■人海戦術による荷下ろし作業時間の目安

前記★の論文によると、ペットボトル 157 個をトラックから 10m離れた作業スペースまで運ぶ際に 10 人で約 30 分の作業であったとの記載がある。

- ・搬送距離 1 mにつき 1 人必要（荷物の重さにより増減の可能性あり）
- ・上記によると 157 個÷30 分=5.2 個/10m・分
- ・ペットボトルケースは、約 12～13kg（2L×6本、又は 500ml×24本）
- ・場所にもよるが、台車やローラーコンベア等を用いることで、作業効率の向上が図られる。

<p>■搬送パターン 1</p> 	<p>■搬送パターン 2</p> 
--	---

■作業効率の比較

搬送距離：トラック駐車場所から保管場所まで直線距離で 20m

(トラック～施設入口=10m、施設入口～配置場所=10mと仮定)

物量：4トントラック1台 (=4トン分の物資)

1箱 12.5kgの水(※)を1パレット80個 (=1,000kg) × 4パレット (合計 320個)

※2L×6本 or 500ml×24本

①フォークリフトで運ぶ

必要人員：1人 (フォークリフト運転者)

所要時間：荷下ろし・荷置き@1.9分 (前述) × 4パレット

+ 20m/搬送@166m/分 (前述) × 往復 × 4パレット ⇒ 合計約 8.6分



②人海戦術で運ぶ1 (搬送器具なしのリレー形式)

必要人員：20人 (1m=1人配置 ⇒ 20m=20人 (多少の高低差は対応可能))

所要時間：80個 × 4パレット × 20m ÷ 5.2個/10m・分 (前述) = 123分 (※)

※疲労回復等のための休憩時間は含まず



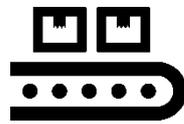
③人海戦術で運ぶ2 (搬送器具 (ローラーコンベア) を用いた場合)

必要人員：10人 (荷下ろし2人、手押運搬6人 (2.5m間隔、始点・終点は兼務)、荷置き2人)

所要時間：80個 × 4パレット × 20秒 (※) = 6,400秒 (≒106.7分)

※搬送速度を秒速1mと仮定 ⇒ 20m=20秒/個

荷下ろし・荷置きを交代すれば疲労は少ない (高低差を利用すれば負荷が軽減)



■ 運搬方法の比較一覧

方法	特徴	注意事項
①フォークリフト（要免許）	条件が合えば早い、人員も最小1人で対応可能	機材の準備と対応設備（床耐荷重・段差解消等）が必要
②人海戦術（リレー方式）	どんな場所でも対応できるが、人手と時間が必要	重量物への対応には注意が必要（腰痛等への注意）
③人海戦術（搬送器具あり）	簡単な器具があれば、比較的効率的に対応できる	少ない事前準備・負担で対応しやすい（器具も多種あり）

■ 運搬用資機材の例（上）と作業イメージ（下）

<p>パレット（標準：T11型）</p> 	<p>ハンドパレットトラック</p> 	<p>ローラーコンベア</p> 
<p>台車</p> 	<p>カゴ台車</p> 	<p>6輪台車</p> 

参考資料：様式集

物資調達・輸送調整等支援システム様式一覧

名称	様式番号	用途
ニーズ調査票	①	市町災害対策本部が、避難所のニーズを把握するために使用
ニーズ管理票	②	ニーズ調査票の内容を管理するために使用
配分計画表	③	物資の配分計画に使用
輸送指示票	④	輸送事業者に輸送手配するために使用
在庫管理表	⑤	市町内の全物資の管理に使用

第3章 支援物資の受入れ

配分計画表(様式③)

要請情報

大分類	中分類	小分類	未手配要請数	単位

日時：

拠点在庫

施設名称	拠点在庫数	単位

要請の内訳

避難所情報		要請情報				在庫から引当		都道府県に要請		市区町村で調達		却下
避難所	人数	要請管理番号	優先度	要請日時	備考	数量	数量	数量	納入先	数量		

輸送指示票(様式④)

日時：

発注 / 要請元	(自治体名)			集荷先	(施設名)					
	(担当部署名)	(担当名)			(住所)					
	(電話番号)	(FAX番号)			(担当部署名)	(担当名)				
	(E-mail)				(電話番号)	(FAX番号)				
納入先	(施設名)			上 庫	フォーク リフト	大型車 運入	対応可 能期間	～		
	(住所)									
	(実地担当名)	(FAX番号)								
	(電話番号)	(E-mail)								
輸送事業者情報				輸送車両情報						
(輸送事業者)		(担当名)		(担当連絡先)		(車両種別)	(車種)	(優先度)		
						(車両番号)	(輸送担当名)	(備考)		
No	物資		数量		ケース 重量	荷姿	梱包量	備考		
	個数	単位								

到着した場合は、QRコードを読み込み、到着完了登録をお願いします。

在庫管理表(様式⑤)

No.	施設名*	大項目*	中項目*	小項目*	物資詳細	消費期間	在庫数*	入数	単位	保管場所	備考

様式一覧

※ 支援物資の受入は、原則「物資調達・輸送調整等支援システム」により行いますが、システムが使用できない場合には、下記様式をご活用ください。

	名称	様式番号	用途
帳票	ニーズ調査票	1	市町災害対策本部が、避難所のニーズを把握するために使用
	輸送手配票	2	協定締結先に、物資の輸送を依頼するために使用
	出荷連絡票	3	物資の輸送を行うために使用 (出荷者控、輸送者控、荷受者控の3種類を作成し、各々が保管する。)
	要請／発注票	4	協定締結先や県等に支援物資の要請を行うために使用
管理表	拠点別・在庫管理表	5	物資拠点毎の在庫管理に使用
	とりまとめ・在庫管理表	6	市町内の全物資の管理に使用
	ニーズ管理表	7	様式1で把握したニーズを管理するために使用
	調達可能物資管理表	8	調達可能な物資の管理に使用
ラベル	内容表示ラベル	9	支援物資の梱包等に添付して物資の中身をわかりやすく表示するために使用

受付NO 記入・提出日： 年 月 日 (受取職員印・サイン)

緊急支援物資輸送 ニーズ調査票(様式1)

依頼元	(避難所名)	提出先	(提出先名)
	(担当者名)		(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)		(電話番号)
	(E-mail)		
	(把握している場合: 移動系防災行政無線局番号)		
備考			

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳						
品目	数量			単位		備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合い、配達希望日、アレルギーの有無、要介護者等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

次ページ あり/なし (/)

記入・提出日： 年 月 日

緊急支援物資輸送 輸送手配票(様式2)

(輸送手配担当者印・サイン)

発注/要請元	(自治体名)	物資提供者	(組織名)
	(担当者名)		(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)		(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)		(E-mail)
納入先	(施設名)	輸送事業者	
	(住所)		車両番号
	(受取担当者名)	集荷予定日時	年 月 日 時 分
	(電話番号) (FAX番号)		備考 (管理項目)
(E-mail)			

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳										
品目	数量			単位		重量		荷姿		備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数		総重量	ケース数			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

次ページ あり/なし (/)

緊急支援物資輸送 出荷連絡票 (様式3)

出荷者控
輸送者控
荷受者控

記入・提出日: 年 月 日

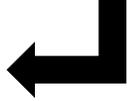
(出荷者印・サイン) (輸送者印・サイン) (荷受日時) (荷受者印・サイン)

--	--	--	--

発注/ 要請元	(市町村名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)
納入先	(施設名)
	(住所)
	(受取担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)



物資提供者	(組織名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)



輸送事業者	車両番号
	到着予定日時 年 月 日 時 分

備考 (管理項目)	
----------------------	--

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳									
品目 大分類	中分類	小分類	数量				賞味・消費期限	備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)	
			個数	単位	総重量	ケース数			荷姿
1							年 月 日		
2							年 月 日		
3							年 月 日		
4							年 月 日		
5							年 月 日		
6							年 月 日		
7							年 月 日		
8							年 月 日		
9							年 月 日		
10							年 月 日		

次ページ あり/なし (/)

緊急支援物資輸送 要請/発注票(様式4)

記入・提出日: 年 月 日

(要請/発注担当者印・サイン) (提供担当者印・サイン)

--	--

発注/ 要請元	(自治体名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)
納入先	(施設名)
	(住所)
	(受取担当者名) (電話番号)
	(FAX番号)
	(E-mail)



物資提供者	(組織名)
	(担当者名) (電話番号)
	(FAX番号)
	(E-mail)



備考 (管理項目)	
----------------------	--

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳						
品目 大分類	中分類	小分類	数量		備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)	
			個数	単位		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

次ページ あり/なし (/)

緊急支援物資 内容表示ラベル(様式9)

記入・提出日: 年 月 日

品目			
商品名			
提供者名			
入り数			入り
重量			
サイズ	タテ	ヨコ	高さ
消費期限	年		月 日
備考 <small>(消費期限のないものは購入時期、 梱包替えをした場合はその時期など)</small>			

第4章 ボランティアの受入れ

第4章 ボランティアの受入れ

第1節 計画に基づく活動期間

1. 活動のタイムライン

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、県等の行動項目と連動したタイムライン表を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（ボランティアの受入れに関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生直後から現地（市町）災害ボランティアセンター（以下、「現地（市町）センター」）が閉鎖されるまでとしています。なお、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害規模や現地の状況によって変動しますが、東日本大震災と同様に数年の活動期間となることが想定されます。

市町受援計画は、この期間を基本に、計画の対象期間を定める必要があります。

（※ただし、現地（市町）センターの多くは途中から「復興支援センター」等に名称を変更して活動を継続することが多いため、その場合は柔軟に対応する必要があります。）

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～ 発災後 2日目)		支援センターの設置（自動設置）
	被害状況等の情報収集と情報共有	被害状況等の情報収集と情報共有
	緊急輸送ルート等の被害状況・ 啓開状況の情報収集と共有	緊急輸送ルートの被害状況・ 啓開状況の情報収集と共有
	現地（市町）センターの設置	現地（市町）センター設置状況の 情報収集
	現地（市町）センターにかかる支援	支援センター臨時会の開催、 体制整備
受入れ 調整 (発災～ 発災後 3日目)	現地（市町）センターの運営等 必要に応じてサテライトの設置検討	現地（市町）センター・ サテライト立ち上げにかかる支援
		(必要に応じて被災地及び現地（市 町）センターに支援要員を派遣)
支援活動 及び調整 (発災後 3日目 以降)		現地（市町）センターの運営にかか る後方支援（県内外への情報発信等）
		三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築・ 運営	現地協働プラットフォームの構築支援
	支援センターとの情報共有	県災害対策本部関係部隊等との連携・ 調整（被災者の課題等）
	現地協働プラットフォームを通じた 連携・調整、情報共有	

※区分中の括弧内は、想定される最短の期日を示しているが、現地の状況等によっては大きく変動する場合がある。

※各区分の状況の例は以下のとおり。

- ・初動
現地（市町）センター想定施設に電力が仮復旧した時期
- ・受入れ調整
電力・通信が概ね仮復旧した時期
- ・支援活動及び調整
電力・通信・交通が概ね仮復旧した時期

第2節 活動の概要

1. ボランティアの受入れ活動の流れ

ワーク（作業手順）

- 以下の図を参考に、「応急期（実施当初）」と「応急期以降」について、ボランティアの受入れ活動の流れ図を作成し、市町受援計画に記載しましょう。
（図には、連携する具体の団体名称も書き込みましょう。）

【ポイント】

- (2) 災害の各局面を踏まえた受入れ活動の流れ
- (3) 応急期（実施当初）における受入れ活動
- (4) 応急期以降における受入れ活動

【留意点】

(2) 災害の各局面を踏まえた受入れ活動の流れ

ボランティアの受入れは、発災後、初動、受入れ調整を経て、支援活動及び調整の実施が始まる頃（一般的に「応急期」）から本格化し、その活動内容は、現地の状況によって変動します。

そのため、災害の各局面におけるボランティアの受入れ活動の流れ、関係機関との連携・調整についてあらかじめ理解しておく必要があります。

(3) 応急期（実施当初）における受入れ活動

応急期においては、必要に応じてみえ災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」）から立ち上げ支援を受けて現地（市町）センターの設置が必要となります。市町災害対策本部のボランティア部門と現地（市町）センターが連携・情報共有しながら、被災者ニーズと、外部から駆けつける現地調整希望型支援者（一般ボランティア）やプログラム提供型支援者とのマッチング等の役割が求められます。

①現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの機能

現地（市町）センターは、「調査・分析」、「企画」、「実施」、「評価・改善」の段階を踏まえ、被災者ニーズ・困りごととボランティア等をマッチングする拠点としての機能が求められます。

現地調整希望型支援者は、現地（市町）センターに駆けつけ、被災者ニーズとのマッチングを受けて活動します。プログラム提供型支援者は、直

接、現地（市町）センターに駆けつけることが多いですが、中間支援¹型支援者のマッチングを受けて活動することもあります。

また、現地（市町）センターは、被害状況やニーズに応じてよりきめ細かな支援をするため、ボランティアの受入れや資機材を管理するためのサテライトを設置することがよくあります。

②みえ災害ボランティア支援センターの機能

支援センターは、県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地（市町）センターを県域で後方支援します。

災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築します。

③三重県域協働プラットフォームの機能

三重県域協働プラットフォームは、支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、県域の中間支援型支援者、県外の中間支援型支援者²、資金助成・資機材提供型支援者など様々な関係者が参加し、各団体の情報共有、連絡調整の役割を担います。また、応急期には、一部のマッチング機能も担います。

¹中間支援：被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと。

²県外の中間支援型支援者は、協定によらず自らの判断で支援センターにおいて情報収集を行い、必要に応じて活動する。

(4) 応急期以降における受入れ活動

この時期には、市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間接支援型支援者等と協働で、様々な支援者が集まりやすい拠点に現地協働プラットフォームを構築し、ボランティアのマッチングなどの役割が求められます。

①現地協働プラットフォームの機能

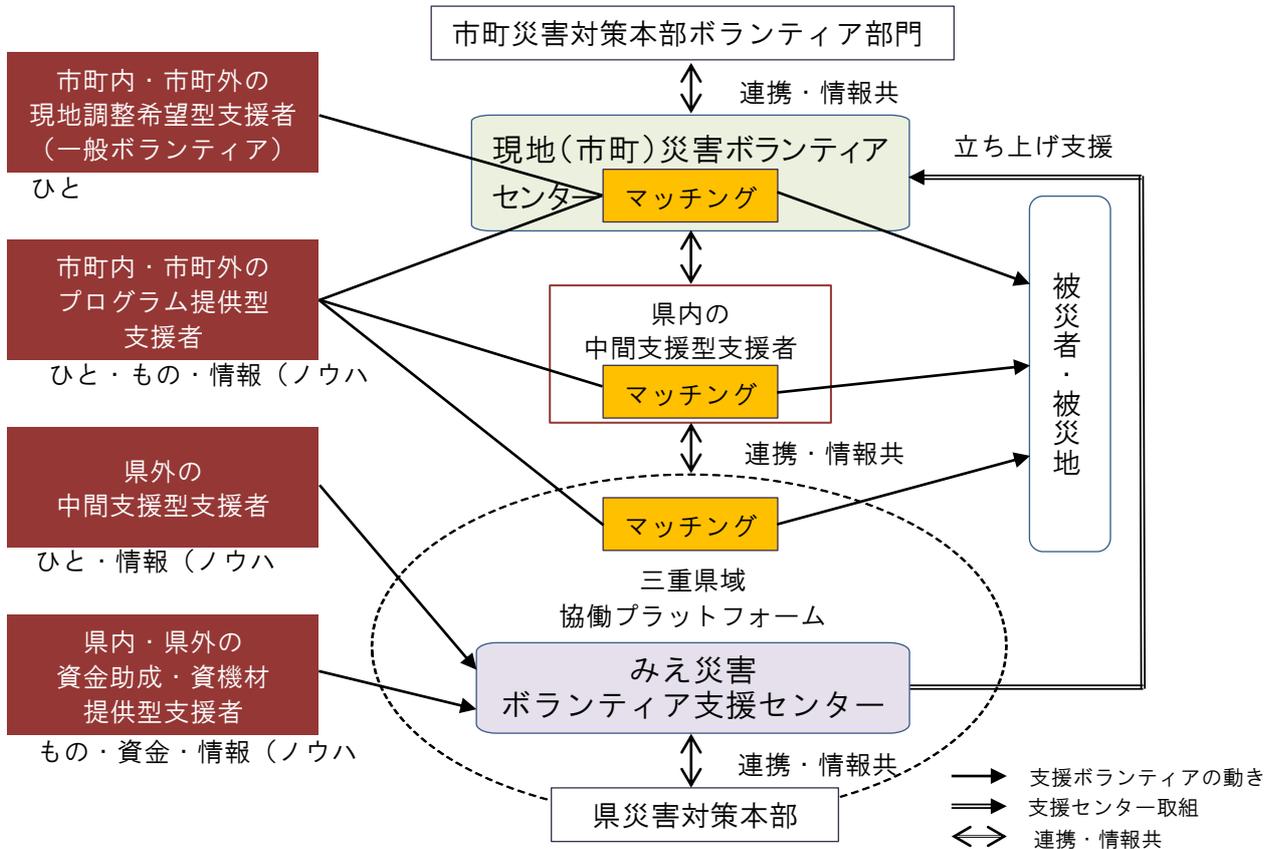
現地協働プラットフォームは、発災後、被災地の多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整ってくる時期に、様々な支援者が集まりやすい拠点に構築され、市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センター、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間接支援型支援者等の情報共有・連絡調整の場として運営されます。災害の規模や状況に応じ、市町単位だけでなく複数市町にまたがって構築される場合もあります。

現地協働プラットフォームの構築・運営により、被災地域や避難所ニーズの把握に加え、ボランティア団体間の支援調整により、支援の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐことができ、被災地の多様なニーズに対してより迅速かつ的確に対応することが可能となります。

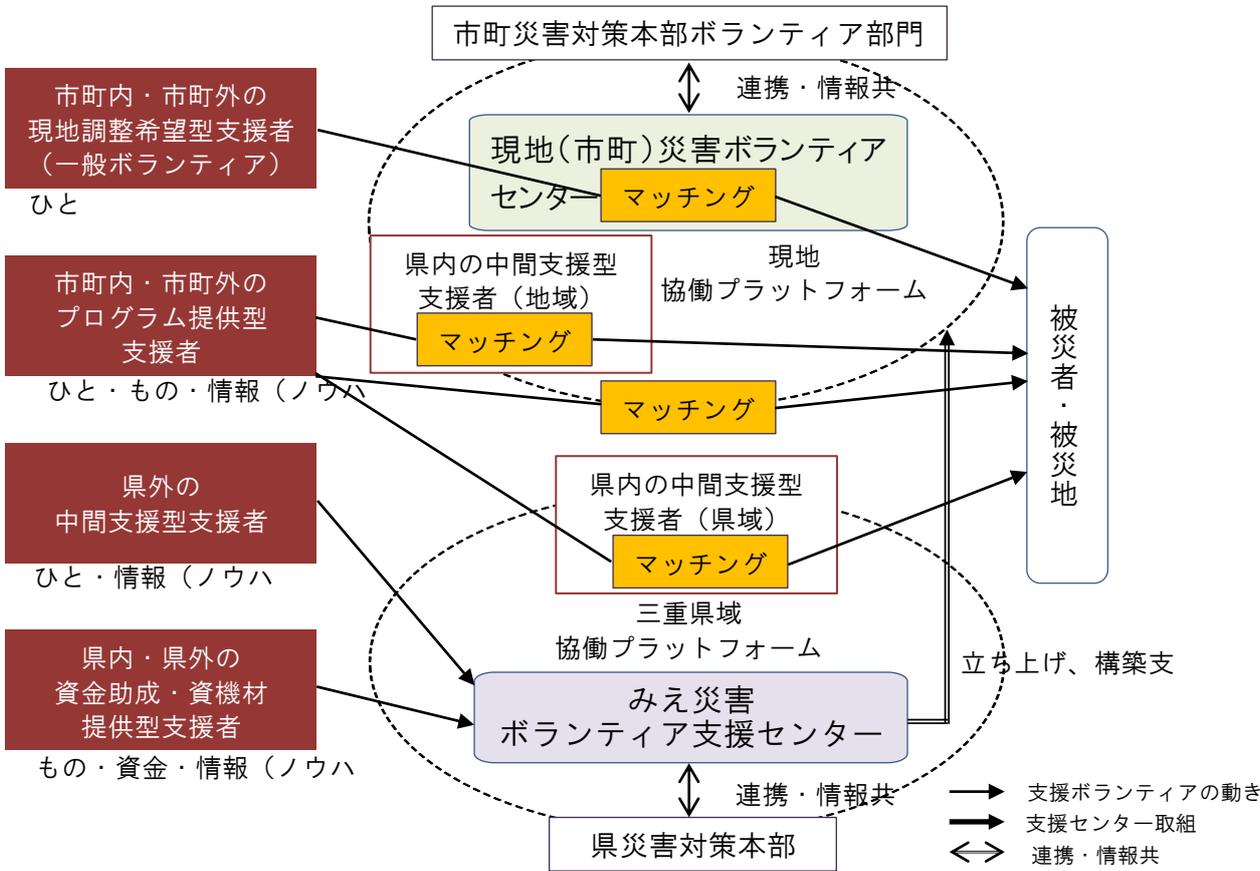
②三重県域協働プラットフォームの機能

三重県域協働プラットフォームは、応急期以降には、現地協働プラットフォームにおいて対応困難な課題等についての支援のための調整を担います。

<大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図>
 <応急期（実施当初）>



<大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図>
 <応急期以降>



2. 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所

ワーク（作業手順）

- 現地（市町）センター及び現地協働プラットフォームの設置場所の候補についてリストを作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】**（5） 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所****【留意点】****（5） 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所**

ボランティアの受入れ活動をスムーズに行うため、現地（市町）センター・サテライト及び現地協働プラットフォームを設置する場所（候補）について決めておくことが重要です。

情報共有や交通の利便性、事務・打合せスペース、資機材の保管場所や広い駐車場等が望ましい条件として挙げられます。

これらの条件を可能な限り満たしている設置場所を整理し、設置場所候補リストをあらかじめ作成しておく必要があります。

①現地（市町）災害ボランティアセンター

想定される設置場所を、優先順位を付けて具体的に決めておく必要があります。

②サテライト

災害規模や状況によって設置の必要性などが変わってくるため事前に場所の確保は困難ですが、自治会・自主防災組織単位での災害ボランティアの受入れを計画する際（避難所運営マニュアルや地区防災マニュアルなどを検討する際）には、地域にサテライトの設置が求められる可能性があることを伝えることが重要です。

③現地協働プラットフォーム

想定される設置場所を、優先順位を付けて具体的に決めておく必要があります。

参考：みえ災害ボランティア支援センター（支援センター）

原則として、以下の場所に設置されます。

三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階 みえ県民交流センター内

3. ボランティアの種類と活動内容

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、ボランティアの種類のカテゴリ表を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（6） ボランティアの種類と活動内容

【留意点】

（6） ボランティアの種類と活動内容

ボランティアの種類は、「災害支援活動を行う者」と「災害支援活動を支援する機関」の概ね2種に分類されます。

「災害支援活動を行う者」には現地で活動する「現地調整希望型支援者」や「プログラム提供型支援者」等が含まれます。

一方、「災害支援活動を支援する機関」には現地で活動する「地域の間支援型支援者」のほか、「三重県域協働プラットフォーム」で活動する「県域の間支援型支援者」や「県外の間支援型支援者」、「資金助成・資機材提供型支援者」等が含まれます。

※ボランティア：共感にもとづいて活動するもので、災害ボランティアセンターに駆けつける個人・グループだけでなく、経験や専門性を生かした組織的な活動を含む。

<ボランティアの種類と活動内容(例)>

	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活動を行う者	市町内・市町外の現地調整希望型支援者 ・現地(市町)センターで活動コーディネートを希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ(いわゆる「一般ボランティア」)	現地 (市町)	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など
	市町内・市町外のプログラム提供型支援者 ・提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等	現地 (市町)	・炊き出し、食事の提供 ・避難所(在宅避難者を含む)の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・産業復興や祭り、まちづくり支援 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など
災害支援活動を支援する機関	県内の中間支援型支援者		
	地域の中間支援型支援者 ・分野を問わず地域で中間支援を行っている団体	現地 (市町)	・ボランティアセンター運営 ・団体間のコーディネート など
	県域の中間支援型支援者 ・各分野で中間支援を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体(1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。)	三重県域 協働プラットフォーム	・外国人等の支援・調整 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・子どもや子育て世代への支援・調整 ・医療分野の支援・調整 など
	県外の中間支援型支援者 ・現地(市町)センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体	三重県域 協働プラットフォーム	・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート など
	県内・県外の資金助成・資機材提供型支援者 ・資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等	三重県域 協働プラットフォーム	・資金助成 ・資機材の提供 など

■ 災害対策基本法、防災基本計画におけるボランティアの位置づけ

災害対策基本法において、地域防災計画を定めるときは他の者（ボランティアを含む）の応援を受け入れられるよう配慮が求められています。

ボランティア元年と呼ばれた阪神・淡路大震災以降、多くの個人や組織のボランティアが災害時に活躍するようになり、法律上も災害対応の主体の一つとして位置づけられています。

災害対策基本法（第五条の三 国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

○国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

防災基本計画（第2編 第2章第11節 1 ボランティアの受入れ）

○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第3節 関係機関の役割等

1. 関係機関の役割

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、関係機関を含めた体制図と、各機関の役割の一覧表を作成して、市町受援計画に記載し、別途、連絡先リストを作成しましょ

【ポイント】

（7） 関係機関との連携体制の構築

【留意点】

（7） 関係機関との連携体制の構築

市町におけるボランティアの受入れには、市町災害対策本部のボランティア部門及び現地（市町）災害ボランティアセンターに加え、様々な関係機関がそれぞれの役割をもって関わることになります。

災害時における連携体制は、市町・社会福祉協議会・ボランティア等の関係性、地域性等に基づいて形成されていくため、一律に規定されるものではありませんが、関係機関との連携により被災者支援活動の効果を最大化することを目指して、災害時の連携体制を構築する必要があります。

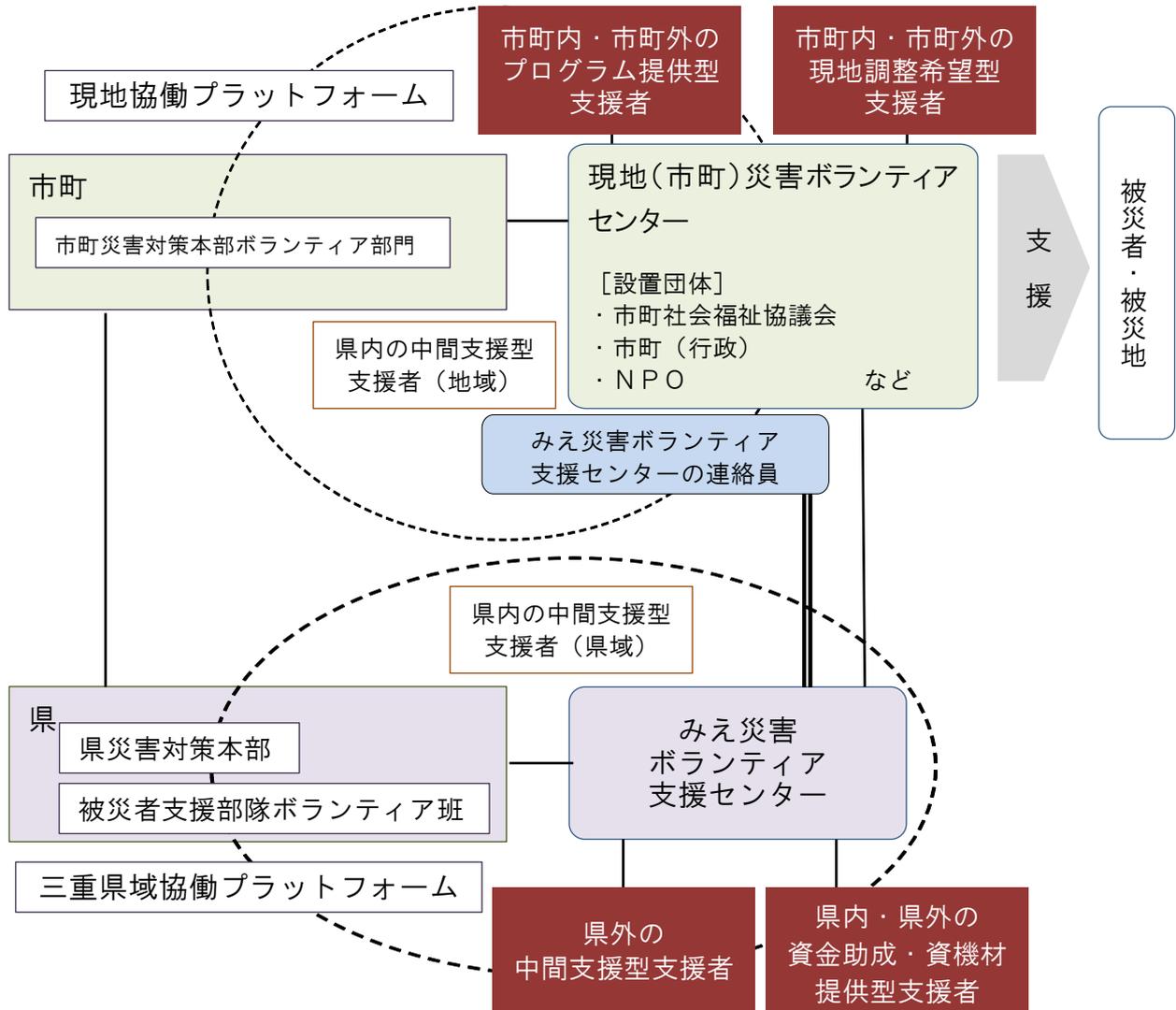
また、関係機関に求められる役割についてあらかじめ整理し、「関係機関連絡先リスト」をあらかじめ作成しておく必要があります。

大規模な災害が発生した場合、被災者の多様なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、それらのニーズに柔軟に対応できるボランティアとの連携が不可欠です。

災害時にボランティアを受け入れ、支援活動が円滑に行われるようにするためには、現地（市町）センターの設置・運営を担う社会福祉協議会等の関係機関との関係性を認識し、平時から連携しておくことが必要となります。

必要に応じて、関係機関が定期的に集まり、情報交換を行う機会を設けることが重要です。

ボランティアの受入れにおける県・市町の体制



■ ボランティアの受入れ・調整等を行う関係機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部 ボランティア部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地（市町）センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・ 現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応
現地（市町）災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地におけるボランティアニーズの把握 ・ 地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・ 被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・ 現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・ 市町災害対策本部との情報共有・連携

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・ 三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・ 「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への支援
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地（市町）センターを県域で後方支援 ・ 災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・ 県災害対策本部との情報共有・連携

■ 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県内の中間支援型支援者	
地域の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野を問わず地域で中間支援を行っており、地元のNPO・ボランティア団体をつなぐ (例：市民活動センターなど)
県域の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援 (例：三重県国際交流財団など)
県外の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地（市町）センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整 (例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVODA）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）など)
県内・県外の資金助成・資機材提供型の支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供

■ 災害支援活動を行う者

関係機関	主な役割
市町内・市町外の現地調整希望型支援者（一般ボランティア）	・瓦礫撤去や家屋の清掃など、現地（市町）センターで、被災者のニーズに合わせた活動コーディネートを受けて活動
市町内・市町外のプログラム提供型支援者（専門ボランティア）	・炊き出しや食事の提供、外国人や高齢者等の要配慮者への支援、職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動など、提供できる様々な支援メニューを持って、被災者の多様なニーズに合わせた支援活動

2. 市町災害対策本部の「ボランティア部門」の設置

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、「ボランティア部門」の役割、構成所属や構成人数を検討しましょう。
- 検討結果を基に、関係所属に「ボランティア部門」への参画を依頼しましょう。
- 「ボランティア部門」の担当所属を市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（8） 「ボランティア部門」の設置

【留意点】

（8）「ボランティア部門」の設置

ボランティアの受入れ活動を的確に実施するためには、市町災害対策本部に「ボランティア部門」を設け、受援体制を確保する必要があります。

「ボランティア部門」の設置にあたっては、その役割、担当所属、配置する人数をあらかじめ決めておく必要があります。

特に担当所属については、平時から災害時に切れ目なく対応できる担当所属（平時からボランティア、NPOに関連のある所属）とすることが重要です。

※平時からボランティア、NPOに関連のある所属の例
福祉担当課、市民活動担当課、地域づくり担当課 など

3. 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営、現地協働プラットフォーム構築・運営にかかる平時からの取組

ワーク（作業手順）

- 平時より、市町、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関が集まる機会を定期的に設けましょう。
- 現地（市町）センターの設置の判断主体、設置場所、設置・閉鎖の判断基準を明確にし、「現地（市町）災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル」に明記しましょう。
- 現地協働プラットフォームへ参加することが望ましいと考えられるボランティア団体等に参画を依頼しましょう。
- 現地協働プラットフォームで連携する関係機関を一覧表で整理の上、市町受援計画に記載し、別途、連絡先リストを作成しましょう。
- 現地協働プラットフォーム構築の判断基準、設置場所、運営を行う団体、運営体制を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (9) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる平時からの取組
- (10) 現地協働プラットフォームの構築・運営にかかる平時からの取組

【留意点】

(9) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる平時からの取組

災害の規模、被害状況等を総合的に勘案し、市町災害対策本部のボランティア部門と社会福祉協議会等の関係機関で協議を行った上で、現地（市町）センター設置・閉鎖の判断をするものとし、判断する主体、設置場所についてあらかじめ決めておく必要があります。

また、現地（市町）センターの設置・閉鎖について明確に判断できるよう、設置・閉鎖の判断基準をあらかじめ明確にしておくことも必要です。

なお、現地（市町）センターの設置・運営の詳細については、別途、「現地（市町）災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル」によります。

必要に応じて、平時にセンター設置の訓練を行い、手順を確認しておくことも重要です。

(10) 現地協働プラットフォームの構築・運営にかかる平時からの取組

被災地の多様なニーズが表面化し、支援する側の態勢も整ってくる応急期において、市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センター、ボランティア団体等と、それらをつなぐ地域の間支援型支援者等の情報共有・連絡調整の場として、現地協働プラットフォームの構築・運営を行うことが必要です。

災害の規模や被害状況等を総合的に勘案し、市町災害対策本部のボランティア部門と現地（市町）センターの運営を行う団体は、協議を行った上で、現地協働プラットフォームの構築について判断することが求められます。

また、現地協働プラットフォームは、災害からの経過に応じて様々な支援者が関われるよう、事前の連絡先リストの掲載有無にかかわらず広く参加できる形で広報し、開催できる形を構築することが重要です。

現地協働プラットフォームの構築・運営を的確に行うため、以下の事項について、関係機関同士であらかじめ決めておくことが必要です。

現地協働プラットフォームは、市町単位のみならず、複数市町にまたがって構築されることもあるため、可能な限り、関係機関の意向を事前に確認し調整することが重要です。

検討にあたっては、関係機関が定期的に集まり、情報交換を行う機会を設けるなどして、平時から関係機関同士が互いの活動を知り、市町単位や複数市町にまたがって顔の見える関係を構築することが重要です。

※ 現地協働プラットフォームの構築・運営についてあらかじめ決めておくことが望ましい主な事項

- ・ 構築する主体
- ・ 構築する判断基準
- ・ 設置場所
- ・ 運営を行う団体（運営体制）

第4節 初動

1. 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、現地（市町）センターの立ち上げの流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(11) 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

【留意点】

(11) 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

迅速できめ細かな被災者支援を行うためには、ボランティアとの連携が不可欠です。現地（市町）センターの設置決定後、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れられるよう、市町災害対策本部のボランティア部門は、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協働して、現地（市町）センターを迅速に立ち上げ、支援センター等と連携しながら、現地（市町）センターを通じたボランティアの活動支援を行い、ボランティアとの連携を図る必要があります。

2. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (12) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

【留意点】

(12) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

市町災害対策本部のボランティア部門は、市町土木所管部門課等から得た緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況について、ボランティア等と情報共有を行う必要があります。

また、市町管理道路の被害状況・啓開状況についても、市町土木所管部門課等から情報を得て、ボランティア等と情報共有を行うことも必要です。

3. 現地（市町）災害ボランティアセンターの活動に対する支援

ワーク（作業手順）

- 現地（市町）センター・サテライト等の現地活動拠点について、優先順位をつけたリストを作成し、市町受援計画に記載しましょう。また、優先順位をつける上で、現地活動拠点として望ましい条件について明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 現地（市町）センターの運営やボランティア活動に必要な資機材の種類や数量等について、あらかじめ試算して備えるとともに、それらのリストを作成しましょう。
- 被災地情報などを提供するボランティア・インフォメーションセンターを設置する場合、設置の判断主体、設置場所、設置・閉鎖の判断基準を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 発災後、現地（市町）センターに派遣する職員の所属や構成人数について明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (13) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置場所の提供
- (14) ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (15) ボランティア活動に必要な情報の共有
- (16) 現地（市町）災害ボランティアセンターへの職員の派遣
- (17) 資金確保にかかる支援

【留意点】**(13) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置場所の提供**

市町災害対策本部のボランティア部門は、ボランティアを含めた関係機関が円滑に活動できるよう、現地（市町）センター等の現地活動拠点となる場を提供する必要があります。想定される設置場所としては、全国から被災地入りするボランティア等がアクセスしやすい公共施設が望ましいですが、被害の状況により柔軟に判断する必要があります。

被害状況によっては（市町）センターの出先拠点としてサテライトの設置が必要になる場合があります。公民館や市民センターなど提供できそうな施設がないか、民間からの場所の提供は可能かなど、柔軟に取り組む必要があります。

(14) ボランティア活動に必要な資機材等の提供

市町災害対策本部のボランティア部門は、現地におけるボランティア活動が円滑に進むよう、現地（市町）センターの運営やボランティア活動に必要な資機材の確保を図る必要があります。

発災直後は入手が困難になることが想定されるため、市町で必要となる資機材をあらかじめ備え、それらを「保管資機材一覧」としてリスト化しておくことが重要です。

また、ボランティア活動用資機材のうち消耗品（マスク、軍手、ゴム手袋、長靴等）については、ボランティア自身での準備を広報することも重要です。

＜ボランティア活動で必要となる資機材（例）＞

各種マニュアル、カメラ、通信機器、ハンドマイク、マスク、軍手、ゴム手袋、ゴミ袋、長靴、雨具、段ボール箱、はさみ、筆記用具、ビニール紐、机、椅子、コピー機、照明器具、延長コード 等

(15) ボランティア活動に必要な情報の共有

市町災害対策本部のボランティア部門を含めた関係機関が、被災地の現状について包括的に把握し、バランスの取れた適切な支援活動を行うためには、市町が把握した被災者ニーズ、市町が行う支援内容など、活動に必要な情報を提供する必要があります。

市町災害対策本部のボランティア部門は、市町社会福祉協議会及び地域のNPO・ボランティア団体等と定期的な情報共有・連絡調整を行い、連携の取れた支援活動を展開するため、現地（市町）センターの代表者等に対し、市町災害対策本部など庁内の会議、ミーティング等への参加を求め、市町災害対策本部としての対応方針等の情報共有を行うことも重要です。

＜ボランティア活動に必要な情報（例）＞

ライフラインの復旧状況、人口や年齢分布、要配慮者情報、避難所の開設状況・避難者数、炊き出し等の公的支援状況、行政から住民に向けた情報発信全般 等

(16) 現地（市町）災害ボランティアセンターへの職員の派遣

発災後、市町災害対策本部のボランティア部門は、市町災害対策本部と現地（市町）センターとの連絡調整が円滑に行われるよう、現地（市町）センターに常駐させる担当職員を派遣する必要があります。派遣する担当職員については、あらかじめ決めておく必要があります。

(17) 資金確保にかかる支援

業務に必要な経費負担について、市町においても検討しておく必要があります。

また、各種の助成金確保や市町ホームページ等による支援金の募集等に積極的に取り組むことも必要です。

第5節 受入れ調整

1. 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営等

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、市町災害対策本部のボランティア部門及び社会福祉協議会、ボランティアのそれぞれが担う役割・活動内容を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 以下を参考に、災害ボランティアの募集において、どのような情報を発信する必要があるのかを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (18) 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営
- (19) 被災者ニーズの把握
- (20) 災害ボランティアの募集広報の実施

【留意点】

(18) 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営

ボランティアが行う業務はガレキ除去や物資搬送、生活支援など多種多様で、時間の経過や季節等も考慮しながら、被災者ニーズをきめ細かに把握し、それに応じていくことが基本となります。

これに伴い、ボランティアの受入れや活動支援を行うボランティアセンターの業務も多岐にわたるため、市町災害対策本部のボランティア部門及び社会福祉協議会、ボランティアのそれぞれが担う役割・活動内容をあらかじめ整理しておく必要があります。

なお、現地（市町）センター・サテライトの設置・運営の詳細については、別途、「現地（市町）災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル」によります。

現地（市町）センターの運営を、地元だけで実施することは困難であるため、自治体応援職員や社会福祉協議会のブロック派遣、市町内・市町外の間援型支援者等による運営支援を受け入れられるよう、設置・運営マニュアルにおいて想定しておくことが重要です。

(19) 被災者ニーズの把握

現地（市町）センターは、「調査・分析」、「企画」、「実施」、「評価・改善」の段階を踏まえ、被災者ニーズ・困りごとを聴き取り、調査分析し、対策を練りながら、被災者ニーズとボランティア等とのマッチングを行う必要があります。

多様なニーズを見逃さないように、被災者に近い地域組織（自治会や自主防）の他、民生・児童委員、学校やPTA、地域で元々活動していたボランティア団体など、様々なニーズを把握する可能性のある団体から情報収集する広くニーズを受け入れることが重要です。

(20) 災害ボランティアの募集広報の実施

災害ボランティアの募集に際して、市町災害対策本部のボランティア部門は、往復の交通手段や現地のライフライン、店舗等の復旧状況、宿泊などの状況を適切に発信し、どのような装備・準備をした上で被災地に駆けつけることが必要か適切に広報していく必要があります。

また、ボランティアに求められる活動内容は、発災直後のガレキ除去や掃除、支援物資の仕分け作業、避難所での炊き出しなどから、仮設住宅での見守り活動、引っ越しの補助などへと徐々に変化していくことから、必要とする活動内容について、できるだけ具体的に発信することも必要となります。

参考：災害発生からの経過に合わせたボランティア活動の特徴と内容

	活動の特徴	想定される活動
初期期	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助や避難者の安全確保を最優先する 災害救助法による活動、行政・自主防災組織の活動が中心となる ボランティア活動は安全面に注意、無理をしない 情報不足や混乱が想定される 要援護者の安否確認、安全管理、避難所への誘導 ボランティア活動本部の立ち上げとボランティアの受入開始 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安否確認 被災者の避難誘導 物資の調達、運搬、仕分け 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び等） 要援護者等への配食、買い物 屋内外の片付け
応急期	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の心身の疲労やストレスを考慮し、避難所や地域での被災者の生活支援活動 避難所から仮設住宅や自宅への移動 地域外からのボランティア受入がピークになる 被災者の心理や生活ニーズに基づいたコーディネートが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達、運搬、仕分け 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び等） 屋内外の片付け、引っ越し手伝い 移送、入浴、買い物、付き添い等のサービス
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅や地域での支援活動を展開 緊急・一時的な活動から地域に根ざした継続的な活動へ 要援護者等の個別ニーズへの対応 ボランティア活動の縮小と域内ボランティアによる活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援 話し相手、引っ越し手伝い 要援護者の買い物、通院付き添い

（参考：防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（内閣府））

第6節 支援活動及び調整

1. 現地協働プラットフォームの構築・運営

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、現地協働プラットフォームの構築・運営の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(21) 現地協働プラットフォームの構築・運営

【留意点】

(21) 現地協働プラットフォームの構築・運営

大規模災害が発生した場合、被災者ニーズについては、時間の経過とともに総量が増大するだけでなく、多種多様かつ専門性が求められ、現地センターでは対応しきれない状況になることが予想されます。

これらのニーズに対し、関係機関が連携・協働しながら対応するためには、市町単位や複数市町にまたがって、関係機関が情報共有・連絡調整を行う現地協働プラットフォームを構築することが必要不可欠です。

市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間接支援型支援者等と協働で、必要に応じて支援センターの支援を受けながら、被災地により近い場所に、現地協働プラットフォームを構築し、情報共有・連絡調整を行うことが必要となります。

また、現地協働プラットフォームの運営にあたっては、事前に連携した団体だけでなく、支援に駆けつける多様な支援者が自由に参加できるよう広く広報するとともに、開かれた運営を行う必要があります。

2. みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、支援センターとの情報共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(22) みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

【留意点】

(22) みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

ボランティア活動への参加促進や、ボランティアの支援の地域差解消につなげるため、現地（市町）センターは活動状況や被災者ニーズについて、支援センターと情報共有する必要があります。

3. 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(23) 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

【留意点】

(23) 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

市町災害対策本部のボランティア部門は、現地協働プラットフォーム等を通じて支援団体との連携・調整を行う必要があります。

現地（市町）センターでは対応しきれない被災者の様々なニーズについて、子育て、障がい者や外国人の支援等、それぞれ高い専門性や支援のノウハウを持つNPO・ボランティア団体等と速やかにマッチングできるよう、現地協働プラットフォームにおいて情報共有や連絡・調整を行い、支援につなげることが必要です。

また、現地協働プラットフォーム等を通じて県被災者支援部隊ボランティア班及び支援センター等の関係機関と情報共有することも必要です。

参考資料：過去の災害時の事例

＜平成28年（2016年）熊本地震における事例＞

①NPO間の連携会議

4月19日以降、毎日19時に熊本県庁にてNPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」が始まり、被災地域や避難所の情報共有だけでなく、NPO等が相互に補完するための調整を行うと同時に、新たに熊本入りしたボランティア活動を行う団体に対して情報入手の場としての機能を発揮しました。

1. 支援団体の活動を12の分野に区分し、分野毎に活動団体同士の連携を図り、避難所間の格差を解消
2. NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りを決定
3. 参加NPO等が熊本県内の避難所のアセスメントを実施し、行政機関へ報告

②行政機関との連携会議

NPO間の連携体制は整ったものの、行政機関との連携の充実を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を4月25日より2回/週の頻度で熊本県庁にて開催しました。また、政令市である熊本市も同様な会議体が必要と捉え、5月13日より熊本市、熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議も県と同様に開催し、行政の対処方針をNPOへ提供し、NPOから得られた避難所での課題もスピーディに行政へ伝える機能が確立できました。

（資料）内閣府防災情報のページ「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」

http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/85/special_01.html

＜平成30年（2018年）大阪府北部を震源とする地震における事例＞

大阪府では、大阪府域の災害に備え、平時から互いの活動を知り、災害に対する取り組みや課題の共有をしながら“顔の見える関係”を構築していくため、災害をテーマにした学びと情報交換を行うネットワーキングとして、「おおさか災害支援ネットワーク（OSN）」を開設しています。

平成30年大阪府北部を震源とする地震では、OSNの世話役8団体（大阪府社協・大阪市社協・堺市社協・大阪ボランティア協会・大阪府生協連・日赤大阪府支部・日本防災士会大阪府支部・ゆめ風基金）が中心となって「災害時連携会議」が発災直後から大阪赤十字会館、茨木市福祉文化会館等において複数回開催され、ブルーシートによる屋根の応急対応や要援護者支援などの様々な課題について、意見交換、具体策の検討、被災者ニーズとのマッチング等が行われ、支援に繋げていきました。

＜平成30年（2018年）北海道胆振東部地震における事例＞

北海道安平町では、ICTを活用してボランティアを受け付け、ニーズとのマッチングを行いました。

安平町内で認定こども園を運営する学校法人が、町に支援を申し出て、発災2日後に町社会福祉協議会と町災害ボランティアセンターを開設しました。

ボランティアの受け付けに関するシステムは、園内で使っていた既存のシステムを転用し、災害支援用の特設サイトとしました。

第5章 その他の受援活動

第5章 その他の受援活動

第1節 緊急輸送ルート

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（緊急輸送ルートに関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象としています。

「三重県広域受援計画」では、下表のとおり目的地（拠点）ごとにそれぞれ啓開目標³を定めています。また、市町と県のタイムラインについては次頁のとおりです。

＜「三重県広域受援計画」における目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標＞

用途 (県の主な所管部隊)	目的地（拠点）	啓開目標
災害対策拠点 (総括部隊)	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
救助活動拠点 (総括部隊)	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
医療活動拠点 (保健医療部隊)	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
物資拠点 (救援物資部隊)	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点 (総括部隊)	製油所	おおむね1～3日以内
海路による輸送拠点 (社会基盤対策部隊)	海上輸送拠点(港湾)及び地域 防災計画に位置づけられた漁 港	おおむね1～7日以内

³啓開目標：緊急輸送ルート啓開の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションでは、拠点・施設等の被害状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて臨機応変に対応を行う。なお、各啓開目標は、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）」、「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」を参考に設定している。

【タイムライン】

(緊急輸送ルートの啓開活動)

区分	市町の行動項目	県の行動項目
初動 (発災～発災後 12時間)	道路パトロールによる被害状況 の収集と共有	被害状況の情報収集と共有
緊急輸送ルートの 啓開活動 (発災～発災後 1日目)		道路啓開方針の決定
		啓開活動開始
		道路啓開ルートにかかる県災害対 策本部内の情報共有
		関係機関への支援要請
	啓開活動(車両の移動等による通 行確保)	災害時における車両の移動等に関 する要請
	啓開状況の県への報告	緊急交通路の指定及び交通規制の 実施
緊急輸送ルートの 啓開活動 (発災～発災後 2日目以降)	啓開の進捗状況の把握	道路啓開の進捗状況にかかる県災 害対策本部内の情報共有

参考：くしの歯ルート各 STEP の考え方（中部版くしの歯作戦⁴）

STEP	道路啓開ルート	確保目標
STEP 1（くしの「軸」）	高速道路・直轄国道等の広域支援ルート	おおむね1日
STEP 2（くしの「歯」）	災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設に至るルート	1～2日
STEP 3（被災地）	被害が甚大な沿岸沿いのルート	3日
STEP 3 以降	被害地域全域へのルート	7日以内

参考：海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

区分	県の行動項目
初動 （発災～発災後12時間）	被害状況の情報収集と共有
海上輸送拠点等の活用 （発災～発災後1日目）	海上輸送拠点等の活用の決定
	海上輸送拠点等に関する調整
	海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開開始
海上輸送拠点等の活用 （発災～発災後2日目以降）	海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

⁴ 中部版くしの歯作戦：国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備えた道路啓開オペレーション計画。

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 県等の活動の概要
- (3) 緊急輸送ルート

【留意点】

(2) 県等の活動の概要

発災後、県、道路管理者、港湾及び漁港管理者は、ただちに航空偵察等による被害概況の把握を行い、緊急輸送ルートの通行可否情報や海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港（以下、「海上輸送拠点等」という。）の被害状況の収集を行い、道路啓開方針を決定します。

県は、優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請するとともに、啓開の進捗状況を管理します。

県は、緊急輸送ルートの啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE 等による支援が必要な場合は、要請を行います。

県公安委員会は、緊急交通路の指定を行い、また、県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入規制などの交通規制を実施します。

(3) 緊急輸送ルート

緊急輸送ルートについては、「三重県広域受援計画」を参照してください。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

【留意点】

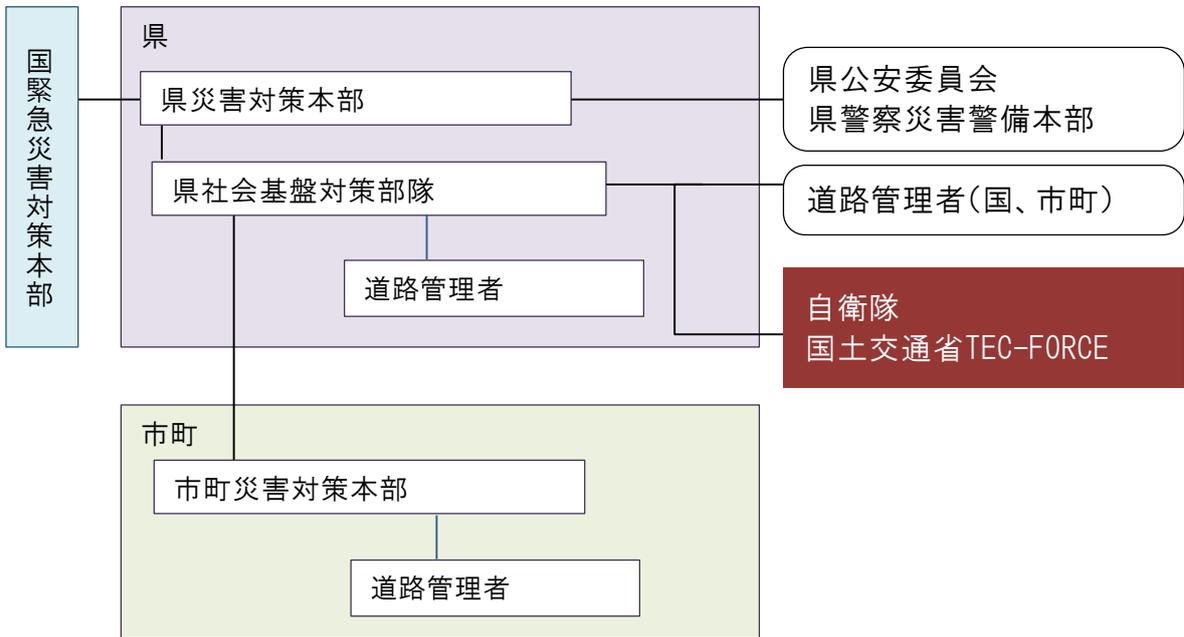
(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における緊急輸送ルート確保に関する活動には、市町災害対策本部及び道路管理者（市町）に加え、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

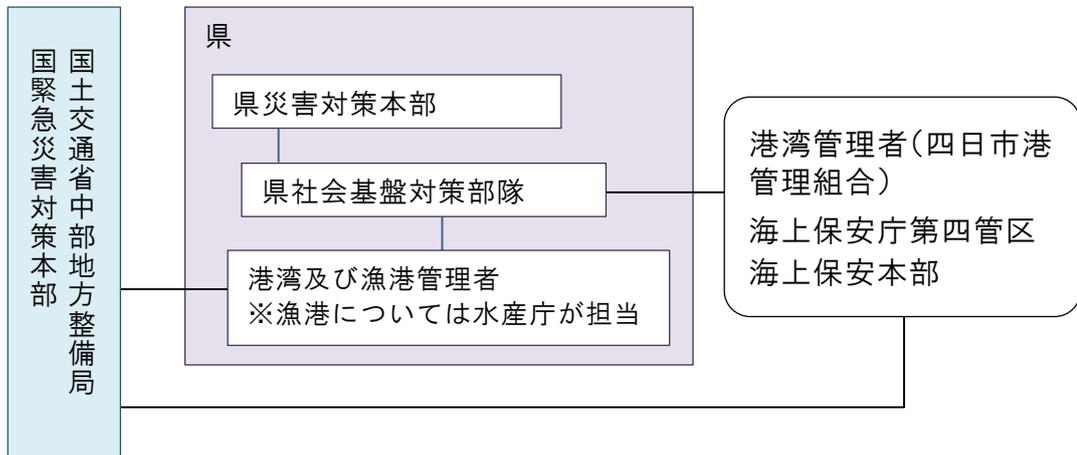
多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

緊急輸送ルートの啓開活動に関する関係機関の体制

【緊急輸送ルートの啓開活動】



【海上輸送拠点等の活用（海路の使用）】



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況・通行可否情報の収集と提供 ・道路啓開方針の決定 ・車両の移動等に関する要請 ・関係機関への支援要請 ・道路啓開ルートに係る情報提供

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・「中部版くしの歯作戦」の実施に関する指揮・調整 ・国土交通省TEC-FORCEの派遣に関する調整

■ 緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
道路管理者 (市町)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（市町管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

<県>

関係機関	主な役割
道路管理者 (県)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（県管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

<国>

関係機関	主な役割
道路管理者 (国)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（国管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む
自衛隊 ・国土交通省 TEC-FORCE等	・緊急輸送ルートの啓開活動への支援

■ 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

<県>

関係機関	主な役割
県公安委員会	・ 緊急交通路の指定
県警察災害警備本部	・ 交通規制の実施

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 被害状況の情報収集と共有
- (6) 緊急輸送ルートの啓開活動
- (7) 道路啓開の進捗状況の報告
- (8) 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

【留意点】

(5) 被害状況の情報収集と共有

市町道路管理者は、発災後ただちに、緊急輸送ルート（市町管理道路）やその他の市町管理道路について道路パトロールを実施し、被害状況及び通行可否状況の把握を行い、市町災害対策本部にその状況を報告する必要があります。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告することが必要となります。

市町災害対策本部（土木所管部門）は、緊急輸送ルートの被害状況、通行可否状況、迂回路等の情報を、市町災害対策本部内で情報共有するとともに、県に報告する必要があります。

(6) 緊急輸送ルートの啓開活動

市町災害対策本部（土木所管部門）は、県より、優先的に啓開を実施するルートについての啓開要請を受け、市町道路管理者に啓開要請の情報を伝達する必要があります。

市町道路管理者は、啓開要請を受けたルートにおいて、災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定⁵に基づき、車両移動等の通行確保に必要な措置を実施する必要があります。

⁵ 災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動すること、その他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(7) 道路啓開の進捗状況の報告

市町道路管理者は、緊急輸送ルートの啓開の進捗状況について、市町災害対策本部に報告します。市町災害対策本部はその状況を取りまとめ、県に報告する必要があります。

(8) 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等においては、海路による輸送が効率的と見込まれることから、海上輸送拠点等が活用されることとなります。

海路による輸送が実施される場合には、市町災害対策本部は、県より、利用する海上輸送拠点等までアクセスする緊急輸送ルートについて情報提供を受け、通行確保に必要な措置の要請を受けることとなります。

第2節 救助・救急、消火活動

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（救助・救急、消火活動に関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生後おおむね2週間を対象とし、その活動内容は、主に災害発生後72時間の人命救助及び消火活動、並びに災害発生後おおむね2週間の生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水等）を想定しています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 12時間)	救助活動拠点の被害状況の確認・ 利用可否の判断	県内救助機関への要請
	応援要請	各市町の被害状況の収集
		県内部隊による救助・救急、消火活 動の実施
		広域応援部隊への応援要請
	救助活動拠点の利用準備	救助活動拠点の被害状況の収集と 活動拠点の決定
		県内救助機関及び広域応援部隊の 態勢確認
受入れ調整 (発災～発災後 1日目)		広域応援部隊の進出拠点への進出
		救助機関の部隊展開の方針の決定
	救助機関の活動支援(活動に必要な 情報の提供等)	救助活動拠点及び道路啓開情報の 共有
		救助活動拠点の確保
		県内部隊による広域応援部隊の救 助活動拠点への誘導
	救助活動拠点の利用調整	救助活動拠点の利用調整
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目)	救助活動拠点の利用状況の共有	救助活動拠点の利用状況の共有
		救助機関による救助・救急、消火活 動の実施(24時間までに、広域応援 部隊の順次到着と、活動の本格化)
		救助要請情報等の収集と共有
		救助機関の活動調整
生活支援 (発災～発災後 4日目以降)		ヘリコプターによる活動が必要な 事案への対応
		救助機関による行方不明者の搜索 救助を継続しつつ生活支援の実施

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県・市町の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県・市町の活動の概要

被災地域内の自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の勢力に比して甚大な被害が発生した場合は、防衛省、消防庁、警察庁、海上保安庁及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、広域応援部隊を派遣することとしています。

このため、県及び市町は、域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保することとしています。

(3) 活動拠点

各拠点の施設名称等については、「三重県広域受援計画」を参照してください。

①広域進出拠点及び進出拠点

自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁、国土交通省TEC-FORCE等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点。

広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」といい、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

②救助活動拠点

救助機関が救助・救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地として利用する県内の拠点。

国土交通省TEC-FORCEの救助活動拠点は、県並びに県内市町庁舎、中部地方整備局各事務所とする。

③ヘリベース

災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所。災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点。

④航空機用救助活動拠点

甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

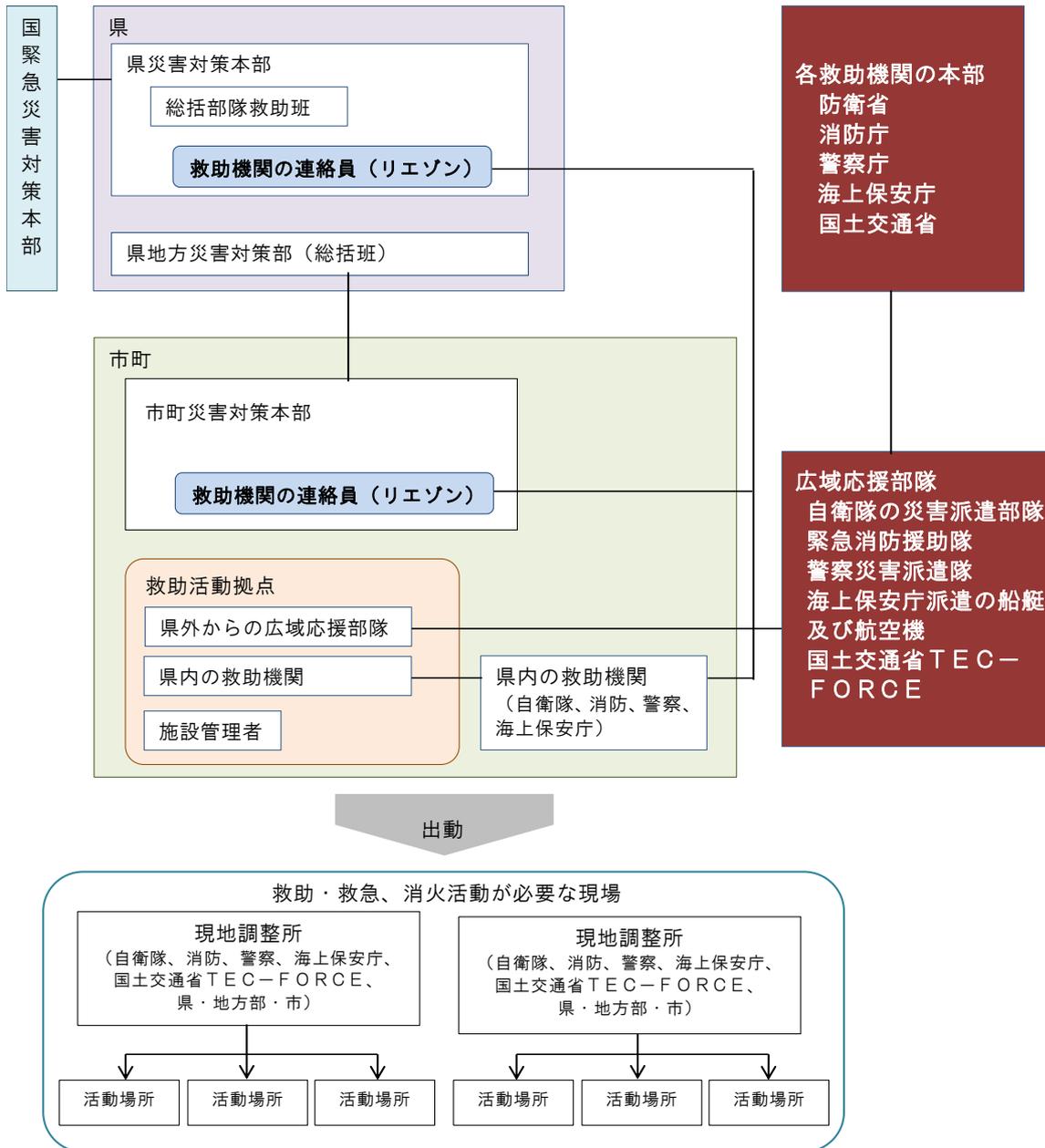
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における救助・救急、消火に関する活動には、市町災害対策本部及び施設管理者（市町、拠点とする公園等の施設管理者）に加え、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

救助・救急、消火活動における国・県・市町・救助機関の体制



○現地調整所

複数の関係機関が同一の現場において円滑な連携を確保し、互いの活動内容の調整や情報共有を統括的に図るための場所

※リエゾンは、独自の通信手段を持参し状況によってその通信手段も協力する。

■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の収集 ・ 県地方災害対策部への連絡及び応援要請 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む）
施設管理者 （拠点とする公園等 の施設管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・ 救助機関の受入れ ・ 救助活動拠点の利用調整

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域応援部隊への応援要請 ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 救助活動拠点の利用調整 ・ 各救助機関の運用調整及び活動状況の把握・支援
県地方災害対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町の被害状況の把握と提供 ・ 管内市町の被害状況に応じた市町の活動支援

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助機関の広域応援部隊の派遣調整
救助機関の連絡員 （リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部と救助機関本部との連絡調整 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助機関の活動状況の情報提供

■ 救助・救急、消火活動を行う機関

<県内で活動する機関>

関係機関	主な役割
県内の救助機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集 ・ 県外からの広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助・救急、消火活動の実施
県外からの広域応援 部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助・救急、消火活動の実施

＜広域応援部隊を派遣する機関＞

関係機関	主な役割
各救助機関の本部	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の救助機関及び県外からの広域応援部隊による救助・救急、消火活動の調整・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 救助活動拠点の被害状況の把握、応援要請
- (6) 救助活動拠点の利用準備
- (7) 救助機関の活動支援
- (8) 救助活動拠点の利用調整
- (9) 救助活動拠点の利用状況の共有
- (10) 消防団と自主防災組織との連携による迅速な救助活動

【留意点】

(5) 救助活動拠点の被害状況の把握、応援要請

施設管理者（市町）は、管理する施設の被害状況を確認し、救助活動拠点としての利用可否を判断し、市町災害対策本部に報告する必要があります。

市町災害対策本部は、県にその内容を連絡するとともに、応援要請を行う必要があります。

(6) 救助活動拠点の利用準備

市町災害対策本部は、県から、利用を決定した救助活動拠点について情報提供を受けることとなります。

救助活動拠点としての利用が決定した施設の管理者（市町）は、施設を開錠し、救助機関が利用できるよう準備を行う必要があります。

この際、施設管理者（市町）は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行うなど、救助機関が円滑に活動できるよう準備を行う必要があります。

(7) 救助機関の活動支援

市町災害対策本部は、消防団を活用するなどして、救助機関が各市町内で円滑に活動するために必要な情報の収集・提供・共有に努めるとともに、広域応援部隊の被災現場への誘導など救助機関を支援する必要があります。

また、市町災害対策本部のオペレーションルーム内などに、救助機関同士が活動調整の打合せをできるスペースを確保する必要があります。

(8) 救助活動拠点の利用調整

救助活動拠点を利用する各救助機関は、救助活動拠点の配置レイアウトを変更する必要がある場合は、各救助機関の追加の進出可能性について県に確認の上、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者（市町）とで協議し、利用方法を決定することとなります。

救助活動拠点の利用機関又は施設管理者（市町）は、その内容について、市町災害対策本部及び県へ報告する必要があります。

(9) 救助活動拠点の利用状況の共有

市町災害対策本部は、県から、救助活動拠点の利用状況について情報提供を受け、各救助活動拠点の施設管理者（市町）に伝達し、情報共有する必要があります。

(10) 消防団と自主防災組織との連携による迅速な救助活動

消防団と自主防災組織は互いに連携し、救助機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や避難誘導等を行う必要があります。

また、市町は、平時から地域における共助の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化に努めるとともに、二つの組織が互いの役割分担を踏まえた連携を一層進め、地域に応じた隙間のない災害対応ができる体制を構築しておく必要があります。

第3節 医療・保健活動

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（医療・保健活動に関する計画）」に基づく活動期間は、DMATについては災害発生後おおむね1週間、救護班、保健医療活動を行うチームについては災害発生後数か月を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 1日目)		災害医療コーディネーター等への応援要請
		保健医療活動チームの派遣要請
	医療機関の被害状況等の収集と共有	医療機関の被害状況等の収集・整理
		県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集
		緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
		医療機関の被害状況の情報共有
	医療救護所の設置	
	県による対応が困難な場合など状況に応じて、SCU候補地の被害状況の把握と情報共有	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有
		医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有
受入れ調整 (発災～発災後 2日目)		保健医療活動チームの活動方針の決定
		DMATの受入れ
	保健医療活動チームの受入れ	その他の保健医療活動チームの受入れ
	保健医療活動チームの活動支援 (活動に必要な情報の提供等)	
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目以降)		医療本部と保健医療活動チームとの情報共有
	被災現地での関係者による連絡会議への参加	保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催
		重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送
		広域医療搬送
		地域医療搬送
		医薬品等の確保・供給

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

国は、県境を越えるDMAT等の保健医療活動チームの派遣調整や広域医療搬送の調整等の広域にわたる活動の調整を行います。

②県災害医療本部、保健所等の県・関係機関の活動

県は、初動段階において、保健医療活動チームの派遣要請、医療機関の被害状況等の収集・情報共有、県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集、緊急輸送ルートの被害状況等の情報収集・共有、SCU候補地の被害状況の把握と情報共有、医薬品等備蓄場所の被害状況の把握と情報共有を行います。受入れ調整段階では、保健医療活動チームの活動方針の決定、保健医療活動チームの受入れ・活動調整を行います。支援活動及び調整段階では、医療本部と保健医療活動チームとの情報共有、保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催、SCUの設置・運営、医療機関の被災に伴う入院患者の搬送支援、広域医療搬送の要請、地域医療搬送の調整を行います。

※広域医療搬送

医療本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものをいう。広域医療搬送の対象患者は、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

※地域医療搬送

被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(3) 活動拠点

各拠点の施設名称等については、「三重県広域受援計画」を参照してください。

①災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時における医療体制の充実強化を図るための医療機関。厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関を、県が災害拠点病院に指定している。

②SCU (Staging Care Unit)

SCUは、基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するために設置する拠点。県が、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携して設置する。

③二次救急医療機関等

二次救急医療機関等は、医療・保健を行う場。災害発生時には保健医療活動チームの支援を受けて機能回復を図る。

④医療救護所

医療救護所は、災害発生時に医療活動を行う場。市町や保健医療活動チームが連携して設置・運営する。

【保健医療活動チームの県内での主な活動場所】

保健医療活動チーム	県内での主な活動場所
DMAT	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送
JMAT	医療救護所、二次救急医療機関等
DPAT	医療救護所、精神科病院診療所
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等
歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等
災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等
支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等
DHEAT	医療本部、保健所
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター
JDA-DAT	避難所、二次救急医療機関等
医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

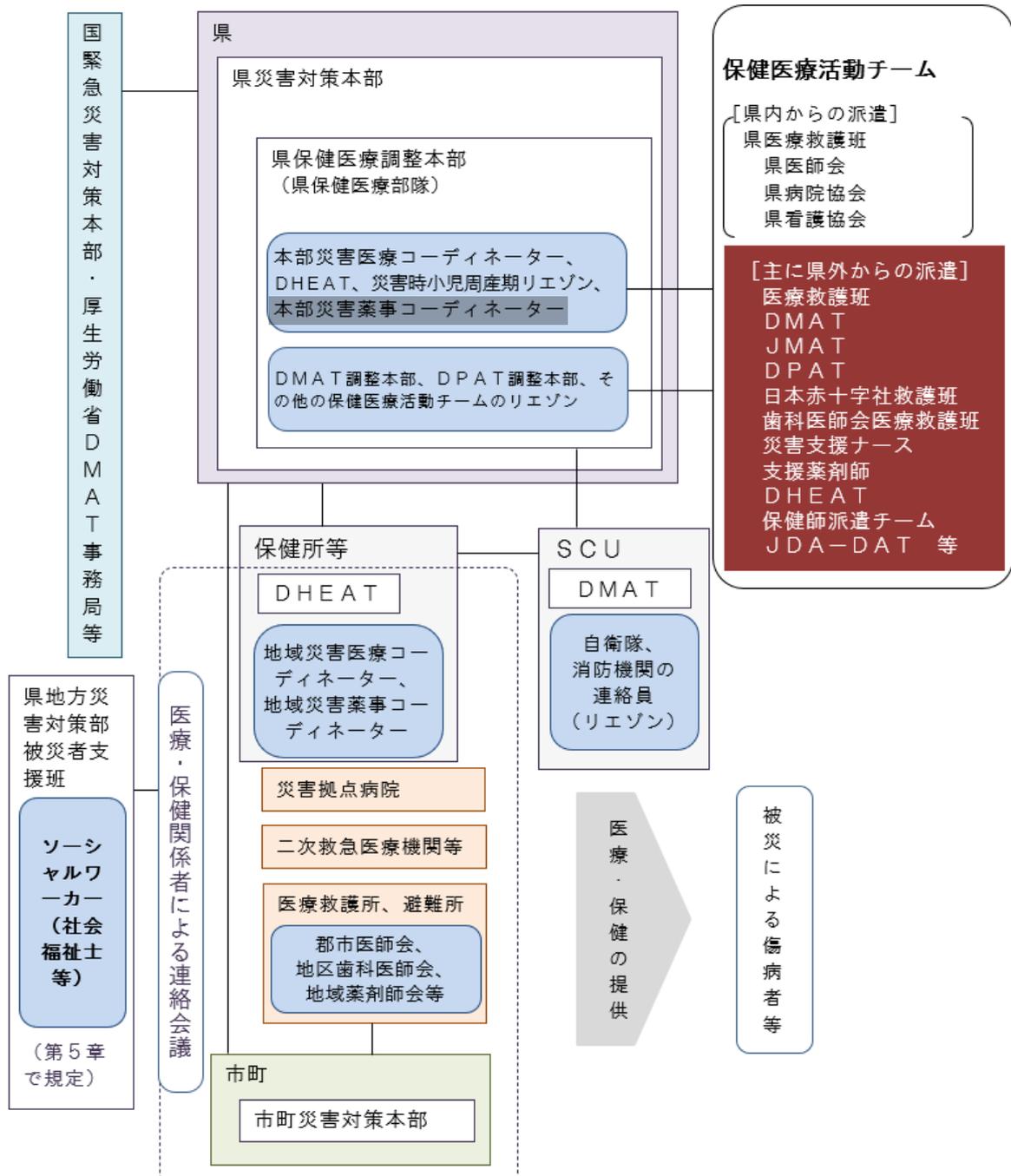
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における保健医療活動チームの受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

医療・保健活動における国・県・市町・医療機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所の設置・運営に際し、保健医療活動チームと連携 ・ 被災者ニーズの情報収集 ・ 保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携

<県>

関係機関	主な役割	
県庁	県災害医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被害状況の把握 ・ 保健医療活動チームへの応援要請 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括 ・ 本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携 ・ 保健医療活動チームの受入れと活動調整
	本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえた県全域の保健医療活動に関して助言及び支援
	災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健医療調整本部において、小児・周産期医療に関して本部災害医療コーディネーターをサポート ・ 搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整
	本部災害薬事コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえ、県全域の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等
	DMAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ DMATの活動調整と県災害医療本部との情報共有
	DPAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ DPATの活動調整と県災害医療本部との情報共有
	DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整
地域	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内における災害拠点病院等の情報収集と支援 ・ 地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整 ・ SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営
	地域災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援
	地域災害薬事コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等において、地域内の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域にわたる医療・保健活動の調整
厚生労働省DMAT事務局等	・ 広域にわたる医療・保健活動の調整
全国知事会	・ 広域にわたる医療救護班、保健師の調整

■ 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム）

保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織
DMA T	急性期の災害医療（現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送）	厚生労働省 DMA T事務局	都道府県 DMA T	三重DMA T
JMA T	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県 JMA T	三重JMA T
DPAT	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省 DPAT事務局	都道府県 DPAT	三重DPAT
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社 都道府県支部	日本赤十字社 三重県支部
歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科 医師会	三重県歯科 医師会
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護 協会	三重県看護協 会
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤 師会	三重県薬剤師 会
DHEAT	県保健医療調整本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
JDA-DAT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養 士会	三重県栄養士 会
医療救護班	医療救護	全国知事会	都道府県医療 救護班	三重県医療救 護班

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 医療機関の被害状況等の収集・情報共有
- (6) 医療救護所の設置
- (7) SCU候補地の被害状況の把握と情報共有
- (8) 保健医療活動チームの受入れ
- (9) 保健医療活動チームの活動支援
- (10) 被災現地での医療・保健関係者による連絡会議への参加

【留意点】

(5) 医療機関の被害状況等の収集・情報共有

市町災害対策本部は、医療・保健活動が安全かつ継続的に行われるよう、発災直後の医療機関の被害状況等を積極的に収集し、保健所等と情報共有する必要があります。

(6) 医療救護所の設置

市町災害対策本部は、傷病者に対する応急処置等を行うため、郡市医師会等と協議し医療救護所を設置する必要があります。

迅速な医療救護所の設置や被害状況を踏まえた医師等の配置要請のため、あらかじめ市町は、郡市医師会と協定締結等を行っておくことが望ましいです。

(7) SCU候補地の被害状況の把握と情報共有

市町災害対策本部は、SCUの設置・運営が速やかに行われるよう、保健所と連絡・調整の上、県による対応が困難な場合など状況に応じて、SCU候補地の被害状況を把握し、保健所に報告する必要があります。

(8) 保健医療活動チームの受入れ

市町災害対策本部は、被災地における医療・保健分野のニーズを早急に把握し、保健医療活動チームを迅速に受入れられるよう、避難所等の保健医療ニーズを把握の上、県へ報告する必要があります。

また、医療救護所の設置・運営が円滑に進むよう、保健医療活動チームと連携することも必要です。

(9) 保健医療活動チームの活動支援

市町災害対策本部は、保健医療活動チームが各市町内で円滑に活動するために必要な情報の収集・提供・共有に努め、保健医療活動チームを支援する必要があります。

(10) 被災現地での医療・保健関係者による連絡会議への参加

市町災害対策本部は、保健医療活動チームの受入れがスムーズに進むよう、医療・保健関係者による連絡会議に参加し、把握している避難所等の保健医療ニーズについて報告し、保健医療活動チームと情報共有する必要があります。

第4節 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画）」に基づく活動期間は、災害規模により変動することとしています。

介護職員の全国からの応援は、熊本地震において初めて実施され、介護職員等の派遣期間は5か月程度でしたが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、それ以上の長期の活動期間となることが想定されます。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 （発災～発災後 1日目以降）		調整本部の設置
	介護職員等の派遣ニーズの把握・ 県への報告	介護職員等の応援要請
	福祉避難所等の被害状況の把握・ 県への報告	社会福祉施設等の被害状況の把握と共有
受入れ調整 （発災～発災後 2日目以降）		緊急輸送ルート上の被害状況・啓 開状況の情報収集と共有
		介護職員等の活動方針の決定
支援活動及び調整 （発災～発災後 3日目以降）	介護職員等の活動支援（活動に 必要な情報の提供等）	介護職員等の受入れ・活動調整
		介護職員等の活動支援
		ニーズ把握と支援の調整
		医療・保健活動との連携

2. 活動の概要

【ポイント】

(2) 県等の活動の概要

【留意点】

(2) 県等の活動の概要

① 県の活動

県（被災者支援部隊避難者支援班）は、県社会福祉協議会、関係団体と協議の上、調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他都道府県の関係団体との調整を行います。

また、県（被災者支援部隊避難者支援班）は、市町災害対策本部を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズ及び被害状況の収集に加え、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の収集等を行うとともに、調整本部や関係機関と共有し、介護職員等の活動を支援します。

さらに、県（被災者支援部隊避難者支援班）は、災害時に提供される医療・保健活動と連携して高齢者や障がい者等の支援活動を行います。

県（地方災害対策部被災者支援班）は、被災者に対する支援の調整を行うソーシャルワーカー（社会福祉士等）と共に、保健所等の被災現地で開催される医療・保健関係者による連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図ります。収集した情報は県（被災者支援部隊避難者支援班）と共有します。

② 調整本部の活動

調整本部は、関係団体を通じた避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズ及び社会福祉施設の被害状況の収集を行います。

調整本部は、被害状況と被災施設等における介護職員等の派遣ニーズを踏まえ、介護職員等の受入れ調整に係る活動方針を決定し、派遣可能な介護職員等のマッチングにより、実際に派遣された職員の情報を派遣先の社会福祉施設等から収集します。

調整本部において、県（被災者支援部隊避難者支援班）と関係団体が把握する介護職員等の派遣ニーズと派遣状況を共有するとともに、派遣がニーズに合致しておらず過不足がある場合は、再度マッチングのための方針を決定し、国や他都道府県の関係団体に応援要請を行います。

【介護職員等の主な活動場所】

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 福祉避難所指定の高齢者入所施設
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション）
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所施設
社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護）
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児（者）入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・ 福祉避難所指定の障害者入所施設

介護職員等の職種	活動場所
看護師、理学療法士、作業療法士、介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホーム
保育士、看護師、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 福祉避難所指定の児童養護施設
保育士、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設
保育士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、看護師、保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所（福祉避難所以外のもの）

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(3) 関係機関との連携体制の構築

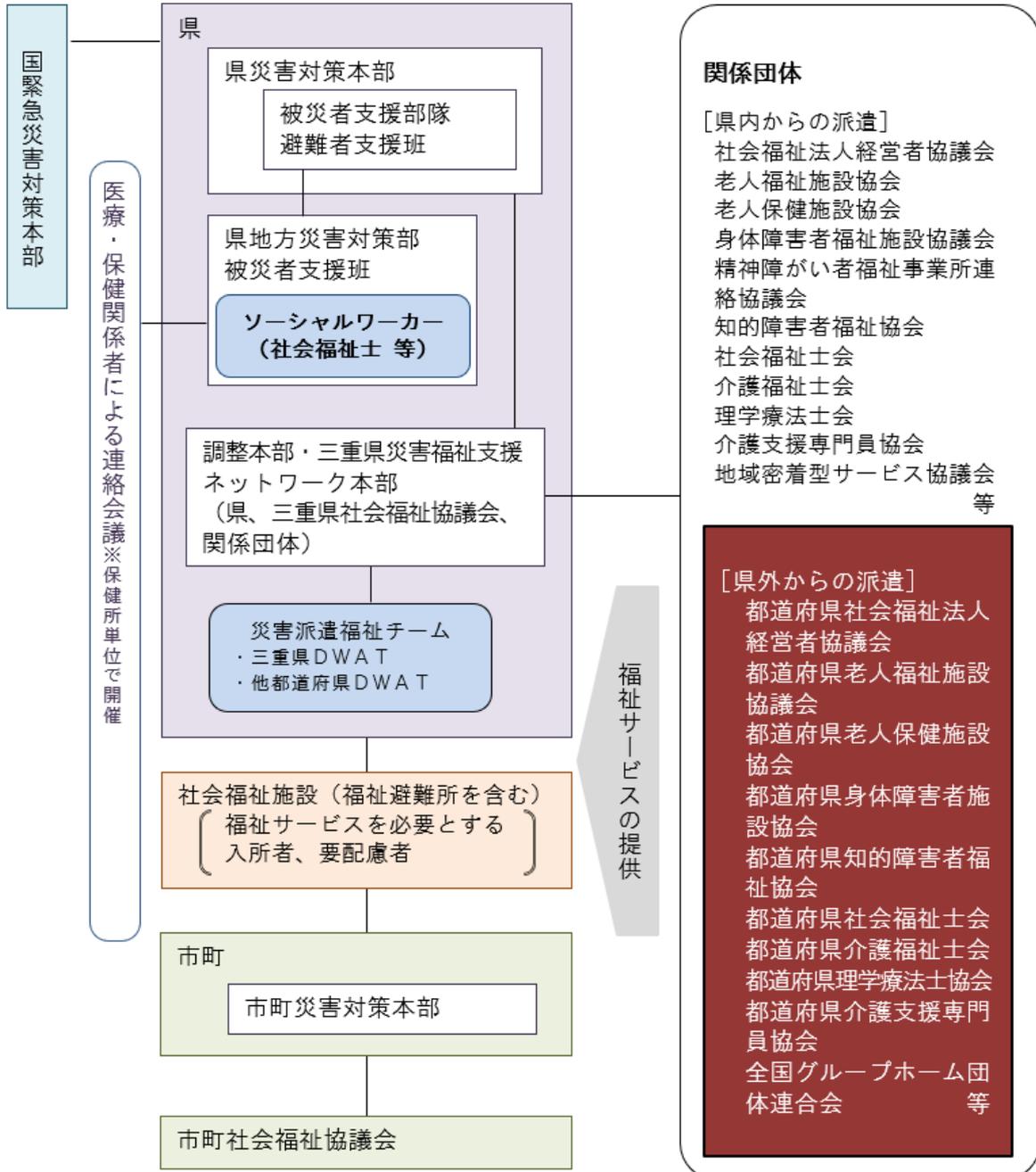
【留意点】

(3) 関係機関との連携体制の構築

市町における介護職員等の受入れ活動には、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

介護職員等の受入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・ 福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告 ・ 市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町災害対策本部との情報共有

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握 ・ 職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請 ・ 調整本部との連絡調整・情報共有 ・ 介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定
県地方災害対策部 被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整） ・ 県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有
三重県社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整本部との連絡調整・情報共有 ・ 市町社会福祉協議会との情報共有
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他都道府県関係団体への応援要請 ・ 調整本部との連絡調整・情報共有

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・ 被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

■ 介護職員等を派遣する関係団体

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	主な派遣する介護職員等の職種
全国社会福祉法人 経営者協議会	三重県社会福祉法人 経営者協議会	介護職員 等の派遣 による高 齢者、障 がい者等 への支援	介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士、看護師、保育 士等
全国老人福祉施設協議会	三重県老人福祉施設協会		介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士等
全国老人保健施設協会	三重県老人保健施設協会		介護員、看護師等
全国身体障害者施設協議会	三重県身体障害者 福祉施設協議会		介護員、介護福祉士、 社会福祉士
—	三重県精神障がい者 福祉事業所連絡協議会		精神保健福祉士
日本知的障害者福祉協会	三重県知的障害者 福祉協会		介護福祉士、社会福祉 士、相談支援専門員
全国児童養護施設協議会	三重県児童養護施設協会		保育士、児童指導員
全国母子生活支援施設協議 会	三重県母子生活支援施設協 議会		保育士、社会福祉士、 精神保健福祉士
全国救護施設協議会	三重県救護施設協議会		介護福祉士、社会福祉 士
全国地域包括・在宅介護支 援センター協議会	三重県地域包括・在宅介護 支援センター協議会		介護支援専門員、社会 福祉士
全国保育協議会	三重県保育協議会		保育士
全国グループホーム団体連 合会	三重県地域密着型サービ ス協議会		介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士、認知症介護指 導員
—	三重県デイサービスセンタ ー協議会		介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士、認知症介護指 導者
全国社会就労センター協議 会	三重県社会就労センター協 議会		介護福祉士、社会福祉 士、相談支援専門員
日本社会福祉士会	三重県社会福祉士会		社会福祉士
日本介護福祉士会	三重県介護福祉士会		介護福祉士
日本理学療法士協会	三重県理学療法士会		理学療法士
日本介護支援専門員協会	三重県介護支援専門員 協会		介護支援専門員
日本精神保健福祉士協会	三重県精神保健福祉士 協会		精神保健福祉士
全日本ろうあ連盟	三重県聴覚障害者協会		言語聴覚士、手話通訳 士

■ 福祉サービスを提供するもの

職種	主な役割
介護員	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助
介護支援専門員	ケアプランの作成及び給付管理、利用者と事業者の調整
社会福祉士	生活相談及び助言、自立生活のための援助計画の作成・評価・見直し、行政・関係機関との連絡調整
介護福祉士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助、介護を受ける方やその家族からの相談及び助言
理学療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（身体の基本的な機能回復をサポート）
作業療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（日常生活を送る上で必要な機能回復をサポート）
精神保健福祉士	精神障がい者やその家族からの相談及び助言
相談支援専門員	障がい者が自立した日常生活を送るための相談支援全般
言語聴覚士	「話す」「聞く」リハビリの訓練計画作成及び実施
手話通訳士	手話による通訳（社会福祉士・介護福祉士との兼務も多い）
認知症介護指導者	認知症患者や地域住民への相談及び啓発
看護師	健康管理、医療行為
保育士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの援助、児童の生活や遊びの指導
児童指導員	児童の成長の援助、基本的な生活習慣や学習の指導

【想定する支援対象者】

要介護者、障がい児・者（視覚、聴覚、肢体、内部、知的、発達、精神）、難病者、子ども等

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (4) 介護職員等の派遣ニーズの把握・県への報告
- (5) 福祉避難所等の被害状況の把握・県への報告
- (6) 介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の共有
- (7) 介護職員等の活動支援

【留意点】

(4) 介護職員等の派遣ニーズの把握・県への報告

市町災害対策本部は、被災地における福祉分野のニーズを速やかに把握するため、福祉避難所と福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズ収集を行い、県に報告する必要があります。

なお、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズ収集及び他都道府県関係団体への応援要請については、関係団体が担います。

(5) 福祉避難所等の被害状況の把握・県への報告

市町災害対策本部は、福祉サービスを安全かつ継続的に提供できるよう、被災地における福祉サービスや、福祉避難所等の被害状況について情報収集し、県に報告する必要があります。

(6) 介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の共有

市町災害対策本部は、介護職員等の受入れ活動を迅速に行えるよう、介護職員等の受入れ調整に係る活動方針について、調整本部と情報共有する必要があります。

(7) 介護職員等の活動支援

市町災害対策本部は、介護職員等が各市町内で円滑に活動するために必要な情報の収集・提供・共有に努め、介護職員等を支援する必要があります。

第5節 燃料供給

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画）」のうち、燃料供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね4週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
燃料供給 (発災～発災後 12時間)		(県内での対応)
		中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の情報収集・提供
	市町が管理する重要施設の燃料供給ニーズの把握・県への要請	重要施設への燃料供給のニーズ調査
	市町が管理する重要施設への燃料供給完了を県へ報告	県石油商業組合に重要施設への燃料供給を要請・供給
		緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
		県内備蓄及び契約業者による航空燃料の供給
		製油所への道路・航路啓開状況の情報収集・提供
燃料供給 (発災～発災後 1日目)		(国への要請)
		国緊急災害対策本部に中核SSへの燃料供給を要請
		国緊急災害対策本部に重要施設への燃料供給を要請
		県民への一般車両の給油に関する情報の広報・周知
		国緊急災害対策本部に航空燃料の供給を要請
燃料供給 (発災～発災後 2日目以降)		(国への要請)
		国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(中核SS)
		中核SSへの燃料供給状況の確認
	市町が管理する重要施設への燃料供給完了を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(重要施設)
		重要施設への燃料供給状況の確認
		国緊急災害対策本部に要請した航空燃料の供給
		航空燃料への燃料供給状況の確認

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関して、県からの燃料供給要請を受けた場合、国は、石油連盟に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から燃料供給を行います。

重要施設への燃料供給に関して、県からの燃料供給要請を受けた場合、国は、石油連盟や全国石油商業組合連合会に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から重要施設への燃料供給を行います。

②県の活動

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関して、県は、県石油商業組合から県内の中核給油所（中核SS）の稼働状況や燃料在庫状況の情報収集を行い、災害応急対策活動に従事するものとして証明書が交付された車両に燃料供給します。また、県内の燃料で供給できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請します。

重要施設への燃料供給に関して、県は、重要施設へ燃料供給の必要性を照会し、収集した情報を基に、県石油商業組合に対し燃料供給の要請を行い、燃料の配送を行います。県内の燃料で対応できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請します。

(3) 活動拠点

燃料の供給の受入れをスムーズに行うため、中核給油所（中核SS）、小口燃料配送拠点、製油所について、それぞれの拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①中核給油所（中核SS）

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）で、災害応急対策活動に従事する車両に優先的に供給する給油所です。

②小口燃料配送拠点

平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）で、災害発生時には小型タンクローリーにより重要施設への燃料配送を行います。

③製油所

原油を受入れ、これを精製してガソリン、灯油、軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場です。

災害発生時には、石油元売各社を通じ、中核給油所及び小口燃料配送拠点等へ燃料配送を行います。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

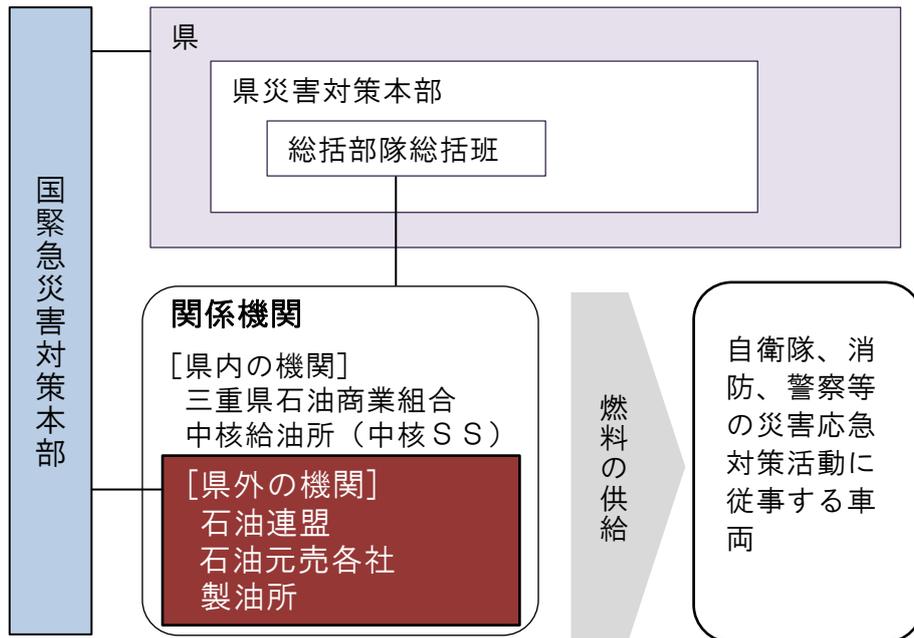
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

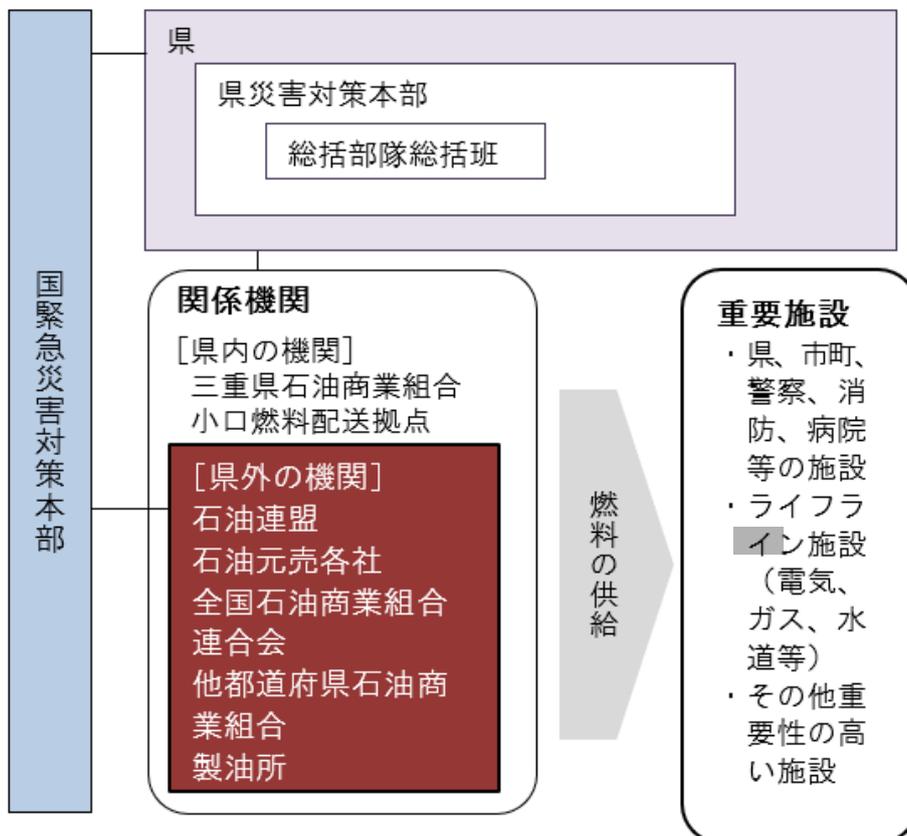
市町における燃料供給の受入れには、主に下記の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関する関係機関の体制



重要施設への燃料供給に関する関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・ 通信担当)	< 中核給油所（中核 SS）関係 > ・ 中核 SS の稼働状況や燃料在庫状況の確認及び情報提供 < 重要施設への燃料供給 > ・ 燃料供給のニーズ調査 ・ 県石油商業組合や国の緊急災害対策本部に対する燃料供給の要請 ・ 燃料供給状況の把握 ・ 重要施設への道路啓開情報の収集 < 製油所関係 > ・ 製油所への道路等啓開情報の収集

<国等>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な燃料供給の調整
石油連盟 (県外・全国組織)	・ 石油元売各社に対する燃料供給の依頼
全国石油商業組合連 合会	・ 被災県以外の石油商業組合に対する燃料供給の依頼

■ 燃料供給を行う機関

関係機関	主な役割
県石油商業組合	・ 小口燃料配送拠点に対する燃料配送の依頼
中核 S S	・ 燃料の供給
小口燃料配送拠点	・ 燃料の配送

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 燃料供給にかかる県への要請
- (6) 燃料供給の受入れ対応

【留意点】

(5) 燃料供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務が継続できるよう、これらの重要施設における燃料の供給ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

その際、燃料供給に必要な設備等の情報及び燃料備蓄が枯渇するまでの期間を報告することも必要です。

必要に応じて、災害応急対策活動に従事する市町の車両についても、燃料の供給ニーズを把握し、県への要請を行うことが求められます。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設及び車両をあらかじめ指定しておく必要があります。

重要施設に指定する場合、平時より災害発生時においても業務継続に必要な燃料の備蓄を行い、事前の備えに努めることが求められます。また、災害応急対策活動に従事する車両に指定する場合、発災後に燃料の供給の対象車両である証明書の交付をあらかじめ検討しておくことも必要です。

(6) 燃料供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対する燃料供給が完了した場合、県へ供給完了を報告する必要があります。

第6節 電力の臨時供給

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画）」のうち、電力の臨時供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね8週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
電力の臨時供給 (発災～発災後 12時間)	市町が管理する重要施設の電力供給ニーズの把握・県への要請	重要施設への電力の臨時供給のニーズ調査
	市町が管理する重要施設への電力供給完了を県へ報告	県内一般送配電事業者に重要施設への電力の臨時供給を要請・供給
		緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
電力の臨時供給 (発災～発災後 1日目)		国緊急災害対策本部に重要施設への電力の臨時供給を要請
電力の臨時供給 (発災～発災後 2日目以降)	市町が管理する重要施設への電力供給完了を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請した電力の臨時供給
		重要施設への電力の臨時供給状況の確認

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

重要施設への電力供給に関して、県からの電力供給要請を受けた場合、国は、他都道府県の一般送配電事業者に対し重要施設への臨時供給を要請します。

②県の活動

県は、重要施設に対し電力の臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般送配電事業者に対し臨時供給を要請します。

県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行います。

(3) 活動拠点

電力の臨時供給の受入れをスムーズに行うため、一般送配電事業者について、拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①一般送配電事業者

日本の電気事業法に定められた電気事業者の類型の一つで、送電線、変電所等を維持・運用し、電気を供給することを主な事業とする事業者で、災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を行います。

本県を所管する事業者は、中部電力株式会社及び関西電力株式会社です。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

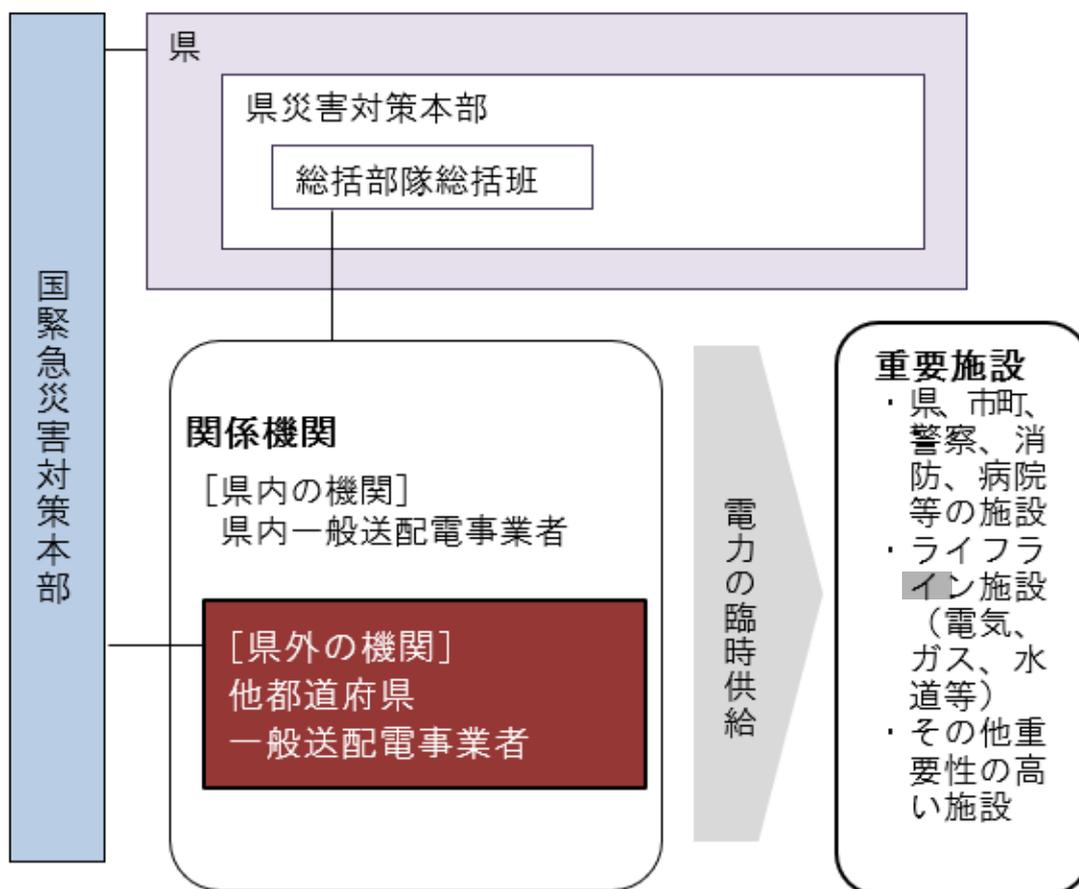
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における電力の臨時供給の受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

電力の臨時供給に関する関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・ 通信担当)	・ 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・ 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な電力供給の調整

■ 電力の臨時供給を行う機関

関係機関	主な役割
一般送配電事業者	・ 重要施設への臨時供給 ・ 電源車への燃料供給の要請

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 電力の臨時供給にかかる県への要請
- (6) 電力の臨時供給の受入れ対応

【留意点】

(5) 電力の臨時供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務を継続できるよう、電力の臨時供給ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設をあらかじめ指定しておく必要があります。

(6) 電力の臨時供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対する電力の臨時供給が完了した場合、県へ供給完了を報告する必要があります。

第7節 ガスの臨時供給

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画）」のうち、ガスの臨時供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね8週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
ガスの臨時供給 (発災～発災後 12時間)	市町が管理する重要施設のガス供給ニーズの把握・県への要請	重要施設へのガスの臨時供給のニーズ調査
	市町が管理する重要施設へのガス供給完了を県へ報告	県内一般ガス導管事業者に重要施設へのガスの臨時供給を要請・供給
		緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
ガスの臨時供給 (発災～発災後 1日目)		国緊急災害対策本部に重要施設へのガスの臨時供給を要請
ガスの臨時供給 (発災～発災後 2日目以降)	市町が管理する重要施設へのガス供給完了を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請したガスの臨時供給
		重要施設へのガスの臨時供給状況の確認

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

重要施設へのガス供給に関して、県からのガス供給要請を受けた場合、国は、他都道府県の一般ガス導管事業者に対し重要施設への臨時供給を要請します。

②県の活動

県は、重要施設又は県内一般ガス導管事業者へガスの臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し臨時供給を要請します。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行います。

(3) 活動拠点

ガスの臨時供給の受入れをスムーズに行うため、一般ガス導管事業者、一般社団法人三重県LPガス協会について、それぞれの拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①一般ガス導管事業者

ガス製造事業者から導管やローリー車等により、ガス供給を行う事業者で、供給区域内で、導管等を維持・運用し、ガスを供給することを主な事業としています。災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を行います。

本県を所管する事業者は、東邦ガス株式会社及び上野都市ガス株式会社及び名張近鉄ガス株式会社です。

②一般社団法人 三重県LPガス協会

LPガスが入った容器を、配送車により運搬を行い、ガスを供給することを主な事業としています。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

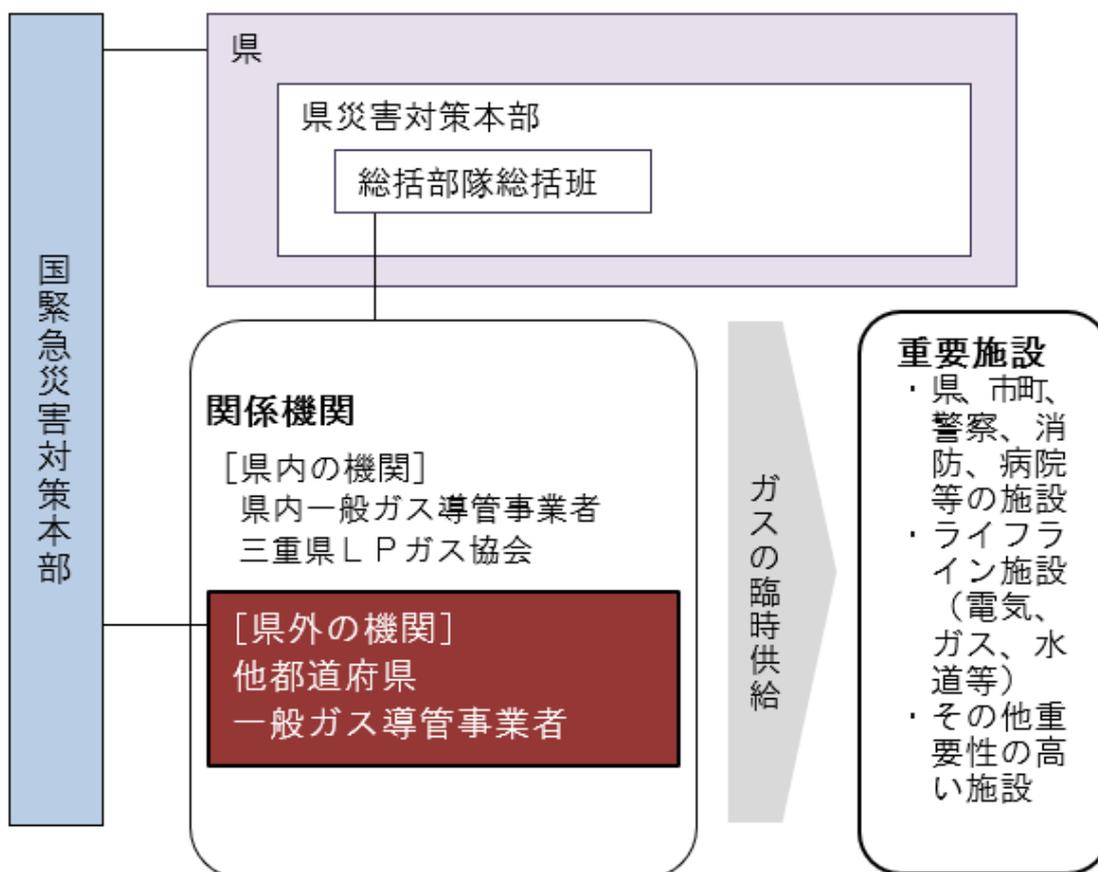
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町におけるガスの臨時供給の受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

ガスの臨時供給に関する関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・ 通信担当)	・ 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・ 県内一般ガス導管事業者や緊急災害対策本部への臨時供給の要請

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な臨時供給の調整

■ ガスの臨時供給を行う機関

関係機関	主な役割
一般ガス導管事業者	・ 重要施設への臨時供給
三重県LPガス協会	・ 重要施設への臨時供給

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) ガスの臨時供給にかかる県への要請
- (6) ガスの臨時供給の受入れ対応

【留意点】

(5) ガスの臨時供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務を継続できるよう、これらの重要施設におけるガスの臨時供給ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設をあらかじめ指定しておく必要があります。

(6) ガスの臨時供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対するガスの臨時供給が完了した場合、県へ供給完了を報告する必要があります。

第8節 通信の臨時確保

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画）」のうち、通信の臨時確保に関する活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
通信の臨時確保 (発災～発災後 12時間)	市町が管理する重要施設の通信の臨時確保のニーズの把握	通信師匠の発生状況を県内電気通信事業者を確認
	市町が管理する重要施設の通信の臨時確保のニーズの県への要請	重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査
	市町が管理する重要施設への通信復旧を県へ報告	県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請
		緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
通信の臨時確保 (発災～発災後 1日目)		国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請
通信の臨時確保 (発災～発災後 2日目以降)	市町が管理する重要施設への通信復旧を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保
		重要施設へ通信の確保状況の確認

2. 活動の概要

【ポイント】

(2) 国・県の活動の概要

(3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

① 国の活動

重要施設への通信の臨時確保に関して、県からの臨時確保要請を受けた場合、国は、他都道府県の電気通信事業者に対し重要施設への臨時確保を要請します。

② 県の活動

県は、県内電気事業者に対し、通信障害が発生している地域を確認した上で、重要施設へ通信の臨時確保の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内電気事業者に対し臨時確保を要請します。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時確保の要請を行います。

(3) 活動拠点

通信の臨時確保の受入れをスムーズに行うため、電気通信事業者について、それぞれの拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

① 電気通信事業者

指定公共機関である電気通信事業者のことで、災害発生時には、通信が途絶した重要施設に対し、基地局や交換機器等の通信設備における電力又は伝送路の確保及び非常用発電機の燃料確保等についての対応状況並びに基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による通信の臨時確保を行います。

本県を所管する事業者は、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社があります。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

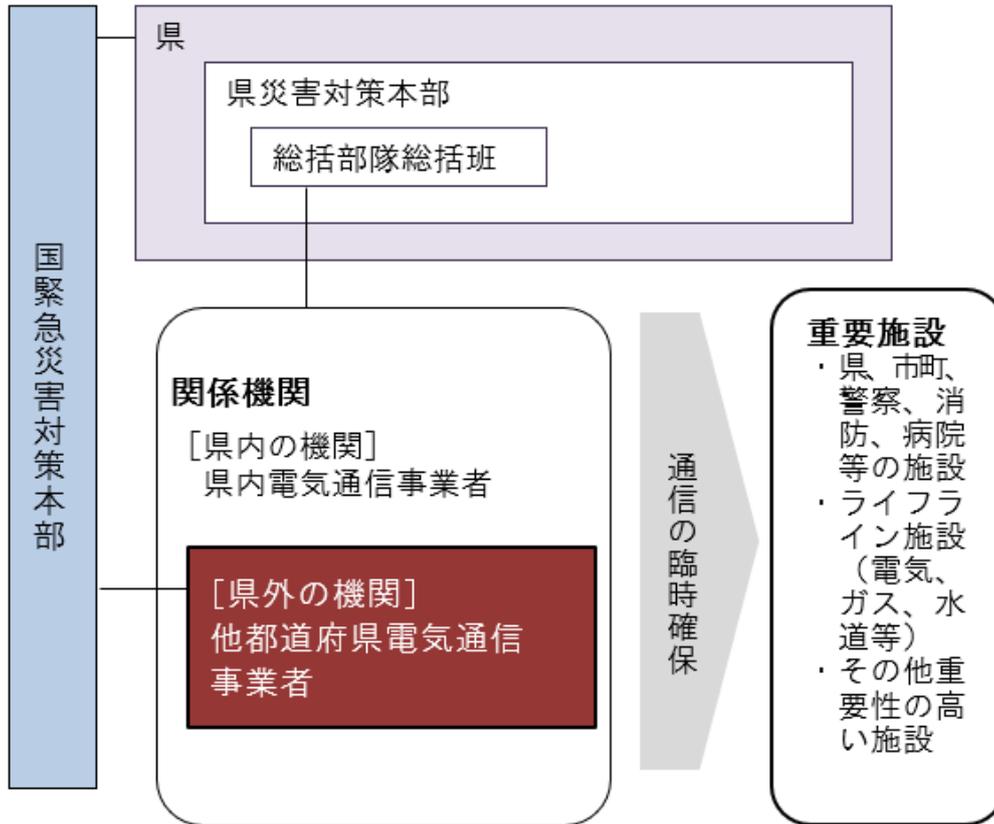
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における通信の臨時確保の受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

通信の臨時確保に関する関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への通信の臨時確保にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・ 通信担当) 社会基盤整備部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 ・重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 ・県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 ・復旧作業に必要な啓開作業の実施

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・広域的な通信の臨時確保の調整

■ 通信の臨時確保を行う機関

関係機関	主な役割
電気通信事業者	・重要施設における通信の臨時確保

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 通信の臨時確保にかかる県への要請
- (6) 通信の臨時確保の受入れ対応

【留意点】

(5) ガスの臨時供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務を継続できるよう、これらの重要施設における通信の臨時確保ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設をあらかじめ指定しておく必要があります。

(6) ガスの臨時供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対する通信の臨時確保が完了した場合、県へ確保完了を報告する必要があります。

三重県市町受援計画策定手引書

令和 3 年（2021 年）3 月 修正

平成 31 年（2019 年）3 月 策定

発 行 三重県

連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

（三重県防災対策部災害対策課）

T E L 059-224-2189

F A X 059-224-2199

E-mail staisaku@pref.mie.lg.jp

U R L <http://www.bosaimie.jp/>